

経済・財政再生アクション・プログラム 改革工程、KPIの進捗整理表

【社会保障分野】

(2016年11月17日時点)

経済・財政再生計画 改革工程表

社会保障分野においては、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化に係る改革項目を含め、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に実行していく。本年2月以降、社会保障WGにおいては、改革工程表に基づく改革の推進に向け、「見える化」の深化を進めるとともに、そこから見えてくる今後の取組の在り方等について議論を行い、とりまとめを行った。（具体的内容は別紙のとおり。また、改革工程表の各項目との対応関係は以下のとおり（青枠の位置は対応する時期を表すものではない）。）

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度			2017年度				
医療・介護提供体制の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)>							【関連事項】 地域医療構想策定の着実な進捗と構想実現のための取組 (別紙p1)	地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】
	必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒して策定					地域医療構想に基づく(病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等))			
	病床機能分化の進捗評価等に必要病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定					見直し後の基準による病床機能報告を実施		【関連事項】 診療報酬改定の検証(別紙p1) 慢性期の医療・介護(療養病床の転換及び受け皿等)に関する検討(別紙p1)	
< 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討>									
地域差は正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施					地域差は正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応				
厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等に対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理					関係審議会等における検討の結果に基いて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)				
介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論					療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進				

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度			2017年度				
医療・介護提供体制の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討>							【関連事項】 医師・看護職員等の需給についての検討(別紙p1)	<前頁参照> <前頁参照>
	入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論					関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)			
	< 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点踏まえた医師・看護職員等の需給について検討>								
「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討し、結論									

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)
 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討
 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討
 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点踏まえた医師・看護職員等の需給について検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地域医療構想の策定	30都府県が策定済み（2016年10月末現在）	2016年度中に全都道府県が策定予定
病床機能評価報告制度	・一部の特定入院料等を算定する病棟について、病床機能の判断の考え方を示した。 ・2016年度の病床機能報告から、レセプト情報に病棟コードを導入することにより、病棟ごとの医療の内容について報告を実施。	来年度以降、平成30年度までの早期に、病棟ごとの医療内容の更なる分析を行うことにより、病床機能を選択する際の判断に係る定量的な基準も含めた考え方の見直しを行う。
地域差是正に向けた診療報酬上の対応	・平成28年度診療報酬改定において、療養病棟入院基本料について、 ・医療の必要性の高い患者の受け入れに応じた評価を設けるとともに、 ・医療の必要性をよりきめ細かく評価するための見直しを行った。	平成28年度診療報酬改定の影響の調査・検証を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において更なる対応を行う。
介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換	本年6月から、社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会において、平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等の在り方について検討。患者の状態等に応じたサービス提供の在り方について、年末までに結論を得る。	-
入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
医療従事者の需給	「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討。	検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数	47都道府県 (2016年度)	30都府県が策定済み (2016年10月末)	2016年度中に全都道府県が策定予定
第二階層	地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率 高度急性期、急性期、回復期機能については、病床機能報告による病床数に基づき進捗率を算出 慢性期機能については、療養病床の入院受療率と在宅医療の充実の両方で進捗評価を実施。	2020年度時点での十分な進捗率を実現	-	毎年度3月頃に把握 (2015年度に地域医療構想を策定した都道府県について2018年3月頃に把握予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 担当当府省庁等		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療・介護提供体制の適正化</p>	<p>< 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正></p> <p>< 地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)></p>				<p>【関連事項】</p> <p>医療費適正化計画の策定による地域差「半減」に向けた取組推進(医療費適正化基本方針に係る追加検討)(別紙p2)</p> <p>データ分析を踏まえた医療費適正化施策の実施(別紙p2)</p> <p>医療専門職の「気づき」に基づく取組(別紙p2)</p> <p>重複投薬の是正、複数種類の医薬品処方適正化等(別紙p2)</p> <p>たばこ対策等の目標設定(別紙p2)</p> <p>「見える化」の深化に基づく効果的な施策の検討・実施(別紙p3)</p> <p>「医療+介護」の見える化(別紙p3)</p>		<p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒して行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差は正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p>	<p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目標して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p>	
厚生労働省	<p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p>				<p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p>		<p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p>		

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正
 地域医療構想と統合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定、国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医療費適正化計画の策定	2016年11月4日 医療費適正化基本方針の一部改正において標準的な算定式を示した。	第三期計画期間(平成30～35年度)に向けて、基本方針に即して都道府県が医療費適正化計画を策定。
地域差の分析、「見える化」	医療費の地域差及び伸びの要因等について、詳細な分析を行い、2016年3月、4月及び9月にその結果を公表した。	地域差半減に向け、既存のデータ(NDBデータ等)を用いて、より詳細な分析と都道府県へのデータ提供、「見える化」を随時行っていく。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗			
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応		
第一階層	外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数	47都道府県 (2017年度)	-	2018年3月末時点の都道府県の数 を2018年4月に把握	
	2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数	おおむね半数 (2016年度末)	-	2017年3月末時点の都道府県の数 を2017年4月に把握	
	外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標	後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:262保険者(7%) 8割を超える保険者において、後発医薬品利用推進のために施策を実施している。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
		重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:重複投薬者等への指導を実施している又は今後実施する予定がある保険者は約25%。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
第二階層	医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況	2020年度時点での十分な進捗を実現	-	平成31年度6月時点でレセプトデータから得られる数値を把握(順次最新の数値を更新)	
	年齢調整後の一人当たり医療費の地域差	半減を目指して年々縮小	-	平成26年度時点の数値をできるだけ早期に把握(遅くとも今年度中)。その後、毎年度進捗を把握	
	年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差	見える化	-	前年度の数値を夏頃に把握予定	
	主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差	見える化	-	前年度の数値を夏頃に把握予定	

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
医療・介護提供体制の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		< 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築 >						地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】 在宅医療を行う医療機関の数【増加】 介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】 在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】	【関連事項】 医療と介護の連携の推進(別紙p3) 在宅サービス利用者割合【見える化】
		第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進				第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進			
		第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進				第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進			
		在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進				次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定			
	平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施	看取りも含めた在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る							
		< 人生の最終段階における医療の在り方を検討 >						【関連事項】 人生の最終段階における医療の在り方(別紙p3)	
	人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討	相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施				国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施			
厚生労働省									

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

**改革項目： 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築
人生の最終段階における医療の在り方を検討**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
介護保険事業計画に基づく取組	第6期介護保険事業計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進。	第6期介護保険事業計画(2015～2017年度)及び第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進。
医療計画に基づく取組	2016年中に第7次医療計画策定に向け作成方針の見直しについて検討。	都道府県において第7次医療計画を策定し、これに基づき、推進。
地域支援事業の充実、日常生活支援総合事業の実施	介護予防・日常生活支援総合事業については、2017年4月、地域支援事業の充実による生活支援体制整備事業等については2018年4月までに全保険者で実施する予定となっている。	各保険者の取組状況を踏まえ、引き続き必要な支援を実施する。
医師、看護師の育成	在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる高度人材を育成するための研修を実施。	研修内容を見直ししながら、継続的に在宅医療推進に資する人材育成研修を実施。
人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援スキルを備えた医療従事者の育成等	人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・ケアチーム(医師・看護師等)の育成研修を実施。	・研修等により、患者本人の意思決定を基本とするプロセスの普及を図る。 ・検討会を設置し、国民に対する意識調査を実施した上で、さらに必要な施策等について検討し、順次実施。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	100% (2017年度末)	小規模多機能型居宅介護：72% 看護小規模多機能型居宅介護：36% 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：40% (2016年6月月報による暫定値)	毎年度数値を測定する
	在宅医療を行う医療機関の数	増加	在宅療養支援病院：1,074機関 在宅療養支援診療所：14,562機関 (いずれも2015年7月)	2016年度の数値は2017年11月～12月頃に把握予定
	介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者	100% (2017年4月)	32.7% (516/1579) (2016年4月末)	セミナーの開催(平成28年度計12回)等を通じて保険者への支援を実施し、各保険者において実施に向けた準備を進めている。
	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者	100% (2018年4月)	生活支援体制整備事業：61.4% 在宅医療・介護連携推進事業：70.9% 認知症初期集中支援事業：27.1% 認知症地域支援・ケア向上事業：60.0% (いずれも2016年4月末)	在宅医療・介護連携推進事業については、事業に関するセミナーを開催するなど、市町村における事業導入の支援に取り組んでいる。 認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業については、事業に関する研修を実施した他、先行事例集のとりまとめに取り組んでいる。
第二階層	在宅サービス利用者割合	見える化		2016年度末の数値を2017年度に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当府省庁等	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
医療・介護提供体制の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討 >								
	かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬改定で対応								
	外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入								
	かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)						
< 看護を含む医療関係職種の評価・質向上や役割分担の見直しを検討 >									
特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援									
臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究									
								【関連事項】 診療報酬改定の検証(別紙p1)	
								かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】	大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】 患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討
看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
かかりつけ医機能の更なる強化(平成28年度診療報酬改定)	平成28年度診療報酬改定において、地域包括診療料等の施設基準の緩和、認知症に対する主治医機能の評価(認知症地域包括診療料)の新設等を行った。	平成28年度診療報酬改定の結果も踏まえ、今後の対応を検討
紹介状なしの大病院受診に対する定額負担	平成28年4月から、紹介状無しで大病院を受診した場合の定額負担を導入した。(対象医療機関)特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院/(最低金額)医科の初診 5000円・医科の再診 2500円)	定額負担の導入の影響を調査・検証し、外来医療の機能分化・連携の推進について引き続き検討する。
かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
特定行為研修制度の実施、研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 指定研修機関の追加指定を行うと共に、特定行為研修制度に関する説明会、指導者講習会を開催し、リーフレット作成等の普及啓発を実施。 都道府県における新人看護職員研修等の研修事業事例集の提示や、看護系データベースに関するワークショップへの支援を実施。 	特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金により、新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や、看護系データベースの参加・利活用の推進を支援。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況	増加	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括診療料届出施設数：93施設 地域包括診療科加算届出施設数：4,701施設(いずれも2015年7月) 	2016年度の数値は2017年11～12月頃に把握予定
第二階層 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合	500床以上の病院で60%以下	67% (2014年)	2017年の数値を2018年12月に把握予定
患者が1年間に受診した医療機関数	見える化	別添参照	2016年度の数値は2017年6～8月頃に把握

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
2014・2015年度 担当当府省庁等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
医療・介護提供体制の適正化	<p>< 都道府県が行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組 > < ()改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分 ></p> <p>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分</p> <p>2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続</p>						【 関連事項】 地域医療構想策定の着実な進捗と構想実現のための取組 (別紙 p 1)	
	<p>< ()医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用在り方の検討 ></p> <p>高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p> <p>< ()機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応 ></p> <p>7対1入院基本料算定要件の見直しを含む機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬で対応</p> <p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応</p>						病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等 (7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】)	
	<p>< ()都道府県の体制・権限の整備の検討 等 ></p> <p>都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる</p>						【 関連事項】 診療報酬改定の検証 (別紙 p 1)	
厚生労働省								

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
 ()改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分
 ()医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討
 ()機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応
 ()都道府県の体制・権限の整備の検討 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
病床の機能分化・連携に係る事業へ重点的な配分	病床の機能分化・連携に関する事業への重点的な配分を実施	2017年度以降も継続実施
高齢者医療確保法の診療報酬の特例の活用方法の検討	診療報酬の特例は、厚生労働大臣が都道府県の医療費適正化計画の最終年度の翌年度にその評価を行い、都道府県の目標達成のための手段として、法律に基づき、その都道府県について異なる診療報酬の定めを行うことができるものである。第2期については、平成30年度に評価を行うこととしている。	診療報酬の特例は、県が目標達成のため必要があると認める場合に、国に意見を提出する仕組みを置いている。国と都道府県における第2期の目標の評価に向けて、評価結果を踏まえて法律に基づく診療報酬の特例も含めてどのような適正化の方策をとりうるかを検討したい。
機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価	平成28年度診療報酬改定で、機能に応じた患者の受入が進むよう、一般病棟入院基本料等の「重症度、医療・看護必要度」や療養病棟の医療区分の該当基準について見直しを行った。	平成28年度診療報酬改定の影響の調査・検証を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において更なる対応を行う。
都道府県の体制・権限の在り方についての検討	地域医療構想が策定段階であることから、権限の行使を実施した例はない。	権限の行使状況等を勘案し、都道府県の体制・権限の在り方について検討

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第二階層	病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等 (7対1入院基本料を算定する病床数、患者数)	縮小	・病床数：369,700床 (2015年7月) ・延べ算定回数： 1,694,756回/月 (2015年6月)	(病床数) 2016年度の数値は2017年11～12月頃に把握 (延べ算定回数) 2016年度の数値は2017年6～7月頃に把握

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>【 関連事項】 日常生活の動線上での健康づくりの推進 (別紙 P 4)</p> <p>疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>								
	<p>< 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築 ></p> <p>保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>< 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒して反映 ></p> <p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< ()2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 ></p>								
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標(後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等)を検討し、2015年度中に決定</p> <p>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始</p> <p>・保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2018年度までに運用方法を確立</p> <p>国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p>							<p>加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】</p> <p>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】、広域連合の数【24団体】</p> <p>< 続 ></p>	<p>健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】</p> <p>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制100万人】</p> <p>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】</p> <p>【2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg】</p> <p>< 続 ></p>
<p>< ()国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 ></p> <p>国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定</p> <p>新たな仕組み()の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施</p> <p>2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す</p> <p>新たな仕組みを2018年度より施行</p>									

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>【 関連事項】 疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>								
	<p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< ()健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 ></p> <p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標(後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等)を検討し、2015年度中に決定</p> <p>制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計()</p> <p>(1)保険者の特性を考慮すること、(2)複数の指標による総合的な評価をすること、(3)より多くの保険者に広く薄く加算するとともに、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと等を検討</p> <p>健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>							<p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数【47都道府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】</p>	<p>健診受診率(特定健診等)【2017年度の特健診受診率70%以上、2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%以上(特定健診を含む)】</p> <p>後発医薬品の使用割合【2017年度70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>
	<p>< ()医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方等 ></p> <p>診療報酬支払基金において、2015年度末までに、新たな業務効率化等に関する計画を策定</p> <p>業務効率化等に関する計画に基づき、取組を推進</p> <p>国民健康保険団体連合会において、業務の効率化等について中期経営計画等による取組を推進</p>								

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築

国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映

保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計

- () 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立
- () 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映
- () 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化
- () 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本年1月には、保険者種別で共通的に取り組むべき指標を提示し、本年9月の医療保険部会に制度の見直し等や指標等の検討状況を報告。 ・平成28年4月に厚生労働省、日本医師会等の三者で策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき取組を推進。同年7月に全保険者を対象に調査を実施し、同月に開催された日本健康会議にて、重症化予防の取組を行う自治体等の進捗状況を公表。同年11月には、重症化予防の取組の更なる横展開に向けた課題と対応策等について検討する重症化予防WGを開催し、議論。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加減算制度は、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率や後発医薬品の使用割合などの指標に応じて、インセンティブ(減算)とペナルティ(加算)のメリハリを強化し、平成30年度からの支援金に反映する。 ・平成28年に実施した保険者全数調査や各都道府県・市町村の取組内容等のより詳細な状況把握を行うための詳細調査の結果に基づき、重症化予防WGの資料において、取組を更に進める上での課題の整理、対応策の検討や先進的な事例の紹介等を通じ、引き続き、都道府県単位でのプログラムの策定、市町村における重症化予防の取組の促進を図る。
個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防の取組の推進	<p>健保組合や市町村では、予防・健康づくりに取り組む加入者にヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブを提供する取組が保健事業として実施されている。平成27年医療保険制度改革でも、保険者の努力義務として位置付けるとともに(平成28年4月施行)、厚生労働省において、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを本年5月に公表した。また、本年7月の日本健康会議において取組状況を発表し、ホームページで公表した。</p>	<p>引き続き、先進的な事例の「見える化」や「横展開」を加速化する。</p>
保険者努力支援制度	<p>平成28年4月に自治体へ向け指標の候補を提示した。9月の国保基盤強化協議会の事務レベルWGにおいて、具体的な評価指標と配点の案を提示した。今後平成28年度分の実施に向け、今秋中に自治体へ向け通知を発出する。</p>	<p>保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2018年度までに運用方法を確立。</p>
国民健康保険財政の仕組みの見直し	<p>平成28年4月国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法に係るガイドラインを発出</p>	<p>新たな仕組みの実施に向け、国として政省令改正等の必要な改正を行い、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を平成29年度中に実施</p>
後期高齢者支援金の加算減算制度	<p>本年1月には、保険者種別で共通的に取り組むべき指標を提示し、本年9月の医療保険部会に制度の見直し等や指標等の検討状況を報告。</p>	<p>加減算制度は、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率や後発医薬品の使用割合などの指標に応じて、インセンティブ(減算)とペナルティ(加算)のメリハリを強化し、平成30年度からの支援金に反映する。</p>
診療報酬支払基金の業務効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年4月にデータヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会(以下「検討会」という。)を立ち上げ、7月までに4回実施。 ・ 検討会のもとにWGを設置し、9月～11月上旬にかけて審査・支払効率化を議論するWGを6回、ビッグデータ活用を議論するWGを3回実施。 ・ 11月中旬に検討会を再開し、WGでの意見等を踏まえ支払基金の組織体制等の検討を行い、年内に結論を得る。 	<p>検討会のとりまとめに基づき、取組を実施。</p>
国民健康保険団体連合会の業務効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月にデータヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会(以下「検討会」という。)を立ち上げ、7月までに4回実施。 ・ 検討会のもとにWGを設置し、9月～11月上旬に審査・支払効率化を議論するWGを6回、ビッグデータ活用を議論するWGを3回実施。 ・ 11月中旬に検討会を再開し、WGでの意見等を踏まえ、審査業務の効率化・統一化、保険者機能の強化やビッグデータ活用方策等の検討を行い、年内に結論を得る。 	<p>検討会のとりまとめに基づき、取組を実施する。</p>

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>【 関連事項】 日常生活の動線上での健康づくりの推進 (別紙 P 4)</p> <p>疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>								
	<p>< 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築 ></p> <p>保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p>								
	<p>< 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒して反映 ></p> <p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< () 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 ></p> <p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標 (後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等) を検討し、2015年度中に決定</p> <p>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始</p> <p>・保険者努力支援制度の具体的な仕組み (評価指標、支援額の算定方法等) を検討し、2018年度までに運用方法を確立</p> <p>国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p>								
<p>< () 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 ></p> <p>国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定</p> <p>新たな仕組み () の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施</p> <p>2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す</p> <p>新たな仕組みを2018年度より施行</p>									
							<p>加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術 (ICT) 等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者 【100%】</p> <p>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数 【800市町村】、広域連合の数 【24団体】</p> <p>< 続 ></p>	<p>健康寿命 【2020年までに1歳以上延伸】</p> <p>生活習慣病の患者及びリスク者 【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制100万人】</p> <p>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】</p> <p>【2022年度までに高血圧の改善 (収縮期血圧の平均値の低下) 男性134mmHg、女性129mmHg】</p> <p>< 続 ></p>	

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>【 関連事項】 疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>								
	<p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< () 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 ></p> <p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標 (後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等) を検討し、2015年度中に決定</p> <p>制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計 ()</p> <p>(1) 保険者の特性を考慮すること、(2) 複数の指標による総合的な評価をすること、(3) より多くの保険者に広く薄く加算するとともに、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと等を検討</p> <p>健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>								
	<p>< () 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等 ></p> <p>診療報酬支払基金において、2015年度末までに、新たな業務効率化等に関する計画を策定</p> <p>業務効率化等に関する計画に基づき、取組を推進</p> <p>国民健康保険団体連合会において、業務の効率化等について中期経営計画等による取組を推進</p>								
							<p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数 【47都道府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者 【100%】</p>	<p>健診受診率 (特定健診等) 【2017年度の特健診受診率70%以上、2020年までに健診受診率 (40～74歳) を80%以上 (特定健診を含む)】</p> <p>後発医薬品の使用割合 【2017年度70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>	

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:1,774保険者(51%) 2,847保険者がICT等を活用して健診結果を提供している。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数、広域連合の数	800市町村 24広域連合	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:118市町村(14%)、4広域連合(16%) 糖尿病性腎症の取組を行っている自治体は659市町村、今後実施予定の自治体は362市町村。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
	地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数	47都道府県の協議会	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:0保険者協議会(0%) 半数以上の都道府県の保険者協議会で、保険者等 の間で問題意識の共有を図る取組やデータヘルスの効果的な事例を広める取組を行っている。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
	後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:262保険者(7%) 8割を超える保険者において、後発医薬品利用推進のために施策を実施している。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
第二階層	健康寿命	男性 71.42歳 女性 74.62歳 (2020年) 1歳以上延伸 (2010年比)	男性71.19歳 女性74.21歳 (2013年)	2016年度の数値を2018年3月に把握	
	生活習慣病の患者及びリスク者	2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人	1000万人 (2022年度まで)	950万人(2012年)	2017年度の数値を2018年冬頃に把握予定
		2020年までにメタボ人口2008年度比25%減	メタボ人口2008年度比25%減 (2020年まで)	3.18%減(2014年度) 特定保健指導の対象者数における減少率は、16.1%(2014年度)	2016年度の数値を2018年夏頃把握
		2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg	男性134mmHg 女性129mmHg (2022年度まで)	男性133.8mmHg 女性127.2mmHg (2015年)	2016年度の数値を2017年冬頃に把握予定
	健診受診 (特定健診等)	各年度における特定健診対象者に占める当該年度における特定健診受診者の割合	特定健診受診率70%以上 (2023年度)	48.6% (2014年度)	2016年度の数値を2018年夏頃把握
		各年度における40~74歳人口に占める当該年度に健診(特定健診を含む)を受診した者の割合	健診受診率(40~74歳)を80%以上(特定健診を含む) (2020年まで)	66.2% (2013年度)	2016年の数値を2017年夏頃把握
後発医薬品の使用割合	・70%以上 (2017年度) ・80%以上 (2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査))) <参考値> 63.1% (2016年3月(最近の調剤医療費の動向)) 保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない))	次回の医薬品価格調査は、2017年を予定		

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
2014・2015年度 主担当府省庁等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
インセンティブ改革	<p>< ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進 ></p>						<p>予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体（国民健康保険保険者等）の数【800市町村】</p> <p>< 前々頁・前頁参照 ></p> <p>予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】</p>	
	<p>ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2015度中に策定</p>	<p>ガイドラインに基づき、各保険者においてヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与の取組を順次実施</p>						
	<p>< セルフメディケーションの推進 ></p>							
	<p>健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポートの基準や公表の仕組みについて2015年9月に取りまとめ</p>	<p>2016年度から地域住民の主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する「健康サポート薬局」の公表制度を施行</p>						
<p>医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、医学・薬学の専門家、消費者等の多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う</p>						<p>【関連事項】 セルフメディケーションの推進（別紙p4）</p>		
厚生労働省								

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進
セルフメディケーションの推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等	健保組合や市町村では、予防・健康づくりに取り組む加入者にヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブを提供する取組が保健事業として実施されている。平成27年医療保険制度改革でも、保険者の努力義務として位置付けるとともに(平成28年4月施行)、厚生労働省において、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを本年5月に公表した。また、本年7月の日本健康会議において取組状況を発表し、ホームページで公表した。	引き続き、先進的な事例の「見える化」や「横展開」を加速化する。
健康サポート薬局の公表制度	平成28年10月1日から各都道府県への届出が開始され、各都道府県において薬局機能情報提供制度による公表が進められている。	制度が円滑に運営されるよう、自治体と連携して取り組む。
スイッチOTCが適当と考えられる候補品目について、検討会の設置	平成28年4月13日に、「第1回医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」を開催し、同年8月5日より、スイッチOTC医薬品の候補となる成分について、要望の受付を開始した。	現在、要望品目リストを作成し、情報の整理を行っており、近く公表の上、産業界や関係医学会・医会へ見解を求めるべく準備を進めている。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 予防・健康づくりに関して、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)の数	800市町村	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:115市町村(14%) 予防・健康づくりに向けたインセンティブ事業を行っている自治体は394市町村、今後実施予定の自治体は158市町村。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
	600保険者	-	2016年3月時点の数値を2017年3月頃に把握予定。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017 年度	2018 年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	<p>通常国会</p> <p>概要要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>< 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討 ></p> <p>第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進</p> <p>第4期介護保険給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき推進</p>	<p>市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討</p> <p>モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ</p> <p>費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進</p>	<p>自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業を実施</p> <p>モデル事業の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表、普及に向けた取組を推進</p>	<p>地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>	<p>要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において議論</p>	<p>地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者【100%】</p> <p>年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【縮小】</p>	<p>【関連事項】 給付実態の「見える化」から導かれる課題への対応(別紙p4)</p> <p>保険者機能の強化、高齢者の自立支援・介護予防の全国展開(別紙p4)</p>
		<p>地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表 2次リリース(6月予定): 年齢調整済み指標 3次リリース(2月予定): 既存指標の充実及び拡充</p> <p>国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすい形で定期的に公表</p>						

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
介護保険給付適正化計画に基づく取組	第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付の適正化のための取組を推進。	第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)及び第4期介護給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき、各保険者において給付適正化の取組を推進。
市町村へ専門家を派遣するモデル事業	市町村へ専門家を派遣するモデル事業を5道府県において実施し、効果的な介護費用分析や給付の適正化のための手法を検討。	・モデル事業実施道府県の取組を踏まえ、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ ・費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進
自立支援に資するてきせつなケアマネジメントに向けた手法の検討に関するモデル事業	適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業等を実施中。	モデル事業等の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表。
地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化、保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けに係る制度的枠組み等の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
地域包括「見える化」システム	2016年7月 2次リリース(年齢調整済み指標)を実施。	2017年4月 3次リリース(既存指標の充実及び拡充)を実施予定。
介護給付費の地域差等の分析、「見える化」の推進について、国民にわかりやすい形での公表	2016年7月 2次リリース(年齢調整済み指標)を実施。	2017年4月 3次リリース(既存指標の充実及び拡充)を実施予定。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者	100% (2018年4月)	-	2017年度末の状況を2018年4月頃に把握
第二階層	年齢調整後の要介護度別認定率の地域差	縮小	合計:7.1% 要介護5:10.2% 要介護4:6.5% 要介護3:7.2% 要介護2:8.2% 要介護1:6.6% 要支援:17.5% (2015年度暫定値)	毎年度数値を測定する。
	年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)	縮小	合計:5.2% 施設:8.5% 居住系:20.3% 在宅:8.0% (2015年度暫定値)	毎年度数値を測定する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
イン セン ティブ 改 革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< 高齢者のフレイル対策の推進 >		後期高齢者の特性に応じて、専門職(管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等)が、対応の必要性の高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等のモデル事業を実施			本格実施		【関連事項】 高齢者のフレイル対策(別紙p5)	がん検診受診率 【2016年度までにがん検診受診率50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%)】
	効果的な栄養指導等の研究		専門家や関係者による検討ワーキングチームにおいて、事業内容の効果検証等を実施					低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数【47広域連合】	がんによる死亡者 【がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少】
	< 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進 >							がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村【100%】	2017年度以降は次期がん対策推進基本計画で策定する目標値
	「がん対策加速化プラン」を2015年中を目途に策定		「がん対策推進基本計画」(2012～2016年度)に基づく取組を「がん対策加速化プラン」によって加速化			次期「がん対策推進基本計画」に基づく取組を推進			
			次期「がん対策推進基本計画」の検討、策定						
	厚生労働省								

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: 高齢者のフレイル対策の推進

「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
専門職の相談や訪問指導のモデル事業	管理栄養士等の専門職による後期高齢者に対する相談や訪問指導等のモデル事業を、30広域連合において実施。(2016年8月時点)	平成30年度から、後期高齢者の特性に応じた保健事業を全広域連合に横展開。
効率的な栄養指導等の研究、事業内容の効果検証等	高齢者の保健事業のあり方検討WGにおいて、専門職による後期高齢者に対する相談や訪問指導等のモデル事業の効果検証及び好事例の収集を実施している。	平成29年度末を目途に、各広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業のためのガイドラインを作成。
がん対策加速化プランの取組	平成27年12月に「がん対策加速化プラン」を策定。	「がん対策加速化プラン」に基づき取組を実施。
次期「がん対策推進基本計画」	がん対策推進協議会等で「がん対策推進基本計画」の見直しについて議論。	2017年6月をめどに次期「がん対策推進基本計画」を策定。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数	47広域連合	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:14広域連合(29.8%) 全数調査では、対象広域連合47のうち、46広域連合(97.9%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
	がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村	100% (2016年度)	胃がん:72.4% 肺がん:72.3% 大腸がん:71.8% 子宮頸がん:71.0% 乳がん:72.5% (2015年度)	2016年度の数値は2017年夏頃に把握予定
第二階層	年齢調整後の要介護度別認定率の地域差	縮小		前々頁参照
	年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)	縮小		前々頁参照
	がん検診受診率	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (いずれも2016年度まで)	胃がん:男性45.8% 女性33.8% 肺がん:男性47.5% 女性37.4% 大腸がん:男性41.4% 女性34.5% 子宮頸がん:女性42.1% 乳がん:女性43.4% (いずれも2013年)	2016年の数値は2017年7月頃に把握予定
がんによる死亡者	がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少 注)2005年の92.4(人口10万対)から10年間で73.9まで減少させる	79.0 (2014年)		2016年の数値は2017年11月頃に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
公的サービスの産業化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開 ></p> <p>・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択</p> <p>・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ</p> <p>民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)</p> <p>第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)</p> <p>【関連事項】 データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援(別紙p5) データに基づく効果的な疾病予防、疾病管理、重症化予防、介護との連携(別紙p5) 保険者へのインセンティブ付与(別紙p5)</p> <p>【関連事項】 好事例の全国展開(別紙p6) データ分析等を行う民間企業等の活用促進(民間企業とのマッチング強化)(別紙p6) 保険者への支援(別紙p6)</p>						<p>好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】</p> <p>データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】</p> <p>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】</p> <p>各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>		
	<p>< ④医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 ></p> <p>< ()障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施 ></p> <p>< ()事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進 ></p> <p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p> <p>・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応</p> <p>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知</p> <p>【④関連事項】 健康関連産業の育成(別紙p6) 個々のニーズに応じた生活関連サービスの活用(別紙p7) 薬局を地域における健康づくりに活用する取組(別紙p7)</p>							<p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>	
	<p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定</p> <p>「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進</p>							<p>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】</p>	

重要課題: 公的サービスの産業化

改革項目: 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開
 ① 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等>
 () 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施
 () 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
データヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開	・2016年7月開催の日本健康会議2016にて、データヘルスの好取組事例を紹介。 ・日本健康会議のHPにてデータヘルスの取組事例を公表。	事例集、データヘルス計画作成の手引き(改訂)を2017年春に発行予定。
医療法人の医療・健康増進関連サービスの実施	2016年5月、附帯業務に関する通知を改正。	医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、引き続き、関係者のニーズ等に基づき、グレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。
・看護師等の医療関係職種の民間の健康サービス事業での活躍促進 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知	・グレーゾーン解消制度により、随時対応。 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知については、昨年度モデル事業について各都道府県から事例を収集し、事業の内容及び結果等について精査を行っている。	・グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応。 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知については、今年度中に、自治体等に好事例の周知を図る予定。
保険外サービス活用ガイドブックの取組	「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を活用し、取組を推進中。	「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を活用し、引き続き取組を推進。

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度					
公的サービスの産業化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>< 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開 ></p> <p>・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択</p> <p>・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ</p> <p>民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)</p> <p>第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)</p>					<p>【関連事項】</p> <p>データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援(別紙p5)</p> <p>データに基づく効果的な疾病予防、疾病管理、重症化予防、介護との連携(別紙p5)</p> <p>保険者へのインセンティブ付与(別紙p5)</p>	<p>好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】</p> <p>データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p>	<p>各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>
	<p>< ④医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 ></p> <p>< ()障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施 ></p> <p>< ()事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進 ></p>					<p>【関連事項】</p> <p>好事例の全国展開(別紙p6)</p> <p>データ分析等を行う民間企業等の活用促進(民間企業とのマッチング強化)(別紙p6)</p> <p>保険者への支援(別紙p6)</p>	<p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p>	
	<p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p> <p>・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応</p> <p>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知</p>					<p>【④関連事項】</p> <p>健康関連産業の育成(別紙p6)</p> <p>個々のニーズに応じた生活関連サービスの活用(別紙p7)</p> <p>薬局を地域における健康づくりに活用する取組(別紙p7)</p>	<p>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】</p>	
<p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定</p> <p>「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進</p>						<p>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】</p> <p>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】</p>		

重要課題: 公的サービスの産業化

改革項目: 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開
 ① 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等>
 () 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施
 () 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数	全保険者 (2017年度)	-	2016年3月時点の数値を2017年3月頃に把握予定。
	データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者	データヘルス計画策定の全保険者 (2017年度)	-	2017年3月時点の数値を2018年3月頃に把握予定。
	健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者	データヘルス計画策定の全保険者 (2017年度)	-	健康維持率等の測定、検証に関する公募事業を実施した上で対象保険者の把握方法について検討
	健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数	500社 日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」では2020年の達成目標としている。	138社 (参考値) 今年度の達成状況については、設定した達成要件をもとに平成27年度健康経営度調査の結果にあてはめ、参考値として算出。	参考値ではあるが初年度としては良好。次回は2017年7月頃に調査予定。
	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数	1万社 日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」では2020年の達成目標としている。	2,970社 (2016年3月)	初年度としては良好。次回は2017年7月頃に調査予定。
	保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数	100社 日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」では2020年の達成目標としている。	88社 (2016年3月)	初年度としては良好。次回は2017年7月頃に調査予定。
第二階層	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】	-	-	今年度の公募事業にて健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等のデータの測定、検証した上で、2016年度の数値を2017年秋以降に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017 年度	2018 年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
公的サービスの産業化		<p><②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上></p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p>								
	介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出	<ul style="list-style-type: none"> 介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施 離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 							地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率【100%】	
	2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。 ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 				<ul style="list-style-type: none"> 書類削減に向けて対応可能なものから実施 ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 				
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映 福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 								

重要課題: 公的サービスの産業化

改革項目: ②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地域医療介護総合確保基金による取組の支援	地域医療介護総合確保基金により都道府県が行う多様な人材層に対する介護人材キャリアアップの研修などの取組を支援した。	引き続き、都道府県による介護人材の資質向上のための取組を支援する。
・介護職を目指す学生への修学資金の貸し付け等 ・離職した介護福祉士の円滑な再就業支援	・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援を実施した。 ・離職した介護福祉士の届出制度の施行(平成29年4月)に向け、届出システムを構築中。	・引き続き、介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援を実施する。 ・離職した介護福祉士の届出制度の施行により、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的な支援を行い再就業を促進する。
書類の削減、ICTを活用した業務負担軽減	・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施中。 ・介護事業所における書類削減に向け方策を検討。	・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知する。 ・介護事業所における書類削減に向け方策を引き続き検討の上、書類削減に向けて対応可能なものから実施。
介護ロボットの開発等	介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業や、介護ロボットを活用した効果的な介護技術を構築するためのモデル事業等を実施。	・引き続き介護ロボットの開発・普及の加速化を図る ・介護ロボット導入による介護業務の負担軽減効果等の検証を踏まえ、介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め適切な評価方法を検討

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県取組の実施都道府県数、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率	(都道府県の数) 47都道府県 (研修受講人数等) 100% (2020年度)	都道府県の数: 47都道府県 (2016年度) 研修受講人数等:	(都道府県の数) 引き続き、都道府県による介護人材の資質向上のための取組を支援する。 (研修受講人数等) 2016年の数値を2017年8月頃に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的サービスの産業化	<p><②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組> <()医療保険のオンライン資格確認の導入></p>								
		具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施			医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備		医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入		
	<p><()医療・介護機関等との間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上></p>								
		医療等分野の番号の具体的な制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論を得る			医療等分野における番号の段階的運用の実施に向けた準備		オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始、2020年までに本格運用を目指す		
<p><()医療等分野における研究開発の促進></p>									
	既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討				プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施				
	厚生労働省								

重要課題: 公的サービスの産業化
改革項目: ②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組

- () 医療保険のオンライン資格確認の導入
- () 医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上
- () 医療等分野における研究開発の促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医療保険のオンライン資格確認	2016年度中 オンライン資格確認に関する調査研究事業を実施	2018年度～ オンライン資格確認の段階的運用開始 2020年～ オンライン資格確認の本格運用開始
医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上	2015年12月 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書 とりまとめ 2016年度中 医療等IDに関する調査研究事業を実施	2018年度～ 医療等IDの段階的運用開始 2020年～ 医療等IDの本格運用開始
医療等分野における研究開発の促進	臨床研究等ICT基盤構築研究事業において、医療情報の利活用のための収集基盤の構築に係る研究を開始したところである。	2018年度までに、医療機関等から収集した健康医療データを連携・利活用するための基盤構築に係る仕様を開発し、試験的運用を開始する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度		2017年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討> <()高額療養費制度の在り方></p> <p>外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方></p> <p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p>							
	<p><()高額介護サービス費制度の在り方></p> <p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>							
<p><()介護保険における利用者負担の在り方 等></p> <p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>								

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度		2017年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><⑤現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討> <()介護納付金の総報酬割></p> <p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>							
	<p><()その他の課題></p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p>							
	<p><⑥医療保険、介護保険とともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討></p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法(公布日(平成27年9月9日)から3年以内に施行予定)による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p>							
厚生労働省								

重要課題:負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- 改革項目: ㉔世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討
- ()高額療養費制度の在り方
 - ()医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方
 - ()高額介護サービス費制度の在り方
 - ()介護保険における利用者負担の在り方 等
- ㉕現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討
- ()介護納付金の総報酬割
 - ()その他の課題
- ㉖医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
高額療養費制度の検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
後期高齢者の窓口負担の検討	7月14日の社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の窓口負担のあり方について議論。	引き続き、同部会において議論を行う。
高額介護サービス費制度の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
介護保険の利用者負担の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
介護納付金の総報酬割導入の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を計るためのその他の課題の検討	-	-
医療保険における金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-

重要課題:負担能力に応じた公平な負担 給付の適正化

- 改革項目:**⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
- ()次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討
 - ()医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す
 - ()生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方針等の検討
 - ()市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討
 - ()不適切な給付の防止の方針について検討 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
軽度者に対する生活援助サービス等の給付の在り方の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
軽度者に対する生活援助サービス等の負担の在り方の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
費用対効果評価の検討	平成28年度診療報酬改定において費用対効果評価を医薬品7品目、医療機器6品目について試行的に導入した。	費用対効果評価の試行的導入の結果を踏まえ、平成30年度診療報酬改定における本格導入に向けて具体的な評価方法等を検討する。
生活習慣病治療薬等の処方の方針等の検討	生活習慣病治療薬等の処方の方針等について、医療機関における採用薬や、医薬品の使用手順を、医療機関ごとに定めた「フォーミュラ」に関する国内外の調査を行いながら、検討中。	国内外の調査結果を踏まえつつ、関係者の意見を聞きながら検討。
平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等の検討	医薬品の適正給付の観点から、平成28年度診療報酬改定において、一回の処方における湿布薬の処方枚数を原則として70枚までとした。	平成28年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、医薬品の適正給付について検討。
スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の方針について検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
保険医療機関に対する監査指導及び適時検査の検討	保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、平成27年度に適時調査マニュアルの作成や指導に係る運用基準の見直し等を行った。平成28年度中に適時調査のフォローアップなどを実施し、必要に応じて見直しを検討する。	引き続き、保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<p><⑨後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる></p>						<p>【⑨関連事項】 後発医薬品の使用促進（別紙p7） 診療報酬改定の検証（別紙p1）</p>		
		<p>普及啓発等による環境整備に関する事業を実施</p>				<p>2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進</p>				
		診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施	<p>信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化</p>						<p>後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】</p> <p>後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>	
			<p>信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報（ブルーブック（仮称））等を公表</p>							
		<p><⑩後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討></p>						<p>【⑩関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）</p>		
		国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施								
		<p><⑪後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討></p>								
		特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置（22）の見直しを実施								
		<p>先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論</p>								
	厚生労働省									

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目: ㊸後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる
 ㊹後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討
 ㊺後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
普及啓発等による環境整備に関する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度診療報酬改定において、 <ul style="list-style-type: none"> 薬局における後発医薬品調剤体制加算の要件の見直し 医療機関における後発医薬品使用体制加算の要件の見直し 診療所における外来後発医薬品使用体制加算の新設 を行うとともに、一般名処方加算については、後発医薬品が存在する全ての医薬品を一般名処方している場合の評価の新設を行い、後発医薬品の使用促進を図った。 年間を通して、後発医薬品の安定供給のためのメーカー指導や普及啓発のための広報、ポスター、リーフレットの配布等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進
後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化	約900品目について各都道府県、国衛研及び感染研で実施中(2016年6月の事務連絡において依頼)	2017年度も同程度の品目数を対象として行う予定
有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報等を公表	有効成分ごとに品質情報を体系的にとりまとめたデータシート(ブルーブック)の案の作成作業を進めると共に、内容確認を行うためのワーキンググループの開催準備をしているところ。	ワーキンググループにおいて内容確認を行い、了承されたものから、順次ホームページに公表する予定。
後発医薬品の価格の見直し	平成28年度薬価制度改革において、新規後発品の薬価を先発品の原則5割とするよう見直した。	平成28年度薬価制度改革の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討
特許の切れた先発医薬品の価格の引き下げ措置の見直し	平成28年度薬価制度改革において、薬価の特例的な引下げ措置の基準となる後発品置換え率について、最大60%を70%に見直した。	平成28年度薬価制度改革の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討
先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方の検討	社会保障審議会医療保険部会において検討していく予定。	-

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 後発医薬品の品質確認検査の実施	年間約900品目(毎年度)	約900品目について各都道府県、国衛研及び感染研で実施中(2016年6月の事務連絡において依頼)	2016年度の数値は2017年7月頃に把握予定
第二階層 後発医薬品の使用割合	<ul style="list-style-type: none"> 70%以上(2017年度) 80%以上(2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期) 	<ul style="list-style-type: none"> 56.2%(2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査))) <参考値> 63.1%(2016年3月(最近の調剤医療費の動向)) 保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない) 	次回の医薬品価格調査は2017年を予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p><⑩基礎的な医薬品の安定供給、創業に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討></p>							
		<p>基礎的医薬品の安定供給に必要な薬価上の措置、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の在り方や、先駆け審査指定制度の対象となる医薬品など医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方について、平成28年度診療報酬改定で対応</p>							
		<p>2015年9月に取りまとめた「医薬品産業強化総合戦略」等に基づき、臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組を推進</p>							
		<p><⑪市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化></p> <p>薬価について、市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価</p>							
	<p><⑫薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討></p> <p>薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討、遅くとも2018年央を目途に結論</p>								
	厚生労働省								

【⑩関連事項】
診療報酬改定の検証（別紙 p 1）

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目: ①基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討
 ②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化
 ③薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度薬価制度改革において、 基礎的医薬品について不採算品再算定、最低薬価になる前の薬価を下支えする制度の導入、 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の試行の継続 先駆け審査指定制度加算の新設等を行った。 	平成28年度薬価制度改革の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応策を検討
臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 日本発の革新的医薬品・医療機器等の開発を推進するため、国際水準の臨床研究等の中心的役割を担う病院を「臨床研究中核病院」として医療法上に位置づけ、平成27年4月より施行。 現在、8病院が臨床研究中核病院として厚生労働大臣の承認を取得している。(平成28年11月時点) 	引き続き、臨床研究中核病院の承認申請があった際には、医療法の規定に基づき、承認審査を行う。
市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価	平成28年度の薬価改定において、薬価調査を実施し、市場実勢価格に基づく改定を行った。	平成30年度薬価改定においても適切に対応する。
薬価改定の在り方についての検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度には、薬価調査を実施した上で、薬価改定を行った。 平成29年度に予定されていた消費税引上げが延期されたため、これに向けた薬価調査及び薬価改定は実施しないことに決定した。 	平成30年度までの改定実績を踏まえ、その頻度を含め検討。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度	2017年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><④適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善></p> <p>医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進</p> <p>未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p><⑤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討></p> <p>関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施</p> <p>関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討</p> <p>医療機器の流通改善に係る対応策の実施</p> <p>平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応</p> <p>厚生労働省</p>							
							医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】 妥結率【見える化】	
							【⑤関連事項】 診療報酬改定の検証(別紙p1)	

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

**改革項目:⑳適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善
㉑医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医薬品の流通改善の取組	・医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、単品単価取引推進のための覚書締結状況やバーコード表示率を確認。 ・懇談会の議論を踏まえ、変動情報を含むバーコード表示を原則2020年度末までに必須化することとした。	医療用医薬品のバーコード表示、単品単価取引の状況を定期的に把握し、流通改善に向けた取組を推進。
未妥結減算制度の在り方の検討	・平成28年度診療報酬改定において、妥結率が低い保険薬局及び保険医療機関の調剤基本料の減算は継続した。 ・平成28年度診療報酬改定において、薬局グループ全体の処方せん受付回数が月4万回超のグループに属する保険薬局以外の保険薬局は、妥結率の報告時に妥結の根拠となる書類の添付を不要とした。	平成28年度診療報酬改定の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討
医療機器の流通改善に係る対応策	医療機器の流通改善に関する懇談会を開催し、コード化等の進捗状況を確認。	医療機器のコード化等の進捗状況を定期的に把握し、流通改善に向けた取組を推進。
特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映	平成28年度診療報酬改定において、市場実勢価格に基づく特定保険医療材料の償還価格の見直しを行った。	平成28年度診療報酬改定の結果も踏まえ、平成30年度改訂において今後の対応を検討

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率	100% (2020年度)	下記表参照 (2015年9月)	2016年度の数値は2017年3月～4月に把握予定
第二階層 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	60% (2020年度)	52.6% (2015年度)	2016年度の数値は2017年5月に把握予定
第二階層 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	65% (2020年度)	62.8% (2015年度)	2016年度の数値は2017年5月に把握予定

(表) 医薬品バーコードの表示率

販売包装単位	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号
特定生物由来製品	100.0%	100.0%	100.0%
生物由来製品	99.8%	98.8%	98.8%
内服薬	99.9%	14.2%	14.2%
注射薬	99.8%	30.7%	30.7%
外用薬	99.4%	3.5%	3.5%

元梱包装単位	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	数量
特定生物由来製品	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生物由来製品	99.3%	99.3%	99.3%	99.3%
内服薬	72.4%	70.5%	70.5%	69.6%
注射薬	66.3%	63.3%	63.3%	62.8%
外用薬	64.9%	58.3%	58.3%	58.4%

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><㊸かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す></p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p>						【㊸関連事項】 患者本位の医薬分業の具体的な姿、かかりつけ薬局の方向性（別紙p7）		
	<p><㊹平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し></p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>				平成30年度 診療報酬・介 護報酬同時 改定におい て適切に対 応		「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】 重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】	重複投薬の件数等【見える化】	
	厚生労働省						【㊸関連事項】 診療報酬改定の検証（特に調剤報酬）（別紙p1）		

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><㊸診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明></p> <p>保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・資金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施</p> <p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p>						【㊸関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）		
	厚生労働省								

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目:⑯かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す
 ⑰平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し
 ⑱診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
「患者のための薬局ビジョン」の取組	平成28年度予算事業として、各都道府県におけるモデル事業を実施。	今年度のモデル事業の結果を踏まえ、来年度、モデル事業の充実・発展を図り、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進(予算要求中)。
調剤報酬についての見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度診療報酬改定で、 ・規模の大きい薬局グループであって、特定の保険医療機関からの処方せん集中率が極めて高い等のいわゆる大型門前薬局の評価の見直し ・対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるため、内服薬の調剤料及び一包化加算の評価の見直し ・処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う、かかりつけ薬剤師指導料を新設等を実施した。 	平成28年度診療報酬改定の影響を調査・検証しつつ、引き続き中医協において検討し、平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応する。
診療報酬改定の内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施した。 ・当該改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について、平成28年9月より特別調査を実施している。 	平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知する予定。

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><◎かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す></p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p> <p><◎平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し></p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p> <p>平成30年度診療報酬・介助報酬同時改定において適切に対応</p>						<p>【◎関連事項】 患者本位の医薬分業の具体的な姿、かかりつけ薬局の方向性（別紙p7）</p> <p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬の件数等【見える化】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p> <p>【◎関連事項】 診療報酬改定の検証（特に調剤報酬）（別紙p1）</p>		
	厚生労働省								

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><◎診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明></p> <p>保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・資金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施</p> <p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p>						<p>【◎関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）</p>		
	厚生労働省								

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目:⑯かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す
 ⑰平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し
 ⑱診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数	増加	-	KPIの具体的な把握方法について、薬剤師としての基本的な義務・機能に関する観点を盛り込むこと、客観的、かつ継続的に把握できること等の観点から、モデル事業を実施する中で検討中。
		かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数	増加	-	2016年6月時点の数値を2017年6月頃に把握予定
		重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数	143,003件以上 (2020年度) 2014年までの直近3年(6月時点)の平均件数の2倍以上	78,677件 (2015年までの直近3年(6月時点)の平均件数)	2016年の数値は2017年6月頃に把握予定
		調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数	増加	(在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している薬局数) 3,598薬局 (居宅療養管理指導費を算定している薬局数) 11,020薬局 (2015年3月)	2016年の数値は集計ができ次第把握予定
重複投薬・相互作用防止の取組件数		143,003件以上 (2020年度) 2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上	上記「重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数」参照		
第二階層	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況	各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定
		後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査))) <参考値> ・63.1% (2016年3月(最近の調剤医療費の動向)) 保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない)	次回の医薬品価格調査は2017年を予定
	重複投薬の件数等	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定	

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 主担当府省庁等	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
年金	<p><㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討> <()マクロ経済スライドの在り方></p> <p>年金額の改定のルールの見直しについて、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大></p> <p>短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>				<p>年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>			
	<p><()高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方></p> <p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえて、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し></p> <p>高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p>							
	<p>㊸()の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省</p>							

重要課題:年金

改革項目: ㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討

- ()マクロ経済スライドの在り方
- ()短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大
- ()高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方
- ()高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
年金額の改定ルールの見直し	マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、継続審議中である。	-
短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大	中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、継続審議中である。	年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。
年金受給の在り方について検討	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案を提出し、継続審議中である。	高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。
高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方の検討	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案を提出し、継続審議中である。	高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる。
個人所得課税についての議論	2015年11月に個人所得課税改革の前提となる「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を取りまとめ、議論を行った。	総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ議論を行う。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度	2017年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し></p>						就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】
	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>						就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>						「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>						医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する)
	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>						頻回受診対策を実施する自治体【100%】	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定)
	<p>【④関連事項】 生活保護制度における医療扶助費の「見える化」と適正化の取組推進(別紙p8)</p>							生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>							
	厚生労働省							

重要課題:生活保護等

改革項目:④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④①生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④②平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
生活保護受給者の後発品の使用割合	後発医薬品を使用する者に対する指導に引き続き取り組むとともに、2016年度からは、後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体に対する策定依頼や、薬局の協力を得た患者指導に取り組んでいる。	2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する。
頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化	頻回受診と認められる者に対する指導に引き続き取り組んでいる。2016年度からは、新たに計画策定を自治体に求めるとともに、ケースワーカーの訪問に訪問看護ステーションの保健師・看護師が同行し、指導を行っている。	引き続き、頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進する。
生活保護受給者の健康管理支援の在り方	2016年7月より、「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催している。	2016年度末を目途にとりまとめを行う予定。
就労意欲の向上の観点等を踏まえた見直しによる生活保護制度の適正化の推進	被保護者就労支援事業を着実に推進するとともに、2016年度から新たに農業体験等を実施することによる就農を含めた就労支援を行うことにより、就労支援を推進している。	引き続き、生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施。
生活保護制度全般についての検討	生活保護基準については、2017年度の次期生活扶助基準の検証に向け、2016年5月から社会保障審議会生活保護基準部会において議論を開始している。	2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度	2017年度					2018年度
	通常国会	概算要求 税制改正要望等							
生活保護等	<p>通常国会</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
	<p>＜④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>						<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p>	
	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>						<p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p>	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(2017年央までに75%、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する)</p>	
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>						<p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定)</p>	
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>							<p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>	
	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>								
	<p>厚生労働省</p>								
	<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>								
	<p>【④関連事項】生活保護制度における医療扶助費の「見える化」と適正化の取組推進(別紙p8)</p>								

重要課題:生活保護等

改革項目:④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	就労支援事業等の参加率	60% (2018年度)	36.8% (2015年度の実績につき、集計できた自治体のみの暫定値)	2015年度の数値を2016年末に把握
	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率	100% (2016年度)	-	2016年度の数値を2016年度末に把握
	頻回受診対策を実施する自治体	100% (2016年度)	-	2016年度の数値を2016年度末に把握
第二階層	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	50% (2018年度)	45.8% (2015年度の実績につき、集計できた自治体のみの暫定値)	2015年度の数値を2016年末に把握
	「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)	45% (2018年度)	35.5% (2015年度)	2016年度の数値を2017年秋頃把握
	就労支援事業等を通じた脱却率	見える化	-	2015年度の数値を2016年末に把握予定
	就労支援事業等の自治体ごとの取組状況	見える化	-	2015年度の数値を2016年末に把握予定
	「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況	見える化	-	2015年度の数値を2016年末に把握予定
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合	75%(2017年央) 80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定	63.8% (2015年6月審査分)	2016年6月の数値を2017年1月頃に把握予定
	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合	目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定	46% (2014年度)	・数値目標を2018年度において2014年度比2割以上の改善と設定 ・2016年度の数値は2017年秋頃に把握予定
	生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年冬頃に把握予定
後発医薬品の使用割合の地域差	見える化	別添参照	2016年6月の数値を2017年1月頃に把握予定	

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
生活保護等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p><㊤生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】</p>
					<p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>			<p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p>	<p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p>
		<p><㊤雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討></p> <p>積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を助案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p>						<p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p>	<p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>
	厚生労働省							<p>本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>	<p>本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>

重要課題:生活保護等

**改革項目:㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進
㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の効率的・効果的運用等	生活困窮者自立支援制度の運用の場面において、支援対象者の状態像に応じたコーディネートを行う一環として、求職者支援制度の活用も行っているところである。 また、「生活困窮者自立支援法の施行に当たっての自治体と公共職業安定所との連携について」(平成27年9月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)を発出し、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者については、公共職業安定所を紹介・案内いただきたい旨を通知している。	引き続き、生活困窮者自立支援制度の運用の充実を図るとともに、支援対象者の状態像に応じて求職者支援制度の活用が図られるよう努めていく。
生活困窮者自立支援制度の在り方についての検討	今年10月より、生活困窮者自立支援制度の施行上の課題等について議論を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催している。	今年度内に、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」での議論を踏まえて論点整理を行った上で、引き続き社会保障審議会に部会を設置し、ご議論いただきたいと考えている。
雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	経済対策(平成28年8月2日)を踏まえ、財政面も含めた雇用保険制度全般について、労働政策審議会で検討を行っている。	検討の結果、成案を得て、2017年度から実施する。

KPIの状況

KPI-		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	40万件 (2018年度まで)	226,411件 (2016年3月末)	2016年度の数値は2017年5月～6月に把握
	自立生活のためのプラン作成件数	年間新規相談件数の50% (2018年度まで)	24.5% (2016年3月末)	2016年度の数値は2017年5月～6月に把握
	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	プラン作成件数の60% (2018年度まで)	50.8% (2016年3月末)	2016年度の数値は2017年5月～6月に把握
第二階層	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	45% (2018年度まで)	71.0% (2016年8月末) 年度途中の数値であり 通年値は未把握	2017年度より目標値を75%に変更
	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】	見える化	一般市区町村及び都道府県が実施主体となっているもの: 別添参照 政令指定都市及び中核市: 経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト(内閣府)参照 2016年末頃掲載予定	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定
	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定

【 関連事項】

地域医療構想策定の着実な進捗と構想実現のための取組

地域医療構想については、今年度末までに全ての都道府県で策定が完了するよう、都道府県の担当者に対して地域医療構想策定のための研修会を開催するなどの支援を実施する。地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等を実施することで、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携を推進する

【 ⑰ ⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟関連事項】

診療報酬改定の検証(特に調剤報酬)

中央社会保険医療協議会の答申書附帯意見等を踏まえ、今後、平成28年度診療報酬改定の影響を調査・検証する。特に、調剤報酬については、今後、改定内容の「見える化」や効果の検証等を実施する

【 関連事項】

慢性期の医療・介護(療養病床の転換及び受け皿等)に関する検討

療養病床の在り方等に関する検討会が本年1月に取りまとめたサービス提供体制の新たな選択肢の整理案を踏まえ、関係審議会等において、医療計画や介護保険事業(支援)計画との整合性に十分留意しつつ、介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について検討し、本年末までに結論を得る

【 関連事項】

医師・看護職員等の需給についての検討

医療従事者の需給の見通し、地域偏在対策等について検討を進め、本年内に取りまとめを行う。特に医師については、まずはマクロのレベルで将来推計を行い、さらに都道府県において策定される地域医療構想等を踏まえ、医師の地域偏在・診療科偏在の具体的な対策を検討する

【 関連事項】

医療費適正化計画の策定による地域差「半減」に向けた取組推進(医療費適正化基本方針に係る追加検討)

「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差「半減」に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討を進める。今後、疾患別・診療行為別(初再診、検査等)の地域差等についてデータ分析を実施するとともに、「医療費適正化に関する取組」の実施状況と「適正化効果」との相関関係を分析し、可能な限り取組効果の算定式を設定する。また、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費及び入院外医療費の具体的な推計方法や医療費適正化に係る具体的な取組内容についての検討を進め、夏頃に告示の一部改正を行う。なお、地域差縮減の具体的な水準については、地域差の「半減」に向け、夏までに検討を行う

データ分析を踏まえた医療費適正化施策の実施

「医療費適正化に関する取組」の実施状況と「適正化効果」との相関関係の分析を行った上で、その結果も踏まえ、各都道府県において医療費適正化施策を推進する

医療専門職の「気づき」に基づく取組

データ分析により、診療行為(初再診、検査等)の地域差等について「見える化」を進める。医療専門職の「気づき」を通じた質の改善につながるような関係者による議論が進むよう、国から医療費の地域差等についてのデータセットを都道府県に対して幅広く提供する。保険者によるデータ分析を通じた医療機関の質の評価など、医療専門職の「気づき」を促す仕組みについて、今後検討を行う

重複投薬の是正、複数種類の医薬品処方の適正化等

各都道府県が医療費適正化計画において、重複投薬の是正に関する目標を設定し、是正の取組を推進する。患者への普及啓発や保険者による医療機関と連携した飲み合わせに問題がある医薬品の併用を防止する取組の実施等により複数の医薬品の処方に関する適正化の取組を推進する

たばこ対策等の目標設定

各都道府県が医療費適正化計画において、たばこ対策に関する目標設定及び予防接種の普及啓発施策に関する目標設定を行い、取組を推進する

【 関連事項】

「見える化」の深化に基づく効果的な施策の検討・実施

医療費の増加要因や地域差の更なる分析を進めるとともに、各保険者による個々のレセプトの分析による医療の実態把握（人工透析や心不全、精神疾患、認知症、救急医療等に係る高額レセプトの実態の分析等を含む）など、「見える化」の深化に向けた検討を進め、可能なものから実施していく。レセプト情報の活用による医療の質の評価の検討など、レセプト等のデータの活用方策について今後検討を行う

「医療＋介護」の見える化

これまで専ら別々に分析されてきた医療費と介護費について、両者をクロスさせた分析を行ったところ、両方多い地域や医療は多く介護は少ない地域等、都道府県ごとの特徴が明らかになった。今後の医療や介護に係る計画策定や施策の検討に当たっては、都道府県ごとに、それぞれの医療・介護のバランス等の特徴を認識した上で、その特徴を踏まえた検討を行うことが重要である。医療・介護は密接に関連するものであり、総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析を推進する

【 関連事項】

医療と介護の連携の推進

ケアマネジャー等が退院前から医療従事者等と連携しつつ高齢者の様々な生活上の課題を把握し、退院後に必要なサービスを利用できるようにすること等、病院からの退院時等における多職種連携による要介護者等の支援の体制を構築する

【 関連事項】

人生の最終段階における医療の在り方

医療従事者の育成研修の全国的な実施や国民への情報提供等により、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る

【 関連事項】

日常生活の動線上での健康づくりの推進

各地域の民間主体の参画の下、日常動線の中で健康づくり・疾病予防ができる環境を地域ぐるみ・企業ぐるみの取組により整備する。産業政策部局との連携により施策を推進している静岡県取組や職場における取組の好事例について全国展開を行う。健診のアクセス向上や健診と指導のシームレスな連携により、健康づくり等への効果的な誘導を実現する

【 関連事項】

疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化

本年1月に設定した「予防・健康づくり等の取組に係る保険者種別にかかわらず共通のインセンティブ指標」を踏まえつつ、今後、保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算制度等について具体的な指標を検討し、疾病予防・健康づくり等に関するインセンティブ強化を実現する

【 関連事項】

セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションを推進するため、2017年1月以降に購入するスイッチOTC医薬品の対価に係る税制上の支援を実施する。また、セルフメディケーション推進に資する薬局に対する税制上の支援を実施する

【 関連事項】

給付実態の「見える化」から導かれる課題への対応

要介護度別認定率や一人当たり介護費等の地域差を各保険者（市区町村）が自ら分析できるよう、地域包括ケア「見える化」システムの開発・活用を推進する。各保険者（市町村）は、「見える化」システム等により把握された給付等の実態を踏まえ、それぞれの課題に応じた対応を行う

保険者機能の強化、高齢者の自立支援・介護予防の全国展開

市町村による取組の好事例（例えば和光市）や、都道府県による普及展開の好事例（例えば大分県）等も参考にしつつ、保険者等の取組の全国展開を推進する。このため、分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクル強化や、保険者機能の強化、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、本年末までに結論を得る

【 関連事項】

高齢者のフレイル対策

健康寿命の延伸、社会参加の促進等の観点から、高齢者のフレイル対策を更に推進する。このため、各広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業のためのガイドラインを2016・2017年度中に作成し周知する。また、先駆的・効果的な好事例を、全広域連合に周知するとともに、高齢者の保健事業の在り方を検討するなかで事業の効果検証を実施し、フレイル対策等の保健事業の全国展開を図。

【 関連事項】

データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援

効果的なデータヘルスの実現には、一定規模のビッグデータ、ノウハウ、財力・人的資源が必要となる。しかし、日本の保険者は中・小規模が多く、ビッグデータの確保、人材確保等に課題があるため、以下のよう取組を検討・実施する

- ・保険者によるデータ分析の集約化や保健事業の共同実施等を支援する
- ・ICTとビッグデータを最大限活用し、データヘルスや医療の質の評価・向上を通じて保険者が「医療の質を創る」ための、新たな保険者支援サービスについて、ICT時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論等を踏まえて検討する

データに基づく効果的な疾病予防、疾病管理、重症化予防、介護との連携

データ分析に基づき、疾病管理、重症化予防、受診勧奨、疾病予防、健康教育等、個々の状態像（リスクの高低、年齢や性差による特徴等）に対応した効果的な対策を実施する。疾病管理や重症化予防については、診療報酬と保健事業の役割分担等についても検討する。健康維持率等の継続的把握により、各保険者の取組状況や効果を測定する

保険者へのインセンティブ付与

2018年度からのインセンティブ改革を今年度から一部前倒しで実施し、データヘルスに係る保険者の取組を促進する。具体的には、保険者へのインセンティブ付けとして、今年度より、国民健康保険（以下、「国保」という。）の保険者努力支援制度の趣旨の前倒しの仕組み（特別調整交付金の一部の傾斜配分）において、重症化予防等の取組実施を指標として設定する。指標の設定に当たっては、医療費適正化に資するよう、その内容を明確に提示するものとする

【 関連事項】

好事例の全国展開

呉市の糖尿病性腎症重症化予防等の取組を全国的に広げていくためには、都道府県が都道府県医師会等と協力して重症化予防のためのプログラムを作成し、都道府県内の市区町村に取組を広げる取組が効果的であることから、本年3月に医療関係団体と厚生労働省において連携協定を締結し、本年4月に国レベルで医療関係団体と共同でプログラムを作成したところであり、今後、取組を行う自治体のインセンティブを導入すること等により、全国展開に向けた方法論の確立と協力体制の基盤整備を推進する

データ分析等を行う民間企業等の活用促進（民間企業とのマッチング強化）

昨年厚生労働省が開催した「データヘルス・予防サービス見本市」の取組を今年度は全国的に実施し、保険者と民間企業等のマッチングを促進し、質の高い事業者との連携を推進する。保険者からの推薦等による一定の質を確保したヘルスケア事業者などの民間企業数の2020年度目標（100社）の達成に向け、事業者数の推移の進捗管理を行う

保険者への支援

データヘルスのポータルサイトを活用し、地域や職場ごとの健康課題を「見える化」した上で、課題に応じた「次の一手」（効果的な事業メニュー）の導入を支援する。先進的なデータヘルス事業を体系的に整理、パッケージ化することで、全国展開を推進する。データヘルス事業に十分な資源を投入できない中・小規模の保険者（健康保険組合）に対するデータ分析の集約化や保健事業の共同実施、事業導入に係る初期費用等の補助等を推進する。市町村国保等においては、有識者からなる支援体制を各都道府県の国民健康保険団体連合会に設置し、市町村国保等に対する必要な支援を実施する

【 ②1関連事項】

健康関連産業の育成

「データヘルス・予防サービス見本市」の全国展開による保険者と民間企業等のマッチングを促進する。健康機器等を活用したデータヘルスにより健康寿命の延伸、QOLの向上の実現を目指す。また、それらの効果検証や社会実装等を可能とする環境整備等に関する検討を行う

【②①関連事項】

個々のニーズに応じた生活関連サービスの活用

介護分野において個々の状態やニーズに応じた多様なサービス提供を実現する観点から、本年3月にとりまとめた「保険外サービス活用ガイドブック」を活用した生活支援サービスの利用を推進する。自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援する

薬局を地域における健康づくりに活用する取組

電子版お薬手帳の活用による様々な健康情報（食事・運動情報）等とリンクした総合的な健康サポート機能の充実を図る。地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施するアウトリーチ型健康サポートを推進する

【②⑦ 関連事項】

生活習慣病治療薬等に係る費用面も含めた在り方等の検討

生活習慣病治療薬等の処方等の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して今年度より検討を開始し、2017年度中に結論を得る

【②⑩関連事項】

後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用割合を80%以上とすることに向け、各都道府県が医療費適正化計画において、域内における後発医薬品の使用促進策について記載する

【③⑥関連事項】

患者本位の医薬分業の具体的な姿、かかりつけ薬局の方向性

平成28年度診療報酬改定において、かかりつけ薬剤師による服薬状況の一元的・継続的把握、服薬指導等への評価が新設された。今後、改定の影響を検証し、調剤報酬の在り方を引き続き検討する。今後、「患者のための薬局ビジョン」実現に向けて、薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業などの取組により患者本位の医薬分業を推進する

【④①関連事項】

生活保護制度における医療扶助費の「見える化」と適正化の取組推進

医療扶助における後発医薬品の使用促進や頻回受診の適正化のため、各地方自治体において計画を策定し、取組を推進する。医療扶助の地域差や要因分析等の「見える化」を進め、医療扶助の特性も踏まえつつ、適正化に向けた取組を推進する

改革項目： 患者が1年間に受診した医療機関数

表10 医療保険制度別、受診した医療機関数別患者割合(平成27年3月)

(単位:%)

	受診した医療機関数別受診者						受診しなかった者
	総計	1件	2件	3件	4件	5件以上	
協会(一般)	46.9 (100.0)	31.9 (68.0)	11.2 (23.8)	3.0 (6.3)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.1
組合健保	46.3 (100.0)	31.3 (67.6)	11.1 (24.0)	3.0 (6.5)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.7
国民健康保険	56.6 (100.0)	34.7 (61.3)	15.1 (26.7)	5.0 (8.8)	1.4 (2.4)	0.5 (0.8)	43.4
後期高齢者医療	86.8 (100.0)	41.4 (47.7)	27.5 (31.7)	12.1 (13.9)	4.2 (4.8)	1.7 (1.9)	13.2

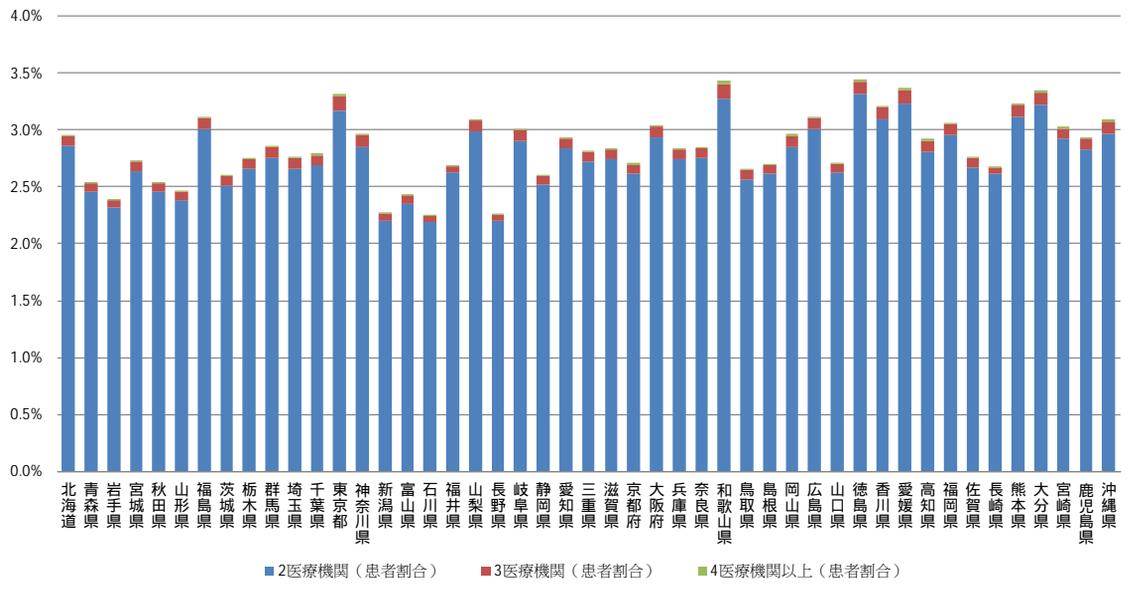
- (注) 1. 集計対象は、協会(一般)、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。
 2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである(「名寄せ」という。)
 3. 入院、入院外又は歯科のいずれかの診療を受けた者の数を各医療保険制度の平成27年3月末の加入者数で除したものである。
 4. ()内の数値は、受診した者について受診した医療機関数の総計を100とした割合である。

(出典)平成26年度医療給付実態調査

- 改革項目：③⑥ 各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数
 ③⑦ 重複投薬の件数等

同一月内に同一成分の薬剤を投与された患者の割合

各都道府県において、同一月に、同一成分の薬剤を複数医療機関から投与された患者()の割合をグラフにしている。



(注) 平成25年10月の入院外レセプト、調剤レセプトについて、医療機関所在地、薬局所在地ベースで分析。
 患者Aがaという薬剤を2医療機関から、bという薬剤を3医療機関から投与されている場合は、3医療機関として計上。
 (出典)第15回社会保障WG 資料7抜粋

別添

改革項目：④⑩、④⑪、④⑫ 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額) (平成26年6月審査分)

都道府県別の被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違い等を除いた形()で比較すると、最も高い県と低い県で約2.3万円の差がある。
各都道府県の性・年齢階級別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)

都道府県	入院	入院外+調剤	歯科	合計
大分県	4.3	2.1	0.2	6.6
鹿児島県	4.3	2.2	0.1	6.6
富山県	4.5	1.9	0.2	6.6
北海道	3.7	2.7	0.2	6.6
福岡県	3.6	2.6	0.2	6.4
山口県	3.8	2.4	0.1	6.3
香川県	3.4	2.7	0.2	6.3
石川県	4.1	2.0	0.1	6.2
岡山県	3.5	2.6	0.2	6.2
和歌山県	3.2	2.8	0.1	6.1
佐賀県	3.5	2.3	0.2	6.0
京都府	3.1	2.7	0.1	6.0
沖縄県	3.1	2.7	0.1	6.0
奈良県	3.1	2.7	0.1	6.0
長崎県	3.6	2.2	0.1	5.9
宮崎県	3.5	2.2	0.2	5.9
大阪府	2.8	2.9	0.1	5.8
三重県	3.3	2.4	0.1	5.8
兵庫県	2.9	2.7	0.2	5.8
高知県	3.2	2.4	0.1	5.8
岐阜県	3.1	2.6	0.1	5.8
滋賀県	3.1	2.4	0.1	5.6
東京都	3.0	2.5	0.2	5.6
愛媛県	2.8	2.6	0.1	5.5
愛知県	3.0	2.4	0.1	5.5
山梨県	3.2	2.1	0.1	5.4
栃木県	3.2	2.1	0.1	5.4
熊本県	3.1	2.2	0.1	5.3
群馬県	3.1	2.1	0.1	5.3
徳島県	2.9	2.2	0.1	5.2
静岡県	2.9	2.2	0.1	5.2
広島県	2.5	2.6	0.1	5.2
山形県	2.8	2.3	0.1	5.1
神奈川県	2.6	2.3	0.1	5.1
茨城県	2.9	2.0	0.1	5.0
福井県	3.0	1.9	0.1	5.0
鳥取県	2.8	2.1	0.1	5.0
島根県	3.0	1.9	0.1	5.0
秋田県	2.7	2.2	0.1	4.9
千葉県	2.8	2.1	0.1	4.9
新潟県	2.5	2.2	0.1	4.8
宮城県	2.7	2.1	0.1	4.8
福島県	2.7	1.9	0.1	4.7
長野県	2.7	1.9	0.1	4.7
埼玉県	2.4	2.1	0.1	4.6
岩手県	2.5	1.9	0.1	4.5
青森県	2.1	2.3	0.1	4.5

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査) (出典)第10回社会保障WG資料6抜粋

改革項目：④⑩、④⑪、④⑫ 後発医薬品の使用割合の地域差

医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約2.2%ポイントの差がある。

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差 (平成27年6月審査分)

都道府県	使用割合
北海道	64%
青森県	70%
岩手県	68%
宮城県	70%
秋田県	61%
山形県	70%
福島県	65%
茨城県	63%
栃木県	60%
群馬県	70%
埼玉県	66%
千葉県	64%
東京都	67%
神奈川県	67%
新潟県	63%
富山県	70%
石川県	66%
福井県	68%
山梨県	61%
長野県	72%
岐阜県	61%
静岡県	66%
愛知県	61%
三重県	61%
滋賀県	60%
京都府	55%
大阪府	58%
兵庫県	63%
奈良県	56%
和歌山県	54%
鳥取県	64%
島根県	69%
岡山県	65%
広島県	66%
山口県	66%
徳島県	56%
香川県	60%
愛媛県	58%
高知県	61%
福岡県	65%
佐賀県	63%
熊本県	70%
大分県	69%
宮崎県	66%
鹿児島県	70%
沖縄県	73%

注：後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])で算出している。

資料：医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)

(出典)第12回社会保障WG資料2-2抜粋

58

改革項目：④③ 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果

生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数(28年3月)

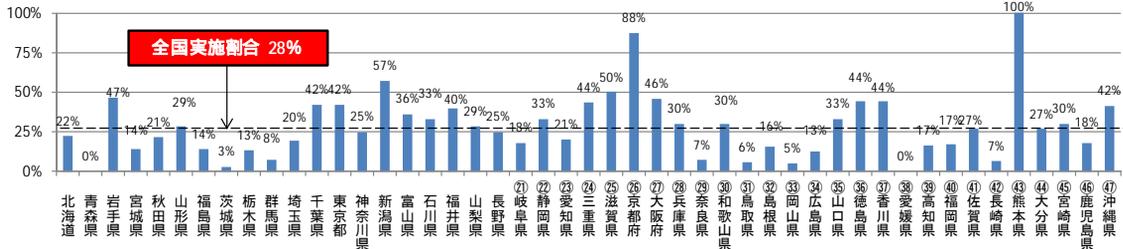
(単位:人)

都道府県	人数
北海道	152
青森県	47
岩手県	53
宮城県	135
秋田県	10
山形県	49
福島県	112
茨城県	61
栃木県	71
群馬県	26
埼玉県	146
千葉県	88
東京都	13
神奈川県	4
新潟県	4
富山県	16
石川県	8
福井県	7
山梨県	19
長野県	139
岐阜県	66
静岡県	52
愛知県	45
三重県	28
滋賀県	8
京都府	36
大阪府	27
兵庫県	25
奈良県	90
和歌山県	23
鳥取県	8
島根県	0
岡山県	18
広島県	0
山口県	8
徳島県	6
香川県	2
愛媛県	19
高知県	30
福岡県	131
佐賀県	31
長崎県	23
熊本県	109
大分県	12
宮崎県	44
鹿児島県	2
沖縄県	111

(注)一般市区町村及び都道府県が実施主体となっているものであり、政令指定都市及び中核市を除く

平成27年度 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況

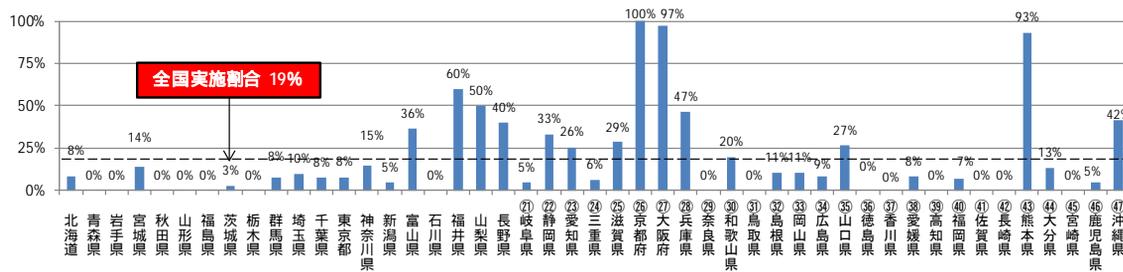
(1) 就労準備支援事業 実施割合



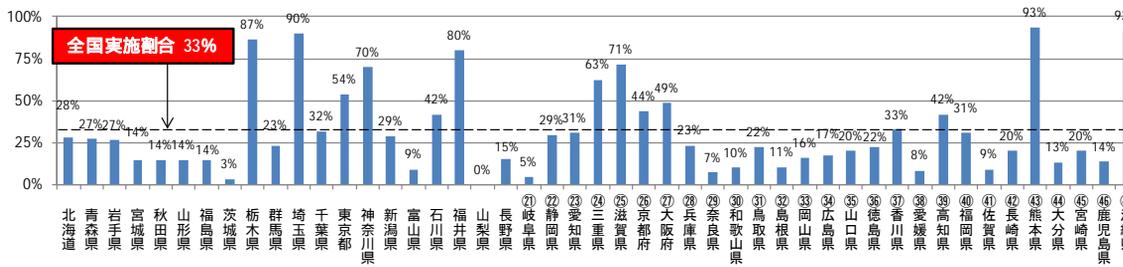
(2) 家計相談支援事業 実施割合



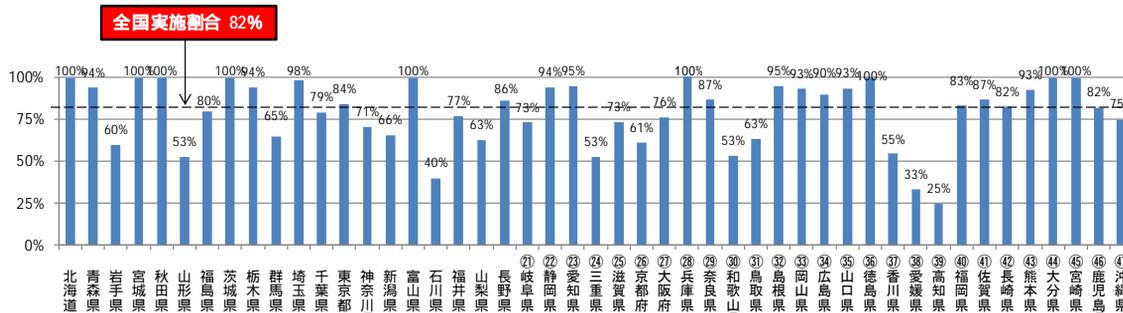
(3) 一時生活支援事業 実施割合



(4) 子どもの学習支援事業 実施割合



(5) 生活保護受給者等就労自立促進事業 実施割合



(5)の実施割合とは、ハローワークの常設窓口の設置箇所及び巡回相談実施箇所の合計を、福祉事務所の数で割ったもの。

【社会資本整備等】

(2016年11月7日時点)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	2016年度	2017年度	2018年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新 > 【立地適正化計画の作成促進】 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の作成を促進</p> <p>都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度の創設(2014年度)</p> <p>立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援(2014年度～)</p> <p>関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援施策の充実を図った。(国土交通省)</p> <p>地方公共団体における立地適正化計画の策定及びそれに基づく取組を支援するため、同計画を継続的にモニタリングするとともに、策定された計画の実例を公表し、さらに、コンパクト・プラス・ネットワーク実現のための先進的な取組の事例を収集し、国土交通省HPにおいて公表する。(国土交通省)</p>							立地適正化計画を作成する市町村数 【目標：2020年までに150市町村】

重要課題:コンパクト・プラス・ネットワークの形成

**改革項目: コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新
・立地適正化計画の作成促進**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による立地適正化計画の作成に対する予算措置等による支援	<p>策定された立地適正化計画の実例を公表するとともに、分野間連携の観点から優れた先行的取組事例集を作成し、市町村に提供した。</p> <p>関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、立地適正化計画の実例の公表、先行的取組事例集の追加等を行う。</p> <p>引き続き、支援施策集の更新を行う。</p>

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	立地適正化計画を作成する市町村数	150市町村 (2020年)	4市町村 (2016年9月末)	パブリックコメントの開始、計画の公表など市町村の計画作成の進捗状況を常時把握し、即時的に国交省HPにて公表
第二階層	-	-	-	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
コンパクト・プラス・ネットワークの形成		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<p>< コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新 > 【立地適正化計画の実施促進】 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</p>								
	予算措置等の創設 (2014年度)	立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援								
	コンパクトシティ 形成支援チーム設置 (2015年3月～)	<p>コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実</p> <p>〔関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援施策の充実を図った。〕 <small>(国土交通省)</small></p>								
		<p>【モデルケース化・横展開(2015年度～)】 目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援</p> <p>〔大都市、中規模都市、小規模都市などの都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成により、地域の発意による具体事例を踏まえたノウハウの蓄積、横展開を2016年度から実施する。〕 <small>(国土交通省)</small></p>								
	<p>(コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省))</p>									
								立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】		
								市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】		
								公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【目標： 三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中核都市圏 79.7% 81.7% 地方都市圏 38.6% 41.6% (2014年度 2020年度)】		

重要課題: コンパクト・プラス・ネットワークの形成

**改革項目: コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新
・立地適正化計画の実施促進**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援	2016年度予算において支援策の充実、重点化を行い、予算措置等による支援を行った。	引き続き、支援策の充実、重点化を行い、予算措置等による支援を行う。
コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実	関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援策の充実、重点化を行った。	引き続き、支援施策集の更新を行うとともに、支援策の充実、重点化を行う。
目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援	地域の発意による具体事例を踏まえたノウハウの蓄積、横展開を実施するため、都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成に取り組んでいるところ。	引き続き、モデル都市の形成に取り組みつ、蓄積されたノウハウの他都市への横展開を推進する。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	-	-	-
第二階層	立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	- 毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	- 毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中枢都市圏 78.7% 81.7% 地方都市圏 38.6% 41.6%	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>< コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新 > 【立地適正化計画の実施促進】 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</p> <p>【個別市町村の取組の成果の「見える化」、継続的な検証(2015年度～)】 ・市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨 ・支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証 ・健康面の指標の開発は速やかに検討着手</p> <p>【都市計画基礎データの利用環境を充実させるため、人の属性ごとの行動データの把握等によるデータの充実を2016年度から行う。また、これらのデータを容易に利用できるようG空間情報センターを活用したシステムの運用を2017年度から開始する。(国土交通省)】</p> <p>【コンパクトシティがもたらす多様な効用を明らかにするため、歩行量など健康面に関する指標、賑わいなどの経済効果、料金等により比較可能な財政効果等の指標を開発し、2016年度中に提供する。(国土交通省)】</p> <p>【歩行量に関する指標については、都市規模別等に住民の歩行量を整理・分析するとともに、多様な調査手法等についてガイドラインの策定を2016年度中に行う。(国土交通省)】</p> <p>【地方公共団体における立地適正化計画の策定及びそれに基づく取組を支援するため、同計画を継続的にモニタリングするとともに、策定された計画の実例を公表し、さらに、コンパクト・プラス・ネットワーク実現のための先進的な取組の事例を収集し、国土交通省HPにおいて公表する。】</p> <p>(コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省))</p>								
								<p>立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】</p> <p>市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】</p> <p>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 <small>【目標：】</small> 三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中核都市圏 78.7% 81.7% 地方都市圏 68.6% 41.6% <small>(2014年度 2020年度)</small></p>	

重要課題: コンパクト・プラス・ネットワークの形成

改革項目: コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新・立地適正化計画の実施促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨 健康面の指標の開発は速やかに検討着手	コンパクトシティがもたらす多様な効用を明らかにするため、健康面、経済財政面などの指標を開発し、2016年度中に提供する。 歩行量に関する指標については、都市規模別等に住民の歩行量を整理・分析するとともに、多様な調査手法等についてガイドラインの策定を2016年度中に行う。 人の属性ごとの行動データを把握する調査手法に関する手引きの作成及び市町村への情報提供を2016年度中に行う。	市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨 都市計画に関する基礎データの利用環境の充実を図り、これらのデータを容易に利用できるよう、G空間情報センターなどのオープンなシステムを運用
支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証	支援チームを通じ、作成・公表された計画の内容を関係省庁と共有した。また、分野間連携の点で優れた先行的取組事例を収集し、そのノウハウ等を関係省庁と共有した。	支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証を行う。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	-	-	-	-
第二階層	立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	-	毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	-	毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中枢都市圏 78.7% 81.7% 地方都市圏 38.6% 41.6%	-	毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度					
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 【公共施設等総合管理計画等の策定促進】 地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援</p>								
	計画の策定を 総務大臣通知 により要請 (2014年4月) (総務省)								公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】
	計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援 (総務省)								
	公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進 (総務省)								個別施設(道路公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】
	公共施設等総合管理計画を策定(～2016年度) (地方公共団体)								
地方公共団体が策定する個別施設設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設設計画の策定に必要な技術的支援等を実施(2013年度～2020年度) (関係省庁)									

重要課題: 公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
計画の策定の総務大臣通知による要請	公共施設等総合管理計画については、2016年4月時点で、24.7%の団体において策定済み。 2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定	長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進
計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援		
公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえて策定するよう促進		
公共施設等総合管理計画を策定		
地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施	関係省庁において、個別施設計画策定のためのガイドラインや先進事例集による技術的支援を実施	施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の策定率を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	24.7% (2016年4月) 全都道府県・市区町村	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定
第一階層 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100% (2020年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路(橋梁) - ・道路(トンネル) - ・河川84% ・ダム37% ・砂防45% ・海岸7% ・下水道23% ・港湾98% ・空港100% ・鉄道100% ・自動車道0% ・航路標識100% ・公園84% ・官庁施設62% ・公営住宅88% 等 (2015年度)	施設分野により策定率が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な計画策定を促進

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度	2017年度					2018年度
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p style="text-align: center;">< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 【公共施設等総合管理計画等の策定促進】 地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援 (施設の集約・複合化を促すガイドライン等の策定・周知)</p>								
	<p>上水道については、厚生労働省において、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例(2010年3月策定)やアセットマネジメントの手引き(2009年7月策定)等を周知、引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進。</p>								
	<p>(厚生労働省)</p>								
	<p>污水处理施設については、国土交通省、農林水産省、環境省が共同して「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を2014年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請</p>								
	<p>(国土交通省、農林水産省、環境省)</p>								
	<p>学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決定した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進。</p>								個別施設(道路公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】
	<p>(文部科学省)</p>								
	<p>都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる</p>				<p>ガイドラインとして周知を行う予定</p>				
	<p>(国土交通省)</p>								
<p>公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる</p>				<p>ガイドラインとして周知を行う予定</p>					
<p>(国土交通省)</p>									
<p>個別施設計画の策定(～2020年度)</p>									
<p>(関係省庁)</p>									

重要課題:公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
上水道については、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例やアセットマネジメントの手引き等を周知。引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進	水道事業の広域化に資する施設整備に対する生活基盤施設耐震化等交付金の交付や手引き・事例集等の作成・周知を通じ、水道事業の広域化を促進	「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」における議論を踏まえ必要な検討を進める。
污水处理施設については、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請	<ul style="list-style-type: none"> 「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県構想の見直しを要請 下水道法を改正し、広域化の取組を促進するため、協議会制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度までの都道府県構想の見直しの完了を目標に、策定を支援 改正下水道法に基づく、広域的な連携に向けた協議会の活用を含め、広域化の取組を支援
学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決定した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進	<ul style="list-style-type: none"> 学校規模の適正化については、統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた研究事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、モデル創出に取り組むとともに、学校規模の適正化の好事例を周知

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100% (2020年度末)	<ul style="list-style-type: none"> 道路(橋梁) - 道路(トンネル) - 河川84% ダム37% 砂防45% 海岸7% 下水道23% 港湾98% 空港100% 鉄道100% 自動車道0% 航路標識100% 公園84% 官庁施設62% 公営住宅88% 等 (2015年度)	施設分野により策定率が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な計画策定を促進

重要課題:公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる。	「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」及び「事例集」を平成28年5月に作成	都市公園のストック再編を推進に向けて、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」を周知
公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる。	ガイドラインの策定に向け、先進的な取組事例を収集し、事例の整理・分析を実施	収集した取組事例を2016年度中に取りまとめ、ガイドラインとして2017年度に周知
個別施設計画の策定	関係省庁において、個別施設計画策定のためのガイドラインや先進事例集による技術的支援に取り組んでいる。	施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の策定率を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100% (2020年度末)	・道路(橋梁) - ・道路(トンネル) - ・河川84% ・ダム37% ・砂防45% ・海岸7% ・下水道23% ・港湾98% ・空港100% ・鉄道100% ・自動車道0% ・航路標識100% ・公園84% ・官庁施設62% ・公営住宅88% 等 (2015年度)	施設分野により策定率が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な計画策定を促進

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度	2017年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p style="text-align: center;"> < 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 【公共施設に関する情報の「見える化」】 地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」し、その適切な利用を促す。 </p>							
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月) (総務省)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)						固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】
	公会計のマニュアルの公表 (総務省)	各種研修の実施により地方公共団体を支援						
標準的なソフトウェアの提供	個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表 (総務省)							

重要課題: 公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請	統一的な基準による財務書類については、2014年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定	KPIの達成に向けて引き続き支援を実施
固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備		
各種研修の実施により地方公共団体を支援		
公会計のマニュアルの公表や標準的なソフトウェアの提供		
個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表	財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表 <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 	引き続き、毎年度の各地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% 2017年度末	固定資産台帳については、26.6%の団体において整備済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村 統一的な基準による財務書類については、2014年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村	2017年度末までに、98.8%の団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
公共施設のストック適正化	<p>< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 ></p> <p>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進】 事業債の活用により地方公共団体が行う公共施設の集約化・複合化等を具体的に支援</p>									
		除却事業に係る地方債(2014年度～)による施設の除却支援 (総務省)								
		公共施設最適化事業債(2015～17年度)による集約化・複合化支援 (公共施設最適化事業債を活用した公共施設の集約化・複合化のための支援措置を講じた(過疎地や辺地における一定の施設については、過疎債や辺地債も活用可能となっている)。また、支援措置の運用上の取扱として、施設整備に際して、総合管理計画を踏まえた検討を行うよう通知した。 (総務省)					活用状況等を踏まえ必要な支援策を実施			
		地域活性化事業債(2015～17年度)による転用支援 (総務省)								
		<p>地方公共団体による公共施設の集約化・複合化を含む老朽化対策を促進するための支援を講じる。</p>								
		民間資格の登録制度の創設(2014年度～)や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催(2014年度～)、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施 (国土交通省)								
		維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援 (関係省庁)								
		防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援 (関係省庁)								
		道路橋等における直轄診断(2014年度～)や道路管理者からの要請に基づく(修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業(2015年度～)を実施・支援 (国土交通省)								
									施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数 【目標：-】 目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	

重要課題: 公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
除却事業に係る地方債(2014年度～)による施設の除却支援	地方債による除却支援を実施	引き続き地方債による除却支援を実施
公共施設最適化事業債(2015～17年度)による集約化・複合化支援	地方債による集約化・複合化等の支援を実施	総合管理計画に基づく集約化・複合化等を促進するため、活用状況等を踏まえ必要な支援策を検討して実施
地域活性化事業債(2015～17年度)による転用支援		
民間資格の登録制度の創設(2014年度～)や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催(2014年度～)、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 民間資格の登録制度の構築 道路・港湾・空港分野でメンテナンス会議の開催 複数の分野・施設の維持管理業務について、複数年での包括的な民間委託の手法について、地方公共団体と協力して具体的に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 技術力の確保及び技術者の育成のため、登録された資格の活用。 引き続きメンテナンス会議等の機会を通じ技術的支援を実施 包括的な民間委託については、検討結果を基に普及を促進
維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援	各分野の点検マニュアル等を策定するとともに、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実	引き続き、地方公共団体における維持管理に対す技術的支援を実施
防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援	長寿命化計画の策定を防災・安全交付金による老朽化対策の支援要件とし、地方公共団体における計画的・効率的な老朽化対策を支援	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援。 計画の策定要件化や予防保全、広域化、集約化・複合化等への重点配分など、それぞれの公共施設等の状況や特性に応じた方策により、その他の分野においても、老朽化対策を財政的に支援
道路橋等における直轄診断(2014年度～)や道路管理者からの要請に基づく修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業(2015年度～)を実施・支援	橋梁等に対する直轄診断を実施するとともに、直轄診断の結果を踏まえ、修繕代行業や大規模修繕・更新事業により支援	引き続き、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に係る技術的支援を実施

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第二階層 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数	目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	2015年度において、除却事業に係る地方債・公共施設最適化事業債・地域活性化事業債(転用)を活用した地方公共団体数は、延べ59団体	引き続き、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017 年度	2018 年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 総合管理計画の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築</p>							
	<p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表</p> <p>地方公共団体が保有する施設について、公共施設等総合管理計画や個別施設計画において、中長期の維持管理・更新費の見通しを、比較可能なように、一定期間を定め明らかにし、それを住民一人当たり費用（利用料金を徴収する施設についてはそれも含む）として、時系列に費用・料金の増減が分かるように示すことを着実に推進する。 (総務省他関係府省庁)</p> <p>地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画や個別施設計画で得られたデータの「見える化」や、上下水道などの地域の公的ストックが抱える課題について住民や議会における理解を深める「分かる化」を進めるため、データの分析や説明方法等を示したガイドラインを策定する。 (総務省他関係府省庁)</p> <p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p> <p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p> <p>公共施設等総合管理計画のデータを活用し、全国的に総覧できるようグラフ化されたシートを作成・公表するなど「分かる化」の取組を進める。 (総務省)</p>							
	<p>(総務省)</p> <p>公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築</p> <p>個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築</p> <p>仕組みに基づき取組状況を毎年度点検</p> <p>(関係省庁)</p>							
							(再掲) 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数 【目標： -】 目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	

重要課題: 公共施設のストック適正化

**改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表	公共施設等総合管理計画の主たる項目の記載内容について、横比較できるよう全団体分を統合し、総務省HPで公表(2016年10月頃)	引き続き、公共施設等総合管理計画の主たる項目の記載内容について比較可能な形式で公表
各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表	公共施設等総合管理計画については、2016年4月時点で、24.7%の団体において策定済み 2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定	公共施設等総合管理計画の改訂に係る通知を发出するとともに、改訂の有無について毎年度調査を実施
資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」	・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 ・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」	引き続き、毎年度の各地方公共団体の老朽化対策の進捗状況について「見える化」
個別施設計画等に基づく集約・再編・廃止等の状況を点検する仕組みを構築	個別施設計画の策定を支援するとともに、計画に基づく集約・再編・廃止等の状況を点検する仕組みを構築	仕組みに基づき、取組状況について把握

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第二階層 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数	目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	2015年度において、除却事業に係る地方債・公共施設最適化事業債・地域活性化事業債(転用)を活用した地方公共団体数は、延べ59団体	引き続き、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	2016年度	2017年度	2018年度						
国公有資産の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p>< 国公有資産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進 > 【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】 地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援</p>									
	1) 国公有資産の「見える化」									
	国公有資産は、原則としてすべての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開								(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】	
	(財務省)	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進								
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備（～2017年度）								
	(総務省)	各種研修の実施により地方公共団体を支援								
	公会計のマニュアルの公表	標準的なソフトウェアの開発提供								(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】
	(総務省)	固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用								
	(総務省)	・2017年度までに固定資産台帳の整備を着実に進め、関係省庁と連携して、公有資産の有効活用のヒントとするため、未利用地等の有効活用の先進事例を収集・整理し、公表することによって横展開を図る。 ・固定資産台帳を単なる個別の台帳として整理するだけでなく、そこから得られたデータを自治体の低未利用資産の全体量や一人当たりの保有量の形で公表することにより課題を地域で共有できるよう、「見える化」に留まらず、さらに「分かる化」への工夫について、検討を進める。								
(総務省)	保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討									

重要課題：国公有資産の適正化

改革項目： 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
国有財産は、原則としてすべての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開	一般会計所属の普通財産のうち未利用国有地についての保有状況及び処分等の実績をホームページで公表	引き続き資産情報の公開を実施
地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請	統一的な基準による財務書類については、2014年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定	KPIの達成に向けて引き続き支援を実施
固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備		
各種研修の実施により地方公共団体を支援		
公会計のマニュアルの公表や標準的なソフトウェアの開発提供		
固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用	固定資産台帳を公表することにより、各地方公共団体の所有する全ての固定資産の所在地・用途・売却可能区分等を「見える化」しよう要請	KPIの達成に向けた固定資産台帳の整備支援と併せて、引き続き固定資産台帳の公表による公有財産に係る情報の「見える化」について要請

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	24.7% (2016年4月) 全都道府県・市区町村	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% 2017年度末	固定資産台帳については、26.6%の団体において整備済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村 統一的な基準による座財務書類については、平成26年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村	2017年度末までに、98.8%の団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
国公有資産の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<p>< 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進 ></p> <p>【未利用資産等の活用促進】 未利用資産等の活用促進</p>								
		<p>国公有地について、国は国公有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分</p> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">・介護施設整備にかかる国公有地の活用を目的として、政策的に必要な期間、地域、施設に限り、国公有地について定期借地権による貸付契約を締結する場合は、当初10年間貸付料を減額することとした。(財務省)</p>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】	
	(財務省)	<p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開</p>							(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国公有地の定期借地件数 目標は設定せず、件数をモニターする
	(総務省)	<p>地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</p>								
		<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務所等互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)</p> <p style="text-align: center;">↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑</p> <p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う</p>								
	(財務省、総務省、国土交通省等)									

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
国有地について、国有地の管理・処分の基本方針に基づき処分	未利用国有地について、保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進	引き続き、基本方針に基づき処分
公有地について、地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開	関係省庁において収集・公表されている公有財産の有効活用に関する先進事例の横展開を実施	引き続き関係省庁において先進事例を収集・横展開を実施
全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う	国公有財産の最適利用に関して、地方公共団体と財務局等による協議会を立ち上げ、検討を実施	販わい創出等地域の活性化の観点も踏まえつつ、国公有財産の最適利用に向けたプランの策定等を通じ、引き続き取り組みを推進
各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う		

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	24.7% (2016年4月) 全都道府県・市区町村	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% (2017年度末)	固定資産台帳については、26.6%の団体において整備済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村 統一的な基準による財務書類については、平成26年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村	2017年度末までに、98.8%の団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施
第二階層	国有地の定期借地件数	目標は設定せず、件数をモニターする	60件 (平成27年度末)	引き続き、国有地の定期借地件数をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
PPP/PFIの推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進></p> <p>< PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築></p> <p>PPP/PFIアクションプランの推進</p> <p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の見直し・拡充(2015年度)</p> <p>更なる活用・促進(2016年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業規模を定めた改定アクションプランを着実に実行し、毎年度フォローアップを行い、その結果を公表する。 ・新たな重点分野及びその数値目標として、文教施設(スポーツ施設、社会教育施設、文化施設)3件及び公営住宅6件を設定することとする。 <p>(内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等)</p>						アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模【目標：-】事業規模の目標の見直しについて2016年度上期を目途に結論を得る		

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
PPP/PFIの推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進></p> <p>< PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築></p> <p>PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p> <p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)</p> <p>2015年12月に、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、人口20万人以上の地方公共団体等に優先的検討の枠組みを構築するよう要請</p> <p>2016年3月に、人口20万人以上の地方公共団体等による優先的検討規程策定の手引」を策定</p> <p>2016年度中に優先的検討規程が確実に策定されるよう、策定に関するきめ細かい支援措置を行うとともに、策定状況のフォローアップ等を実施する。</p> <p>一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る</p> <p>優先的検討規程が的確に運用され、着実に具体の案件形成につながるよう、運用状況のフォローアップを定期的に行い、運用上の課題や改善点について検討し、その成果を盛り込んだ運用の手引を策定する。</p> <p>(内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等)</p> <p>下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施(国土交通省)</p>					PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府県及び人口20万人以上の地方公共団体等の数【目標：2016年度末までに100%】			

重要課題: PPP / PFIの推進

改革項目: 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP / PFI手法の積極的導入の推進

PPP / PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
PPP / PFIアクションプランの更なる活用・推進 (2016年度～)	新たな事業規模目標を定めた「PPP / PFI推進アクションプラン」(2016年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)を着実に実行	毎年度フォローアップを実施し、結果を公表
PPP / PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築 (~2016年度)	優先的検討規程が確実に策定されるよう、策定に関するきめ細かい支援措置を行うとともに、策定状況の「見える化」等を実施。優先的検討規程が的確に運用され、着実に具体の案件形成につながるよう、運用上の課題や改善点について検討し、その成果を盛り込んだ運用の手引を策定	一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP / PFI手法の優先的検討の状況を踏まえつつ、適用拡大を推進
下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP / PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施	大規模な公的賃貸住宅団地の建替えを契機とした地域全体の居住機能の再生を支援する地域居住機能再生推進事業において、PPP / PFI導入検討を原則化	2017年度から、下水汚泥等を利用したエネルギー関連施設や、都市公園における一定規模以上の施設等について、PPP / PFIの導入検討の要件化を実施

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	アクションプランを踏まえたPPP / PFI事業の事業規模	約2.4兆円(2013～2014年度)	「PPP / PFI推進アクションプラン」にあわせて、目標を21兆円(2013～2022年度までの10年間)とする。
	PPP / PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数	100% (2016年度末)	・各省庁及び全国の地方公共団体を対象にしたアンケート調査を実施し、現在集計中 ・既に4団体が策定済(鳥取県、上尾市、さいたま市、木更津市) 全国説明会に参加した人口20万人以上の地方公共団体のうち、現時点で92%が策定予定であり、順調に策定が進む見込み

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
PPP/PFIの推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>< 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進 ></p> <p>< PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築 ></p> <p>PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備</p>							
		地域プラットフォームの体制整備(モデル5都市を選定)	全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化 (2015年度に、地域プラットフォームを10地域で形成するとともに、成功事例を横展開する地方ブロックプラットフォームを8地域で立ち上げた。)				ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 【目標:181(2018年度)】		
		公的ストック有効活用に取り組んだ先進自治体へのアンケート調査結果の公表	地域の産官学による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進 (地域プラットフォームを息の長い継続的な枠組みとして定着させるため、成功事例の横展開を図るとともに、形成方法や実施内容に関するノウハウを提供するための「運用マニュアル」を作成する。)				地域プラットフォームの形成数 【目標:47(2018年度)】		
	(内閣府PFI推進室、国土交通省)	PPP/PFI事業の進捗をモニターするために、PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理する。						PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数 【目標:-】 モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する	
		国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表(2016年度～)						PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額 アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模の設定をもとに目標値を設定する	
		(内閣府PFI推進室)							

重要課題: PPP / PFIの推進

改革項目: 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様な PPP / PFI手法の積極的導入の推進
 PPP / PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化	17地域(2016年度当初時点)において地域プラットフォームが形成されるとともに191の地方公共団体(2016年度9月末時点)がブロックレベルの地域プラットフォームに参画。運用マニュアルの作成、専門家派遣等により、形成を支援	説明会等の実施により地方公共団体等に対して運用マニュアルの周知を行うなど地域プラットフォームの形成を支援。専門家派遣も継続
地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進	地域プラットフォーム形成支援事業、専門家派遣により、運営を支援	運営支援を継続するとともに、地域プラットフォームの効果の把握を行い、優良事例を横展開
国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表	地方公共団体へのアンケート調査等を通じて、前年度のPPP / PFI事業の導入件数、事業規模、コスト抑制見込み額を把握し、年内に公表	継続して実施

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数	181(2018年度)	191(2016年度9月末)	既に達成
	地域プラットフォームの形成数	47(2018年度)	17(2016年度当初)	説明会等の実施により地方公共団体等に対して運用マニュアルの周知を行うなど地域プラットフォームの形成を支援。専門家派遣も継続
	PPP / PFI事業が形成された地域プラットフォームの数	モニタリング指標 2018年度中を目標に数値目標をKPIとして設定する	地域プラットフォームが形成された習志野市において既に2件のPFI事業の募集要項が公表	2018年度中を目標に数値目標をKPIとして設定
第二階層	PPP / PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額	アクションプランを踏まえたPPP / PFI事業規模の設定をもとに目標値を設定する	【導入件数(2013～2014年度)】 ・コンセッション事業: 1件 ・収益型事業: 20件 ・公的不動産利活用事業: 25件 【歳出削減等効果(2013～2014年度)】 約0.3兆円	「PPP / PFI推進アクションプラン」とあわせて次のように目標を設定 「PPP / PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数 【目標】 ・コンセッション事業等: 空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件(2014～2016年度) 文教施設3件、公営住宅6件 (2016～2018年度) ・収益型事業や公的不動産利活用事業を含む・収益型事業: 人口20万人以上の地方公共団体(181団体)での実施(2013～2022年度までの10年間) ・公的不動産利活用事業: 人口20万人以上の地方公共団体(181団体)で平均2件程度の実施(2013～2022年度までの10年間) 「PPP / PFI推進アクションプラン」に定める歳出削減等効果(歳出削減効果及び事業実施に伴う歳入増加効果) 【目標: 約2.7兆円(2013～2022年度までの10年間)】

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用 > < 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価 ></p> <p>【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】 機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討</p> <p>第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する</p> <p>社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握</p> <p>社会資本整備のストック効果について、評価手法を具体化するための、効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な通用方法の検討、ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討を継続するとともに、投資面、施設の通用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組みを開始した。 (国土交通省)</p> <p>(国土交通省、関係省庁)</p>							

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用 > < 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価 ></p> <p>【人口減少下での適切な事業評価】 公共事業における事業評価の実施</p> <p>個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施 (1998年度より実施) (関係省庁)</p> <p>新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の「見える化」</p> <p>直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る (2015年度～) (国土交通省)</p> <p>地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</p> <p>地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請</p> <p>・社会資本整備総合交付金について、計画毎の不用率、未契約繰り越し率を把握し、2017年度より公表することとした。また、事業分野ごとに整備計画の望ましい目標例を提示した。(国土交通省) ・社会資本整備総合交付金は、2017年度から、一定の線引きを行った上で、B / Cの算出を要件化することとした。(国土交通省) ・農山漁村地域整備交付金のうち、B / Cの算出が義務化されていない事業については、要件化が可能かどうか検討し、原則2017年度から、一定の線引きを行ったうえで、B / Cの算出を要件化することとした。(農林水産省)</p> <p>(国土交通省)</p>							

重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

改革項目: 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用

新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する	効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な運用方法の検討、ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討を継続するとともに、投資面、施設の運用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組を開始	第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施し、整備した評価手法を活用してPDCAサイクルを徹底
個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)	継続して実施	継続して実施
直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る(2015年度～)	継続して実施	継続して実施
地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請	評価のあり方を国において検討	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金について一定の線引きを行った上でB/Cの算出を要件化するなど、政策目的の実現性を評価。また、他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握		関係省庁において進捗状況を把握 継続的に実施
	評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)	既に100%実施されており、今後も継続的に実施	100% 継続的に実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	<p>< メンテナンス産業の育成・拡大 > 【インフラ長寿命化計画の策定】 インフラ長寿命化計画(行動計画(地方公共団体においては公共施設等総合管理計画)及び個別施設計画)の策定</p> <p>(1) 国 インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(～2015年度) 個別施設計画の策定(～2020年度) (関係省庁)</p> <p>(2) 地方 公共施設のストック適正化(公共施設等総合管理計画等の策定促進)に関する施策と同じ (関係省庁)</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月) (関係省庁)</p>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2019年度末までに100%】 (再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	<p>< メンテナンス産業の育成・拡大 > 【メンテナンス産業の育成・拡大】 メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する。</p> <p>民間資格の登録制度の活用(2015年度～) (国土交通省、関係省庁) 民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保</p> <p>「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置(2016年度～) 2016年度内に、市場を拡大するインフラメンテナンス国民会議を設置し、技術開発の促進や海外展開等を図る。 (国土交通省) 産学官が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成</p> <p>「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設(2016年度～) (国土交通省、関係省庁) インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進</p> <p>民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及 (国土交通省)</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
									登録された民間資格を保有している技術者数 【目標：2020年度末まで増加傾向】

重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進
改革項目: 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
個別施設計画の策定(～2020年度)	各省庁の行動計画に基づき、策定しているところ	継続的に策定を推進
民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保	民間資格の登録制度については、2015年度に49資格を新たに登録し、点検・診断等の登録資格数は延べ99資格に増加	継続的に取組を推進
「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置	「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)の設立に向けて意見交換会、準備会を実施	「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を創設し、オープンイノベーションによる技術開発や公認フォーラム制度による企業間連携活動の推進、複数の機関と連携したメンテナンス技術の海外展開支援を推進
「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設	「インフラメンテナンス大賞」(仮称)に向けた制度検討を実施	「インフラメンテナンス大賞」(仮称)の公募開始
民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及	2015年度から、包括的民間委託の手法について、地方公共団体と協力して具体的な検討を実施	地方公共団体への普及を促進

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100%(2016年度末)	(再掲)	(再掲)
	(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100%(2020年度末)	(再掲)	(再掲)
	登録された民間資格を保有している技術者数	増加傾向(2020年度末)	約34,600人(2015年度)	継続して取組を実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		2016年度		2017年度	2018年度						
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
		< 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保 > 【建設業の担い手の確保・育成】 適正な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善									
		元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底 (国土交通省、関係省庁)		建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す) (国土交通省、関係省庁)					建設業許可業者の社会保険への加入率 【目標：2017年度を目途に100%】		
		ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化 (国土交通省、関係省庁)							「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数 【目標：2020年度末まで増加傾向】		
		若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化 若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持って環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能に(2016年度～) ・人材の確保のため、建設ジュニアマスター表彰制度の導入(2015年度開始)、技術検定の学科試験(2級)を17歳となる年度で受験可能とすること(2016年度開始)、技術検定の試験会場を拡大(建築施工管理技士では13都府県から19都府県)に(2015年度開始)することとした。 ・中長期的な担い手の確保・育成に向けた施策目標と総合的な対策について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会に設置された基本問題小委員会において2016年6月にとりまとめる。 ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連整備等による一時的な建設需要の増大に対応し、技能労働者は国内での確保に最大限努めることが基本とするが、その上で、緊急かつ時限的措置として、即戦力となり得る外国人人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期す。 (国土交通省、関係省庁)								女性技術者・技能者数 【目標：2019年度を目途に2014年比で倍増を目指す】	35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数 【目標：-】 目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする
		女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践 (国土交通省、関係省庁)									
	教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～) (国土交通省、関係省庁)										

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		< 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進 > 【建設生産システムの生産性の向上】 新技術・新工法の活用								
		民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事における新技術活用システム」(NE TIS)を運用(2001年度より) (国土交通省、関係省庁)							現場実証により評価された新技術の件数 【目標：-】	
		ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保を図る。(2008年度～) 情報化施工の試行開始 (国土交通省)							数値目標は設定せず、件数をモニターする	
		生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する (国土交通省)								
		・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入 ・新基準により生産性向上を促進 ・建設生産システムの飛躍的な生産性の向上に向けた取組として、公共工事へのICTの活用のため、新たに監督・検査基準や積算基準を2015年に整備した。 ・現場での建設生産システムの生産性向上のため、ICT技術を導入し施工効率の高い土工(ICT土工)を2016年度より適用する。また、ICT土工に対応できる技術者・技能者の養成を行う。 ・IoTなど最新技術の動向等を踏まえるため、産学官よりなるi-Constructionを推進するコンソーシアムを2016年度に設立する。 (国土交通省)								
	施工時期等の平準化 計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制 ・公共事業の施行時期の平準化のため、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう2015年12月通知し、27・28年度2箇年国債を約200億円活用した。 ・地方公共団体の公共事業の施行時期の平準化のため、ゼロ県債の活用や国の取組事例を参考に平準化を推進するよう、地方公共団体に2016年2月通知した。 (国土交通省、総務省)									

重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

改革項目： 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、再下請の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重するよう明記	引き続き、社会保険未加入対策に取り組む。
建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す)	技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け検討	「建設キャリアアップシステム」の2017年度の運用開始。
ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化	ダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、早急に制度導入に向けた検討を行うよう要請	引き続き、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、働きかけを行う。
若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持てる環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能にする(2016年度～)	若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する(2015年度～)など、誇りを持てる環境整備を推進。あわせて、技術検定の学科試験(2級)を実務経験無しで受験可能にする(2016年度～)とともに、受験会場を拡大する(2015年度～)など、受験機会を拡大	引き続き、建設ジュニアマスターを毎年度、顕彰する。また、技術検定についても、引き続き、技術検定の学科試験(2級)を実務経験無しで受験可能にするとともに、受験会場の拡大を継続する。
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践	女性活用に対する経営者の理解を醸成するための経営者向けセミナーや、現場の女性リーダー育成のための研修を実施。建設業の魅力を発信し、女性の入職を促進するためのキャンペーンを展開	引き続き、女性の活躍を推進するため、専門工事業者等による計画的な女性技能者の入職・定着に向けた取組への支援、建設業で活躍する女性技能者についての情報発信等を行う。
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)	継続して実施。(平成27年度までの全国11団体に加え、平成28年度に新たに15団体が建設業担い手育成コンソーシアムに参加)	引き続き、支援を実施していく。
民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より)	継続して実施	民間事業者等により開発された新技術の公共工事等への積極的な活用・評価を目指し、引き続き運用を続ける。
ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。(2008年度～) 情報化施工の試行開始	建設業における現場の生産性向上等を図る「i-Construction」を土工を中心に推進。ICT土工は720件以上の工事を対象とし10月時点で110件の工事で実施。地域建設業や地方公共団体への普及拡大に向けた講習会を開催	継続的に取組を推進
生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する	i-Construction委員会を立ち上げ、i-Construction等の取組の方向性をとりまとめ。具体のKPI、プロセス等は具体の施策にて検討に着手	引き続き検討を実施

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p>・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入</p> <p>・新基準により生産性向上を促進</p>	<p>公共測量マニュアルや監督・検査基準などの15の新基準、ICT建機のリース料を含む新積算基準を策定し、2016年度より国が行う大規模な土工については、原則としてICTを全面的に適用</p>	<p>・土工に加え、橋梁・トンネル・ダムなどの工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、ICT活用を拡大</p> <p>・調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入活用するための基準類を整備</p> <p>・オープンデータ化の実現に向けた利活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備</p>
<p>計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制</p>	<p>早期発注や債務負担行為等の適切な活用により、4～6月の閑散期、年度末の繁忙期を解消し、資機材・人材の効率的な活用を図るとともに、労働環境の改善を推進</p>	<p>継続的に取組を推進</p>

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	建設業許可業者の社会保険への加入率	100%(2017年度を 目途)	95%(2015年10月)	取組前(2011年度)から11%の増加。 引き続き社会保険の加入促進に取り組む。
	「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数	増加傾向(2020年度末)	51,660人(2015年度末)	前年度より4,964人増加。 引き続き増加を維持する。
	現場実証により評価された新技術の件数	数値目標は設定せず、件数をモニターする。	359 (H27年度)	引き続き件数の増加に努める。
第二階層	女性技術者・技能者数	2019年を目途に2014年比で倍増を目指す。	10.3万人(2015年)	2014年と比較して3%の増加。 引き続き、女性の活躍を推進するため、専門工事業等による計画的な女性技能者の入職・定着に向けた取組への支援、建設業で活躍する女性技能者についての情報発信等を行う。
	35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数	目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする。	11,866社(2015年度)	左記数値を初期値として、企業数の変化を継続してモニタリング

【地方行財政改革・分野横断的な取組】

(2016年12月7日時点)

経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要綱等	年末	通常国会				
		<p>＜①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革＞</p> <p>○まち・ひと・しごと創生事業費における取組の成果の一層の反映</p>							
	<p>○2015年度 「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>地方版総合戦略に基づく取組の実施</p>							
			<p>「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映を検討</p>		<p>地方団体の意見も聞きながら、「必要度」(2015年度:5000億円)から「成果」(2015年度:1000億円)へシフト</p>		<p>地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を集中改革期間の後は、5割以上とすることを旨とする</p>		<p>・まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標</p> <p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (例えば、国税・地方税の収入額、地方債依存度など)</p>
			<p>「必要度」「成果」の算定基準に基づく各自治体への配分につき詳細内訳(自治体ごとの各項目の数値、算定結果)を「見える化」</p>					<p>・まち・ひと・しごと創生事業費に占める成果反映配分の割合 【集中改革期間の後に5割以上を目標とする】</p>	

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

改革項目： 地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地方版総合戦略に基づく取組の実施 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について地域の活性化等の取組の成果の一層の反映	2017年度における成果へのシフトについて方針決定。	2017年度から「取組の必要度」に応じた算定(2016年度 5,000億円)から「取組の成果」に応じた算定(2016年度 1,000億円)へ1,000億円シフト。 地方団体への影響を踏まえて、3年間かけて段階的に実施。
「必要度」「成果」の算定基準に基づく各自治体への配分につき詳細内訳(自治体ごとの各項目の数値、算定結果)を「見える化」(「地域の元気創造事業費」も同様)	「人口減少等特別対策事業費」及び「地域の元気創造事業費」の詳細内訳について、総務省ホームページに掲載。	改革期間を通じ、同様の取組を実施。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層			
まち・ひと・しごと創生事業費に占める成果反映配分の割合	集中改革期間の後に5割以上	「必要度」5,000億円 「成果」1,000億円 (2016年度)	2016年度実績を2016年8月頃に把握。
第二階層			
まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標(人口増減率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率)	-	女性就業率 0.2%(2014年) 年少者人口比率 12.8%(2015年) 自然増減率 -0.2%(2015年) 若年者就業率 56.6%(2010年) 女性就業率 63.0%(2010年)	2016年度実績を2016年8月頃に把握。
地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(例えば、国税・地方税の収入額、地方債依存度など)	-	国税の収入額 57.8兆円 地方税の収入額 36.8兆円 地方債依存度 11.3% (2014年度)	必要に応じてその他の指標を追加とした上で、KPIを確定。2016年度実績を2017年7月頃把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)				
		2016年度	2017年度	2018年度								
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会								
	<p><①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革></p> <p>○公営企業の経営効率化の促進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>○2015年度 ・病院事業について、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定し、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>《総務省自治財政局》</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>水道の高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p> </div> </div>											
							<p>・経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p>	<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（例えば、収支、繰出金等）</p>				
							<p>・新公立病院改革プランの策定率 【2018年度までに100%】</p>					

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化	新公立病院改革プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置し、その元利償還金の40%を普通交付税措置。	2017年度以降についても、引き続き措置。
水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化	水道広域化の調査・検討(事業統合、施設の統廃合、システム統合の検討等)に要する経費について、経営戦略の策定に要する交付税措置の対象経費の上限額に上乗せして措置(+1,500万円)。	2017年度以降についても、引き続き措置。
下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化	2017年度からの要件化について、「「経営戦略」の策定推進について」(2015年1月総務省通知)を発出するとともに、様々な会議・講演などの機会を通じて周知徹底。	2017年度において、高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化。
水道の高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化	2017年度からの要件化について、「「経営戦略」の策定推進について」(2015年1月総務省通知)を発出するとともに、様々な会議・講演などの機会を通じて周知徹底。	2017年度において、高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)	
第一階層	経営戦略の策定率	2020年度までに100%	3.8%(2016年3月末)	2020年度までに策定予定の事業の割合は74.5%。 2016年度の策定状況は2017年6月頃に把握。
	新公立病院改革プランの策定率	2018年度までに100%	8.8%(2016年3月末)	策定済又は2016年度中に策定予定の病院は全体の97.5%。 2016年度実績は2017年6月頃把握。
第二階層	地方の自主的な取組を前提として、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(例えば、収支、繰出金等)	-	収支 7,316億円の黒字 繰出金 3兆884億円 (2015年度)	必要に応じてその他の指標を追加とした上で、KPIを確定。 2016年度実績は2017年9月頃把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	通常国会 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><①地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革></p> <p>○広域連携への支援</p> <p>・広域連携(連携中枢都市圏(2015年度～)・定住自立圏)を地方交付税で支援</p> <p>※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、連携中枢都市圏の形成数のKPIを設定</p> <p>《総務省自治行政局・地域力創造グループ》</p>	<p>広域連携(連携中枢都市圏・定住自立圏)を地方交付税で支援</p>						<p>・広域連携に取り組む圏域数 【連携中枢都市圏は2015年度に目標圏域数を設定。定住自立圏は2020年度までに140圏域】</p>	<p>・社会人口増減など事後的な検証を行うための指標</p>
	<p>○公共施設の集約化、複合化等の支援</p> <p>○2015年度 公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の集約化・複合化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置のある地方債の特例を創設(2015年4月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>公共施設の集約化、複合化等を地方交付税で支援</p>			<p>活用状況等を踏まえ、必要な支援策を実施</p>		<p>・公共施設等総合管理計画を策定した自治体数 【2016年度までに100%】</p> <p>・施設の集約化・複合化等を実施した自治体数 【増加、進捗検証】</p>	<p>・資産老朽化比率</p>	

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 地方創生、行財政改革等の地方の頑張りを引き出す地方財政制度の改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
広域連携(連携中枢都市圏・定住自立圏)を地方交付税で支援 2015年度中に設定したKPIを踏まえ、取組を推進	連携中枢都市圏・定住自立圏の形成について、交付税措置等により支援。	引き続き同様の措置により支援。社会人口増減などを事後的に検証。
公共施設等の集約化・複合化等に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置のある地方債の特例により支援	除却事業に係る地方債・公共施設最適化事業債・地域活性化事業債(転用)を活用した公共施設等の集約化・複合化等の取組を促進。	引き続き同様の取組を実施。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)	
第一階層	広域連携に取り組む圏域数	【連携中枢都市圏】 30圏域(2020年度まで) 【定住自立圏】 140圏域(2020年度まで)	17圏域(2016年度) 112圏域(2016年度)	2017年度の実績は2017年10月に把握
	公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数[再掲]	2016年度末までに 100%	24.7%(2016年4月) 全都道府県、市区町村	2016年度までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村については99.4%の団体において策定完了予定。
	施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数[再掲]	増加、進捗検証	延べ59団体 (2015年度)	引き続き、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニター (2016年度実績の把握時期は2017年4月)。
第二階層	社会人口増減など事後的な検証を行うための指標	各圏域において設定	-	2017年度中に総務省において各圏域における指標の設定・達成状況を把握、公表。
	資産老朽化比率	-	(「有形固定資産減価償却率」に改称)2015年度の状況について把握・公表済。	2016年度の状況は2017年6月頃把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<②先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等>							
	歳出効率化に向けた業務改革で他自治体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映 (自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映)							
	地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている自治体の業務改革のうち、 単位費用に計上されている全ての業務(23業務)が検討対象							
	対象業務 の選定 (23業務)	庶務業務、情報システムの運用など 16業務について 基準財政需要額の算定に反映開始			自治体への影響等を考慮しつつ、 複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映			
		各自治体が十分な準備期間 を確保できるよう毎年の変化 幅やスケジュールを前もって 明らかにしつつ、進める			残る7業務について、 課題等を検討し、 可能なものから導入		自治体への影響 等を考慮しつつ、 段階的に反映	
地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映 (自治体への影響等を考慮しつつ、複数年にかけて段階的に反映)								
上位3分の1の自治体が達成している徴収率(過去5年平均)を標準的な徴収率として算定								
標準的な 徴収率を 設定	基準財政収入額の算定に反映開始			自治体への影響等を考慮しつつ、 2020年度までに段階的に反映				
(総務省自治財政局)								

多くの自治体が自ら先進的な取組を応用・実施することを促すため、自治体・住民が広くアクセスできるよう、先進的な取組の具体的な内容、取組を推進した背景等について調査した結果等とともに、トップランナー方式について、その趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールの考え方をホームページ等で公表する

窓口業務のアウトソーシングについては、都道府県の協力も得ながら全国展開を進める。これを含めトップランナー方式の残る検討対象業務について、関係省庁の協力も得て、先進自治体の実態把握や課題の整理などを行う。以上の取組により、対象業務すべてについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す

・反映を開始した対象業務【23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す】

・歳出効率化の成果
(事後的に検証する指標)
※どの程度の地方自治体がどのような改革に取り組み、どのような成果を挙げたか

先進的な取組の具体的な全国展開のための手法及びトップランナー方式における適切な経費水準の在り方については、28年度改正地方交付税法を踏まえつつ、引き続き推進委員会制度WGで検証していく

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 先進的自治体の経費水準の基準財政需要額算定への反映等

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
歳出効率化効果化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを基準財政需要額の算定に反映(23業務)	2016年度から、16業務について、基準財政需要額の算定に反映開始。自治体への影響等を考慮しつつ、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映することとし、初年度の見直しを実施。2017年度からの新たな導入業務について方針決定。	2017年度から、青少年教育施設管理業務、公立大学運営業務について、基準財政需要額の算定に反映開始。
各自治体が十分な準備期間を確保できるよう毎年の変化幅やスケジュールを前もって明らかにしつつ、進める	トップランナー方式の導入の趣旨、経費の算定基準、今後のスケジュールをホームページで公表し、トップランナー方式に関する周知を推進。	改革期間を通じ、同様の取組を実施。
地方税の実効的な徴収対策を行う自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映	上位3分の1の自治体が達成している標準的な徴収率について、2016年度から基準財政収入額の算定に反映開始。自治体への影響等を考慮しつつ、2020年度までに段階的に反映。	引き続き、段階的に反映。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 反映を開始した対象業務	23業務全てについてできる限り集中改革期間中に導入を目指す	16業務(2016年度)	2017年度新たに2業務について導入。
第二階層 歳出効率化の成果(事後的に検証する指標)	-	-	2016年度内に試行的な算定のフォーマットを作成し、算出結果を公表。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><③地方財政制度の改革に係る経済効果の検証></p> <p>○改革の経済効果の検証(民間委託等に係るものも含む)</p> <p>《内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省自治財政局》</p> <p>総務省から基礎データの提供を受け、経済効果の検証手法について、内閣府を中心に検討</p> <p>左記検討結果に基づき検証</p> <p>自治体の頑張りを人口、雇用等を含め多面的に評価する経済指標の在り方、民間委託等の地方自治体の取組が地域経済に影響を与えるメカニズムの解明など、経済効果の定性的・定量的分析を行う</p> <p>地方財政の各種データについて、学識者の協力を得ながら、統計的手法を用いた分析等を進め、自治体の頑張りの度合いを明らかにする</p>							

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 地方財政制度の改革に係る経済効果の検証

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
総務省から基礎データの提供を受け、経済効果の検証手法について、内閣府を中心に検討	第7、8、10、12、13回制度・地方行財政WGにおいて、検証手法について検討。自治体の頑張りを人口、雇用等を含め多面的に評価する経済指標の在り方、民間委託等の地方自治体の取組が地域経済に影響を与えるメカニズムについて、学識者の協力を得ながら検討。	総務省から基礎データの提供を受け、左記検討結果に基づき、経済効果を検証。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層	-	-	-
第二階層	-	-	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○公営企業会計の全面的な「見える化」</p> <p>○2014年度 ・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015年1月)</p> <p>○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表(2015年9月) ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>地方財政措置等により支援</p> <p>重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進</p> <p>公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)</p> <p>「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進</p>			<p>(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)</p>	<p>・重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) 【2020年度予算から対象自治体の100%】 【人口3万人未満の自治体については進捗検証】</p>		
			<p>公営企業については、給水原価等も含め経営状況の見える化を進める</p>					

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 公営企業、第三セクター等の経営の改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地方財政措置等により支援 重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進	2015～2020年度において、公営企業会計の適用に直接必要な経費に対して財政措置を実施することとしており、2016年度においても同様に措置。 重点事業について、公営企業会計適用の取組が遅れている団体が多い都道府県を対象に個別にヒアリングを実施(2016年7月)。	2017年度以降についても、引き続き財政措置を実施。 重点事業に係る個別ヒアリング等、適用推進の取組を引き続き実施。
公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)	2016年4月1日時点における公営企業会計適用の取組状況を調査し、同年6月末に結果を公表。	2017年度以降についても、引き続き毎年度調査を実施し、「見える化」を徹底。
「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の給水原価等を含む全面的な「見える化」を強力に推進	「公営企業の経営のあり方に関する研究会」を立ち上げ(2016年5月)、「経営比較分析表」の公表分野の拡大や廃止・民営化等の検討に資する指標について、同研究会において検討中。 経営比較分析表について、上・下水道事業分を2016年2月より公表するとともに、水道事業では給水原価、下水道事業では汚水処理原価を示すなど、経営状況の見える化を実施。	研究会の検討結果に基づき、経営比較分析表の内容等を充実。 2017年度以降も引き続き経営比較分析表を公表。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上)	(人口3万人以上の自治体)2020年度予算から対象自治体の100%	下水道:35.5% 簡易水道:38.1% (2016年4月時点)	2017年4月時点の適用自治体数について、2017年6月頃に把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度		2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
	<p><④公営企業、第三セクター等の経営の改革></p> <p>○公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の検討の推進</p> <p>○2014年度 ・各地方自治体に対し、公営企業の経営健全化等に取り組む前提として、廃止・民営化等を含めた経営のあり方を検討するよう要請するとともに、引き続き、公営企業として事業を継続する場合は、「経営戦略」を策定し、その策定にあたっては、広域化や民間の資金・ノウハウの活用等についても検討するよう要請(2014年8月)</p> <p>・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請(2015年3月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>抜本的な改革についての優良事例集を作成し、横展開を推進</p> <p>(優良事例を抽出)</p> <p>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進</p> <p>(課題等を抽出)</p> <p>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討</p> <p>個別事業における広域化等の推進 (連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院))</p>	<p>(以降、定期的に更新し、内容の充実を図る)</p> <p>検討結果に基づき、左記の方策を実施</p>	<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(例えば、収支、繰出金等)</p> <p>・収支赤字事業数【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>					
		<p>公営企業等の行う各種事業についても、地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。このため、連携中枢都市圏や定住自立圏の枠組みも活用し、公営企業の経営統合を含む広域連携の取組を促す。</p> <p>水道事業の広域化について、28年度においてはできるだけ早期に都道府県及び都道府県内全ての市町村をもって構成する検討体制の構築など、水道事業の経営基盤強化等の取組を促す。</p> <p>下水道事業について、処理場の統廃合など事業の広域化・共同化に取り組むこととし、(28年度においては、関係省庁が連携して、都道府県構想において広域的維持管理体制の整備等について位置づけるなどの取組を促す)。</p> <p>28年度中に策定される新公立病院改革プランの中で、公立病院の再編・ネットワーク化の計画の明記を促す等の取組を推進する。</p>							

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 公営企業、第三セクター等の経営の改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p>抜本的な改革の取組状況や課題等について、毎年度調査結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進。</p> <p>優良事例集を作成し、横展開を推進</p>	<p>2016年3月31日時点における取組状況について調査を実施し、同年9月に個別団体ごとに公表。</p>	<p>公営企業における抜本的な改革の取組状況や課題等について、今後毎年度調査を実施し、「見える化」を徹底。</p> <p>公営企業における抜本的な改革の優良事例集については、2016年度中に作成・公表し、横展開を図る。</p>
<p>研究会を立ち上げ、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域連携、改革の成果の検証等の方策について検討</p>	<p>「公営企業の経営のあり方に関する研究会」を立ち上げ(2016年5月)、廃止・民営化等の考え方や対象・課題・方策、広域化等、改革の成果の検証等の方策について、同研究会において検討中。</p>	<p>研究会の検討結果に基づき、左記方策について実施。</p>
<p>個別事業における広域化等の推進 (連携中枢都市圏構想等における都市間連携の推進、各都道府県別の広域化検討体制の構築(水道)、最適化・広域化・共同化の推進(下水道)、新改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進(病院))</p>	<p>水道事業における、各都道府県別の広域化検討体制の構築については、2016年度中のできるだけ早期に検討体制を構築していただくよう要請(2016年2月)。</p> <p>下水道事業については、全団体に求めている経営戦略の策定(2020年度までに策定率100%)を通じて、最適化・広域化・共同化の検討を行うよう要請(なお、経営戦略策定経費について地方財政措置を講じている)。</p> <p>2014年1月の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を受けた都道府県構想の見直しについて、2016年3月までに、9都府県で構想の見直し完了。</p> <p>新公立病院改革プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置し、その元利償還金の40%を普通交付税措置。</p>	<p>水道事業について、総務省の要請(2016年2月)を受け、46道府県が都道府県単位の広域化等の検討体制を2016年度中に設置予定。</p> <p>下水道事業について、引き続き経営戦略の策定を支援。「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を受けた都道府県構想の見直しについて、国交省、農水省、環境省において引き続き調査。2019年3月までに全都道府県で完了予定。</p> <p>病院事業について、公立病院を設置する地方公共団体に対して、地域医療構想の策定を踏まえ、新公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むよう、引き続き要請。</p>

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層	収支赤字事業数	800事業 (2015年度)	2016年度実績は2017年9月頃把握。
第二階層	地方の自主的な取組を前提として、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(収支、繰出金等)	収支 7,316億円の黒字 繰出金 3兆884億円 (2015年度)	必要に応じてその他の指標を追加とした上で、KPIを確定。2016年度実績は2017年9月頃把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><④公営企業、第三セクター等の経営の改革> ○経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化</p> <p>○2014年度 ・各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方自治体に要請(2014年8月) ・病院事業について、新公立病院改革ガイドラインを策定し、各地方自治体に対し、「地域医療構想」を踏まえた新公立病院改革プランを策定するよう要請(2015年3月)</p> <p>○2015年度 ・「経営戦略ガイドライン」の策定 ・病院事業について、新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進</p>					<p>・経営戦略の策定率 【2020年度までに100%】</p> <p>・新公立病院改革プランの策定率 【2018年度までに100%】</p> <p>・収支赤字事業数 【2014年度決算(1174事業)より減少】</p>	<p>・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(例えば、収支、繰出金等)</p>
		<p>経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査 調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進</p>				<p>策定の遅れている団体・分野の取組を促進</p>		
		<p>水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化</p>		<p>水道の高料金対策及び下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化</p>				

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 公営企業、第三セクター等の経営の改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
経営戦略の策定について、財政支援措置を講じ、集中的に推進	経営戦略について、2020年度までに策定するよう要請(2016年1月)。経営戦略の策定に要する経費に対する交付税措置を創設(2016年度～2018年度)。	引き続き経営戦略の策定について交付税措置により支援。
経営戦略の策定に係る進捗状況を毎年度調査 調査結果について、個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進	2016年3月31日時点における経営戦略の策定状況を調査。2016年3月末時点の策定率は3.8%。 2016年3月末時点での全都道府県、市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表(2016年9月)	今後、引き続き毎年度調査を実施。なお、2020年度までに策定予定とされている事業の割合は74.5%。策定予定年度未定事業への対応として、「策定ガイドライン」の充実、ヒアリングや助言等を実施。 今後、引き続き毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進。
病院事業について、再編・ネットワーク化に取り組む地方自治体に対し、地方交付税措置を重点化(再掲)	新公立病院改革プランに基づき行われる再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置し、その元利償還金の40%を普通交付税措置。	2017年度以降についても、引き続き措置。
水道事業について、経営戦略を策定し、広域化等に取り組む地方自治体に対し、交付税措置を重点化(再掲)	水道広域化の調査・検討(事業統合、施設の統廃合、システム統合の検討等)に要する経費について、経営戦略の策定に要する交付税措置の対象経費の上限額に上乗せして措置(+1,500万円)。	2017年度以降についても、引き続き措置。
下水道の高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化(再掲)	2017年度からの要件化について、「「経営戦略」の策定推進について」(2015年1月総務省通知)を発出するとともに、様々な会議・講演などの機会を通じて周知徹底。	2017年度において、高資本費対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化。
水道の高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化(再掲)	2017年度からの要件化について、「「経営戦略」の策定推進について」(2015年1月総務省通知)を発出するとともに、様々な会議・講演などの機会を通じて周知徹底。	2017年度において、高料金対策に係る交付税措置について、経営戦略策定を要件化。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 経営戦略の策定率[再掲]	2020年度までに100%	3.8%(2016年3月末)	2020年度までに策定予定の事業の割合は74.5%。2016年度末の策定状況は2017年6月頃に把握。
第一階層 新公立病院改革プランの策定率[再掲]	2018年度までに100%	8.8%(2016年3月末)	策定済又は2016年度中に策定予定の病院は全体の97.5%。2016年度末の策定状況は2017年6月頃に把握。
第一階層 収支赤字事業数	2014年度決算(1,174事業)より減少	800事業(2015年度)	2016年度実績は2017年9月頃把握。
第二階層 地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(収支、繰出金等)[再掲]	-	収支 7,316億円の黒字 繰出金 3兆884億円(2015年度)	必要に応じてその他の指標を追加した上で、KPIを確定。2016年度実績は2017年9月頃把握。

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 第三セクター等の改革

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
第三セクター改革などの先進事例集の作成・公表	整理・再生等の抜本的改革及び損失補償の削減や債務超過の解消等の経営健全化の取組事例について、調査を実施。	2017年3月までに第三セクター等改革などの先進事例集を作成・公表し、全国に横展開。
第三セクター等の財政的リスク等を調査・公表し、各地方団体の経営健全化の取組を推進	2014年度決算における第三セクター等7,484法人のうち、地方公共団体が損失補償等を行っている1,191法人について財政的リスクの調査を実施(2016年2月)し、調査結果を公表(2016年6月)。調査結果は団体別・法人別の形式で調査対象法人すべてについて公表。	今後も引き続き同様の取組を実施。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第二階層 第三セクター等に対する財政支援額(補助金、損失補償等)	減少	補助金 2,843億円 損失補償・債務保証 3.7兆円 (2014年度)	必要に応じてその他の指標を追加とした上で、KPIを確定。2015年度実績は、2016年12月頃把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>＜⑤地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用＞</p> <p>・2014年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。これを踏まえ、2015年度中に、地方公共団体において「地方版総合戦略」を策定</p> <p>・2016年度当初予算での新型交付金の創設に向けて、予算額で1,000億円超、事業費ベースで2,000億円超の概算要求を行い、予算編成過程において、具体的な制度設計を行う</p> <p>《内閣府地方創生推進事務局》</p>	<p>地方創生の取組支援のための新型交付金の活用</p> <p>自治体から 事業申請</p> <p>KPIの設定状況や 先駆性について審査</p> <p>交付決定</p>	<p>新型交付金の支援対象となる事業に対して自治体が設定したKPIの達成状況を把握し、必要に応じて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定について検討を行うとともに、翌年度以降の事業の採択に反映</p>			<p>・新型交付金対象事業について自治体において設定するKPI【全事業】</p> <p>・新型交付金の交付対象とする個別事業(先駆的・優良事例)の数【2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討】</p>	<p>・新型交付金事業全体の効果(経済・財政効果等)(事後的に検証する指標)</p> <p>・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI</p>	
		<p>自治体が設定したKPIを把握し、毎年モニタリングしていく</p>						
		<p>新型交付金事業全体の進捗検証、PDCAを実行</p>						
		<p>新型交付金の交付を通じ地域間連携を促すとともに、交付対象となった先駆的事例の全国展開を進める</p>						

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 地方創生の取組支援のための新型交付金の創設・活用

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地方創生の取組支援のための新型交付金の活用	平成28年4月に施行された改正地域再生法に基づく地方創生推進交付金(国費:1,000億円)を平成28年度当初予算に創設し、地方公共団体が複数年度にわたり取り組む先導的な事業を安定的・継続的に支援。 6/17締切で第1回募集を行い、745事業・184億円を交付決定。第2回募集(9/30締切)では454事業・53億円を採択し2016年内に交付決定予定。	新型交付金の支援対象となる事業に対して自治体が設定したKPIの達成状況を把握し、翌年度以降の事業の採択に反映。
自治体が設定したKPIを把握し、毎年モニタリングしていく	地方創生推進交付金で採択した事業については、KPIの設定を要件としており、申請書類等から把握。採択事業のKPIについては、翌年度の申請にあたり、効果検証結果に基づくPDCAが実施されているかどうかを含め検証・モニタリング。	2017年度以降も引き続きモニタリングを実施。
新型交付金事業全体の進捗検証、PDCAを実行	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(12月)及び「まち・ひと・しごと創生基本方針」(6月)の改訂を検討する際に、事業全体の進捗状況を検証し、検証結果に基づくPDCAサイクルを実施するとともに、その結果を改訂内容に反映。	2017年度以降も引き続きPDCAを実施。
新型交付金の交付を通じ地域間連携を促すとともに、交付対象となった先駆的事例の全国展開を進める	先駆的事例については、交付金の採択にあたり、採択事業の中から特に特徴的な事例(50事例程度)をまとめた資料をHPにおいて公表。 交付金の申請前に実施する個別相談会や事前相談の際に、地方公共団体の提案内容に類似した先駆的事例を紹介し、その内容に基づいた事業スキームの改善のためのアドバイスを個別に実施し、先駆的事例の全国展開を推進。	2017年度以降も引き続き同様の取組を実施。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第1段階 新型交付金対象事業について自治体において設定するKPI	全事業	全事業	各事業実施主体が設定したKPIの達成状況を把握、モニタリング
	2020年度までの累計数について、予算の執行状況を勘案しつつ検討	-	予算の執行状況を勘案しつつ、2017年3月までに目標値を設定。
第2段階 新型交付金の対象事業全体の効果(経済・財政効果等)	効果等の把握と併わせ、検討	-	28年度補正、29年度予算において、外部有識者による効果検証等を実施するための調査事業を計上。
	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示された各種KPI	KPI毎に設定(2020年度末)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(改定版)」に記載 毎年末の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定時に把握

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○地方財政の全面的な「見える化」</p>							
地方 行政 財政 の 「 見 え る 化 」	<p>各団体の行政コスト等の経年比較や他団体比較、団体自らの分析結果を取りまとめた財政状況資料集(Excel形式)等を総務省ホームページにおいて公表</p>	<p>住民一人当たり行政コストについて、 ・維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別 ・民生費、衛生費、教育費等の目的別に網羅的に、財政分析の内容も含めて「見える化」</p>			<p>集中改革期間の取組の効果を踏まえ、「見える化」の促進についてさらに検討</p>			
		<p>公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて ・各自治体の「資産老朽化比率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を導入 ・施設類型毎の一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等により、ストック情報を全面的に「見える化」</p>				<p>固定資産台帳により土地情報について「見える化」し、その有効活用を促す</p>		
		<p>データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加等により、地方財政決算情報ホームページの使いやすさの一層の向上を図る</p>	<p>面積や人口規模、高齢化比率等の条件を指定して、自治体や住民が他団体と比較できるよう、データベースの整備を検討し、必要に応じて適切な措置を実施</p>					
		<p>予算・決算の対比に関する情報開示の充実による「見える化」につき、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組む</p>	<p>27年度決算より、経年比較や類似団体比較を含めて住民一人当たりコストについて性質別・目的別に網羅的な見える化を実施する。様々な条件で自治体間の比較ができる形での「見える化」の検討を行う。</p>					
		<p>《総務省自治財政局》</p>	<p>28年度において都道府県・政令市に係る予算・決算について自治体の事務負担にも配慮しながら取り組む</p>					

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目：自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p>住民一人当たり行政コストについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持補修費、普通建設事業費(新規整備・既存更新)等の性質別 ・民生費、衛生費、教育費等の目的別 <p>で網羅的に、財政分析の内容も含めて「見える化」 (27年度決算より、経年比較や類似団体比較を含めて実施等)</p>	<p>2015年度決算から、財政状況資料集において、「性質別」経費として、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、繰出金を加え、普通建設事業費については、新規整備、更新整備の区別も「見える化」。「目的別」経費についても、各項目について、当該団体における経年比較や類似団体との比較を行い、「見える化」。各団体の財政状況の比較に当たっては、経年変化や類似団体との比較だけでなく、その背景事情の説明も必要と考えられることから、各団体が行った財政分析の内容も「見える化」。</p>	<p>2015年度決算について、左記内容をホームページで公表。毎年度において同様の取組を実施。</p>
<p>公共施設等の老朽化対策という新たな課題に対応し、固定資産台帳の整備に合わせて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の「資産老朽化比率」を「見える化」し、将来負担比率との「組合せ分析」を導入 ・施設類型毎の一人当たり面積等のストック情報や固定資産台帳による土地情報等を「見える化」 <p>により、ストック情報を全面的に「見える化」(有効活用の推進を含む)</p>	<p>固定資産台帳の整備に合わせて2015年度決算より、財政状況資料集等においてストック情報を全面的に「見える化」。</p>	<p>2015年度決算について、左記内容をホームページで公表。毎年度において同様の取組を実施。</p>
<p>データ検索機能や分析のためのグラフ作成機能の追加等により、地方財政決算情報ホームページの使いやすさの一層の向上を図る</p>	<p>地方財政状況調査により把握された決算情報を、調査票ごとに加工可能な形でe-Statへ登録。e-Stat機能を活用し、地方財政決算情報について、目的別・性質別歳出などの決算情報と、面積や人口などのデータを自由に組み合わせた分析が可能となるよう改修を実施中。</p>	<p>左記改修を2016年度末までに実施。引き続き、e-Stat機能の活用状況等を踏まえ、必要に応じて決算情報の登録方法等の改善を検討するなど適切な措置を実施。</p>
<p>予算・決算の対比に関する情報開示の充実による「見える化」につき、自治体の事務負担にも配慮しながら取り組む</p>	<p>各地方公共団体において、それぞれ議会への報告やホームページなどにおいて、予算・決算を対比した「見える化」を実施。</p>	<p>2015年度の予算・決算について、都道府県・政令指定都市分を、総務省において一覧性のある形で「見える化」。</p>

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p><⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示></p> <p>○公共施設等総合管理計画</p> <p>特別交付税措置等により支援</p> <p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進</p> <p>更新・統廃合・長寿命化等の取組の進捗を踏まえた継続的な計画の見直し・充実化</p> <p>施設の集約化・複合化等を促進</p> <p>先進団体の取組・ノウハウを横展開</p> <p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表</p> <p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p> <p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p> <p>集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討</p> <p>上記結果に基づき成果を検証</p> <p>個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表</p> <p>施設の集約・複合化等の事業の着実な実施やそれによるライフサイクルコストの縮減及び各自治体が策定する公共施設等総合管理計画と個別施設計画の間の整合性を確保</p> <p>・公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【2016年度までに100%】</p> <p>・施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【増加、進捗検証】</p> <p>・資産老朽化比率</p>									
<p>地方行財政の「見える化」</p> <p>○2014年度 ・公共施設等総合管理計画の策定を総務大臣通知により要請(2014年4月)</p> <p>○2015年度 ・公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努める旨を総務大臣通知により要請(2015年8月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>計画の対象期間、集約・複合化等の状況、それによる床面積の縮小やライフサイクルコストの縮減、個別施設の住民一人当たり費用の見える化などについて、自治体の取組を同じベースで横比較できるよう、総務省及び個別施設計画の所管省庁が連携して、各自治体に対し個別施設計画上のガイドライン及び通知等により助言。その際には、集約化・複合化等及び広域での取組推進のための都道府県の役割を明示するとともに、計画の対象期間についてはできるだけ中長期とすることについて、着実に推進する</p>								

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目：自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示

改革工程の進捗状況(2016年末時点) -

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
特別交付税措置等により支援 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえて策定するよう引き続き促進	計画策定経費への特別交付税措置を実施。説明会等において、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえた計画の策定事例を紹介することなどにより、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえた計画の策定を促進。公共施設等総合管理計画については、2016年4月時点で、24.7%の団体において策定済み。	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定。長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進。
先進団体の取組・ノウハウを横展開	総務省ホームページにおいて、公共施設最適化事業債を活用した先進事例を平成28年3月に公表。公共施設最適化事業債の活用事例の増加を踏まえて先進事例を一層充実させるため、新たな事例を収集し、平成28年11月に公表。	引き続き先進事例を収集・周知し、横展開を促進。
施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表	公共施設等総合管理計画の主たる項目の記載内容について、横比較できるように全団体分を統合し、総務省HPで公表(2016年11月4日)。	引き続き、公共施設等総合管理計画の主たる項目について比較可能な形式で公表
各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表	公共施設等総合管理計画については、2016年4月時点の策定状況を調査。	公共施設等総合管理計画の改訂に係る通知を発出するとともに、改訂の有無について毎年度調査を実施。
資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせることで経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」	財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率) ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)及び一人当たり床面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」。	引き続き、毎年度の各地方公共団体の老朽化対策の進捗状況について見える化。
個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表		

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
2014・2015年度 《主担当府省庁等》		2016年度		2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○公共施設等総合管理計画</p> <p>特別交付税措置等により支援</p> <p>公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進</p> <p>更新・統廃合・長寿命化等の取組の進捗を踏まえた継続的な計画の見直し・充実化</p> <p>施設の集約化・複合化等を促進</p> <p>先進団体の取組・ノウハウを横展開</p> <p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表</p> <p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p> <p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p> <p>集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討</p> <p>上記結果に基づき成果を検証</p> <p>個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年変化や類似団体比較等を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表</p> <p>施設の集約・複合化等の事業の着実な実施やそれによるライフサイクルコストの縮減及び各自治体が策定する公共施設等総合管理計画と個別施設計画の間の整合性を確保</p> <p>・公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【2016年度までに100%】</p> <p>・施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【増加、進捗検証】</p> <p>・資産老朽化比率</p>									
<p>地方行財政の「見える化」</p> <p>○2014年度 ・公共施設等総合管理計画の策定を総務大臣通知により要請(2014年4月)</p> <p>○2015年度 ・公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努める旨を総務大臣通知により要請(2015年8月)</p> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>計画の対象期間、集約・複合化等の状況、それによる床面積の縮小やライフサイクルコストの縮減、個別施設の住民一人当たり費用の見える化などについて、自治体の取組を同じベースで横比較できるよう、総務省及び個別施設計画の所管省庁が連携して、各自治体に対し個別施設計画上のガイドライン及び通知等により助言。その際には、集約化・複合化等及び広域での取組推進のための都道府県の役割を明示するとともに、計画の対象期間についてはできるだけ中長期とすることについて、着実に推進する</p>								

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目：自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示

改革工程の進捗状況(2016年末時点) -

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
総務省及び個別施設計画の所管省庁が連携して、各自治体に対し個別施設計画上のガイドライン及び通知等により助言。その際には、集約化・複合化等及び広域での取組推進のための都道府県の役割を明示するとともに、計画の対象期間についてはできるだけ中長期とすることについて、着実に推進する	関係各省庁において、個別施設計画策定のためのガイドラインや先進事例集による技術的支援を実施。	施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の策定率を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援。
集約化・複合化等による成果事例の収集及び成果の把握手法の検討	集約化・複合化等の成果の検証手法の検討に資するよう、公共施設最適化事業債を活用した先進事例を収集。	引き続き、事例の収集と、集約化・複合化等による成果の検証手法の検討を進める。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)	
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方自治体数【再掲】	2016年度末までに100%	24.7% (2016年4月) 全都道府県、市区町村	2016年度までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村については99.4%の団体において策定完了予定。
	施設の集約化・複合化等を実施した地方自治体数【再掲】	増加、進捗検証	延べ59団体 (2015年度)	引き続き、施設の集約化複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニター (2016年度実績の把握時期は2017年4月)
第二階層	資産老朽化比率【再掲】	-	(「有形固定資産減価償却率」に改称)2015年度の状況について把握・公表済。	2016年度の状況は2017年6月頃把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
地方行財政の「見える化」	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>＜⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示＞</p> <p>○地方公会計</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○2014年度 ・固定資産台帳を含む統一 的な基準による地方公会計 の整備を総務大臣通知によ り要請(2015年1月)</p> </div> <p>《総務省自治財政局》</p>	<p>特別交付税措置等により支援</p> <p>統一的な基準による地方公会計の整備を促進</p>	<p>各団体の財務書類や固定資産 台帳を総務省ホームページにお いても公表</p> <p>地方公会計等を活用し、予算編 成等の財政マネジメントを強化</p>	<p>先進団体の取組・ノウハウを横展開</p>			<p>・固定資産台 帳を整備した 地方自治体数 【2017年度ま でに100%】</p> <p>・統一的な基 準による地方 公会計を整備 した地方自治 体数 【2017年度ま でに100%】</p>	

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目：自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
特別交付税措置等により支援 統一的な基準による地方公会計の整備を促進	統一的な基準による地方公会計の整備について、標準的なソフトウェアの無償提供や特別交付税措置等により促進。	引き続き、同様の取組を実施。
各団体の財務書類や固定資産台帳を総務省ホームページにおいても公表	平成26年度決算までの各団体の財務書類について、総務省ホームページにおいて公表。	総務省ホームページにおける公表内容を随時更新し、取組状況の「見える化」を推進。
地方公会計等を活用し、予算編成等の財政マネジメントを強化	地方公会計を各地方公共団体における財政マネジメントの強化に活用するため、「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」において地方公会計の先進的な活用事例をとりまとめ。	引き続き、新たな先進的な活用事例を収集・周知し、横展開を推進。
先進団体の取組・ノウハウを横展開		

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 固定資産台帳を整備した自治体数	2017年度までに100%	26.6%(2016年3月末)	2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備見込み。 2016年度末の状況は2017年6月頃把握。
	2017年度までに100%	2.5%(2016年3月末)	

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑥自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示></p>								
地方行政の「見える化」	○公営企業会計	地方財政措置等により支援							
	○2014年度 ・2015年度から2019年度までの5年間で、下水道及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、公営企業会計の適用に取り組むよう地方自治体に要請(2015年1月)	重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進						(重点事業やその他の事業の進捗状況を踏まえ、更なる推進方策(法制化等)について、検討)	・重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上) 【2020年度予算から対象自治体の100%】 【人口3万人未満の自治体については進捗検証】
	○2015年度 ・新会計基準に基づく決算の公表(2015年9月) ・経営比較分析表について、2015年度は上・下水道事業について公表	公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)							
	《総務省自治財政局》	「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進							
	○地方交付税	地方交付税の各自治体への配分の考え方・内容の詳細、経年変化について、市町村分も含め誰もが活用できる形で総務省ホームページに公開							
《総務省自治財政局》	引き続き、「見える化」の内容について充実を図る								
		総務省ホームページに28年8月を目途に公開する							

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目：自治体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の「見える化」の徹底、誰もが活用できる形での情報開示

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地方財政措置等により支援 重点事業(下水道事業、簡易水道事業)を中心に、公営企業会計の適用を推進(再掲)	2015～2020年度において、公営企業会計の適用に直接必要な経費に対して財政措置を実施することとしており、2016年度においても同様に措置。 重点事業について、公営企業会計適用の取組が遅れている団体が多い都道府県等を対象に個別にヒアリングを実施(2016年7月)。	2017年度以降についても、引き続き財政措置を実施。 重点事業に係る個別ヒアリング等、適用推進の取組を引き続き実施。
公営企業会計の適用の進捗状況を調査、各都道府県・市町村別に公表(毎年度)(再掲)	2016年4月1日時点における公営企業会計適用の取組状況を調査し、同年6月末に結果を公表。	2017年以降についても、引き続き毎年度調査を実施し、「見える化」を徹底。
「経営比較分析表」の公表分野の拡大(毎年度2～3事業分野程度)や廃止・民営化等の検討に資する指標を研究会等で検討の上、追加する等内容の充実を図り、公営企業の給水原価等を含む全面的な「見える化」を強力に推進(再掲)	「公営企業の経営のあり方に関する研究会」を立ち上げ(2016年5月)、「経営比較分析表」の公表分野の拡大や廃止・民営化等の検討に資する指標について、同研究会において検討中。 経営比較分析表について、上・下水道事業分を2016年2月より公表するとともに、水道事業では給水原価、下水道事業では汚水処理原価を示すなど、経営状況の見える化を実施。	研究会の検討結果に基づき、経営比較分析表の内容等を充実。 2017年度以降も引き続き経営比較分析表を公表。
地方交付税の各自治体への配分の考え方・内容の詳細、経年変化について、市町村分も含め誰もが活用できる形で総務省ホームページに公開(28年8月を目途に公開)	地方交付税の基準財政需要額の内訳等について、都道府県分については2015年度から、市町村分については2016年度から、誰もが活用できる形で総務省ホームページに公開。	2017年度以降も各年度分の基準財政需要額の内訳等を公開し経年変化を充実し、交付税算定の「見える化」を推進。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人以上)(再掲)	(人口3万人以上の自治体)2020年度予算から対象自治体の100%	下水道: 35.5% 簡易水道: 38.1% (2016年4月時点)	2017年4月時点の適用自治体数について、2017年6月頃に把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
地方行財政の「見える化」	<p>＜⑦民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示＞</p>							
	<p>助言通知発出 (平成27年8月28日付総務大臣通知)</p>	<p>総務省において、取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施し、必要に応じて助言等を実施</p>			<p>改革期間を通じ、同様の取組を実施</p>			<p>クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数を含む見える化を行う。自治体クラウドグループの取組事例(全国で56グループ)について、28年夏までに、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して自治体クラウド導入の取組を加速する。</p>
	<p>現状について、「見える化」・比較可能な形での公表を実施予定</p>	<p>総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況(実施率)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施</p>			<p>改革期間を通じ、同様の取組を実施</p>			
		<p>民間委託に係る歳出効率化等の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立</p>			<p>上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証</p>			
<p>《総務省自治行政局、地域力創造グループ》</p>								

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 民間委託やクラウド化等への取組状況の比較可能な形での開示

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
総務省において、取組状況や今後の対応方針について、調査・ヒアリング等を実施し、必要に応じて助言等を実施	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査・ヒアリングを実施し、必要に応じて助言等を実施。	2017年度以降も引き続き、同様の取組を実施。
総務省・各自治体において、民間委託やクラウド化等の取組状況(実施率)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施	地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査結果を公表(2016年3月)。	2017年度以降も引き続き、民間委託やクラウド化等の業務別・団体規模別の取組状況、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形での公表を検討・実施
クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数を含む見える化を行う。自治体クラウドグループの取組事例(全国で56グループ)について、28年夏までに、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して自治体クラウド導入の取組を加速する。	自治体クラウド取組事例(全国で56グループ)について、クラウド化業務範囲や経費の削減方策等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を取りまとめ、自治体に通知(2016年8月)。	2017年度以降も引き続き、取組事例の収集・分析など同様の取組を実施。
民間委託に係る歳出効率化等の成果について、業務改革モデル手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証。	業務改革モデルプロジェクトにおいて、歳出効率化等の成果を検証するための手法について検討。	窓口業務等の民間委託の取組を含め、「業務改革モデルプロジェクト」について、試行的な歳出効率化効果の算定のフォーマットを作成するとともに、プロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における算定結果を公表。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層	-	-	-
第二階層	-	-	-

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概要要求 税制改正要綱等	年末	通常国会			
地方行政の「見える化」	<p><⑧公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化></p> <p><⑨法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し> 《制度所管府省庁担当局》</p> <p><⑩法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し> 《総務省自治財政局》</p>						
	《内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)》	<p>公共サービス関連情報の「見える化」について、具体的に検討(内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論)</p> <p>法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野(例えば医療、介護、教育等)におけるパフォーマンス指標(各府省庁の行う規模が一定以上である等の主要な事業に対する成果を計測する指標)を行政事業レビューの成果目標も参照しつつ具体的に検討・特定(内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論)</p>		<p>左記の検討結果に基づき実施</p> <p>パフォーマンス指標の進捗状況を「見える化」し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省庁、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする</p>		<p>左記の「見える化」を踏まえた国庫支出金等の配分の見直し</p> <p>左記の見直しを踏まえた地方交付税の配分の見直し</p> <p>都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳(地方税・地方交付税・国庫支出金等)の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化のモニタリング等を行う。その際、都道府県とも、域内の基礎自治体の情報を共有し、連携して取り組む</p> <p>KPIやパフォーマンス指標(又は行政事業レビューの成果目標)等を掲げた事業について、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、自治体と関係府省庁が協力し、「行政サービス・事業に要した費用」及び「経済社会面、行財政面からの効果」(費用対効果)が分かる指標・データを検討し、明らかにする</p>	

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化
 法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し
 法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
公共サービス関連情報の「見える化」について、具体的に検討(内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論)	内閣府において、経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイトを開設し、自治体別、時系列に整備した各種データ・指標(公共サービス関連を含む)について比較・分析が可能な「見える化」データベースを開設。	2017年度以降においても、引き続き、データ更新・拡充を実施。
法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野(例えば医療、介護、教育等)におけるパフォーマンス指標(各府省庁の行う規模が一定以上である等の主要な事業に対する成果を測定する指標)を行政事業レビューの成果目標も参照しつつ具体的に検討・特定(内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論)	国庫支出金に係る調査や所管府省ヒアリングを実施し、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等について具体的に検討。	検討内容も踏まえ、内閣府及び国庫支出金の所管府省庁は、今年度中に地方自治体による国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、またその活用等について具体化し、「見える化」及びPDCAの取組等を加速させる。国庫支出金の所管府省庁は、パフォーマンス指標の設定等について、地方の意見も踏まえつつ、来年度の交付要綱等から順次、規定する。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳(地方税・地方交付税・国庫支出金等)	-	2014年度決算における状況について、制度・地方行財政WGにおいて試算し、公表済(2016年3月及び9月)。	2016年度決算における状況については、2017年度中に試算、公表。

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2016年度	2017年度	2018年度					
通常国会	概算要求 税制改正要望等	年次 通常国会	通常国会					
＜①民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速＞ ○業務改革モデルプロジェクト	業務改革モデルプロジェクト (窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化) ■地方自治体において、(1)住民サービスに直結する窓口業務、(2)業務効率化に直結する庶務業務などの内部管理業務に焦点を当て、民間企業の協力のもとBPRの手法を活用しながらICT化・オープン化・アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行い、住民の利便性向上につながるような取組をモデル的に実施。モデル事業の実施を通じて改革の手法を確立し、その手法を横展開 ■政令指定都市等、規模の大きな自治体は一定取組が進んでいることから、人口規模10～20万人程度の団体を主なターゲットとして、2016～2018年度の各年度においてモデルとなるような改革を実践してもらい「業務改革モデルプロジェクト」を6団体において実施 ■BPRの実施等計画策定段階において必要な経費について国費で助成			28年度における業務改革モデルプロジェクト実施事業の対象団体として、複数自治体の共同による案件の応募を促し、採用を図る				
	助言通知発出(平成27年8月28日付総務大臣通知)	モデル自治体 6市町村			モデル自治体の取組の他の自治体への波及 モデル自治体 6市町村 ・総務省におけるヒアリング等を通じた働きかけ ・各都道府県における管内市町村への働きかけ		・以下の汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数 (1)窓口業務のアウトソーシング【208⇒416】 総合窓口の導入【185⇒370】 ・歳出効率化の成果(事後的に検証する指標) (2)庶務業務の集約化【143⇒286】 (いずれも2014年10月現在⇒2020年度)	・歳出効率化の成果(事後的に検証する指標)
	窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定のフォーマットを作成し、算定結果を年度内に公表する	モデル自治体 6市町村			モデル自治体 6市町村 それぞれの取組について全ての都道府県において新たに取り組む市町村が拡大			
		モデル自治体 6市町村			モデル自治体 6市町村			
		モデル自治体 6市町村			モデル自治体 6市町村			
	モデル自治体 6市町村			モデル自治体 6市町村				
《総務省自治行政局》	歳出効率化等の成果の把握手法の検討・確立			上記手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証				
	窓口・庶務業務以外での民間委託促進に係る検討・方針決定			左記方針にもとづき、民間・外部委託を促進				
	内閣府の標準委託仕様書(案)策定との連携 >内閣府策定の標準委託仕様書(案)等について、モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングへの活用可能性とその検証結果提供							

地方行政分野における改革

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
業務改革モデルプロジェクト(窓口業務のアウトソーシング、総合窓口の導入、庶務業務の集約化)の推進	業務改革モデルプロジェクトを、平成28年度7団体において実施中。	平成29年度も同様の取組を実施。
歳出効率化等の成果の把握手法の検討・確立。同手法を活用し、歳出効率化等の成果を検証 窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化効果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて試行的な算定のフォーマットを作成し、算定結果を2016年度内に公表	業務改革モデルプロジェクトにおいて、窓口業務等に係る住民一人当たりコストや民間委託等による歳出効率化等の成果を算定する手法を検討中。	窓口業務等の民間委託の取組を含め、「業務改革モデルプロジェクト」について、試行的な歳出効率化効果の算定のフォーマットを作成するとともに、プロジェクト参加団体以外も含め、業務分析の手法を用いた先進団体における算定結果を公表。
標準委託仕様書(案)策定との連携 標準委託仕様書(案)等について、モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングへの活用可能性とその検証結果提供	自治行政局行政経営支援室と行政管理局公共サービス改革推進室との間で、標準委託仕様書(案)策定やモデルプロジェクトの進捗状況等について情報交換。	引き続き、公共サービス改革推進室の取組と連携していく。
28年度における業務改革モデルプロジェクト実施事業の対象団体として、複数自治体の共同による案件の応募を促し、採用を図る	募集要領において複数自治体の共同による案件を募集するとともに、説明会等を通じて積極的な応募を促したが応募はなかった。	平成29年度以降も引き続き、複数自治体の共同による案件を募集し、応募を働きかける。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数			
- 1 窓口業務のアウトソーシング	2020年度までに416団体	278団体 (2016年4月速報値)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表。
- 2 総合窓口の導入	2020年度までに370団体	211団体 (2016年4月速報値)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表。
庶務業務の集約化	2020年度までに286団体	163団体 (2015年4月)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表。
第一階層 歳出効率化の成果(事後的に検証する指標)		-	2016年度内に試行的な算定のフォーマットを作成し、算定結果を公表。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
地方行政分野における改革	<p>＜⑪民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速＞</p> <p>○標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書の作成</p>				<p>小規模自治体においても窓口業務の民間委託等を進めるため、標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書等の検討過程で包括民間委託等のアウトソーシング手法の活用についても調査・整理を行い、29年度末までに取りまとめる地方公共サービス小委員会報告書に事例として盛り込む</p>			
	<p>1. 地方自治体の窓口業務について民間事業者への委託可能な範囲の整理・地方自治体への通知発出改定</p> <p>2. 地方自治体の民間事業者への業務委託における偽装請負に関する留意点の整理・地方自治体への情報提供</p> <p>3. 地方自治体の公金債権回収業務について民間委託のための調査検討・地方自治体への情報提供</p>	<p>1. モデル自治体による業務フローの調査・分析 > 窓口業務に関するモデル自治体(6団体程度 ※先進自治体を含む)を公募・選定し、実務に即した業務フローやコスト等の調査・分析を行う</p> <p>2. 委託可能な範囲・適切な民間委託の実施方法の整理 > 1と並行して関係省庁と連携・調整し、委託可能な範囲及び制度上の課題を整理するとともに、窓口業務等の適切な民間委託の実施方法を整理する</p>	<p>3. 業務マニュアル・標準委託仕様書(案)の検討 > 1及び2の整理を踏まえ、標準的な業務フローと民間委託のための業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を策定する</p>	<p>4. モデル自治体における試行 > モデル自治体において標準委託仕様書(案)等に基づいた窓口業務の民間委託を試行し、その結果(法令への適合性、業務効率化の程度、経費の削減効果等)を評価</p> <p>5. 標準委託仕様書(案)等の修正 > 4の評価及び総務省モデル自治体における検証結果を踏まえ、標準委託仕様書(案)等について、必要な修正を行う</p>	<p>6. 修正標準委託仕様書等の全国展開 > 2017年度の修正を踏まえた標準委託仕様書等を全国展開し、地方自治体における窓口業務の民間委託の取組を推進するとともに、法令への適合性、業務効率化の程度、経費の削減効果等を検証</p>	<p>総務省業務改革モデルプロジェクトとの連携 > 総務省モデル自治体における窓口業務のアウトソーシングについて、標準委託仕様書(案)等の提供とその活用可能性に係る検証結果反映</p>	<p>・モデル自治体等において、法令等に則り窓口業務の委託を実施できている自治体数、委託により業務の効率化が図られている自治体数</p> <p>・歳出効率化の成果 (事後的に検証する指標)</p>	<p>・標準委託仕様書等を使用するモデル自治体数 【2016年度：6団体】</p>
	《総務省公共サービス改革推進室》				歳出効率化等の成果を検証			

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 民間の大胆な活用による適正な民間委託等の加速

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書の作成 1.モデル自治体による業務フローの調査・分析 2.委託可能な範囲・適切な民間委託の実施方法の整理 3.業務マニュアル・標準委託仕様書(案)の検討 4.モデル自治体における試行 5.標準委託仕様書(案)等の修正 6.修正標準委託仕様書等の全国展開	総務省官民競争入札等監理委員会における地方公共サービス小委員会の下に、「窓口業務ワーキング・グループ」を設置(2016年4月)し、モデル自治体による業務フローの調査・分析及び委託可能な範囲・適切な民間委託の実施方法の整理を実施し、各省の意見を踏まえて、標準委託書(案)等を作成。	モデル自治体において標準委託仕様書(案)等に基づいた窓口業務の民間委託を試行し、その結果を評価する。当該評価及び総務省モデル自治体における検証結果を踏まえ、標準委託書(案)等を修正。
小規模自治体においても窓口業務の民間委託等を進めるため、標準的な業務フローに基づく業務マニュアル・標準委託仕様書等の検討過程で包括民間委託等のアウトソーシング手法の活用についても調査・整理を行い、29年度末までに取りまとめる地方公共サービス小委員会報告書に事例として盛り込む	包括民間委託等のアウトソーシング手法の活用について、2017年度に実施する包括民間委託等に関する調査の方法について、検討中。	左記検討結果に基づき、2017年度に調査を行い、その結果を小委員会報告書に反映。
モデル自治体におけるコスト計算の条件・調査過程等の事例を踏まえた業務委託の歳出削減効果を測定する簡便なツールを提供し、自治体による民間委託等の検討を支援する	歳出削減効果を測定する簡便なツールの開発に向けて、現在、民間委託を実施する前のコスト分析を実施しているところ。	2017年度に民間委託実施後のコスト分析を実施した上で、簡便なツールの開発に取り組む。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 標準委託仕様書等を使用するモデル自治体数	6団体 (2016年度)	-	2016年度実績については、2017年3月頃把握。
第二階層 モデル自治体等において法令等に則り窓口業務の委託を実施できている自治体数、委託により業務の効率化が図られている自治体数	-	-	2016年度実績については、2017年3月頃把握。
第三階層 歳出効率化の成果(事後的に検証する指標)	-	-	2016年度内に試行的な算定のフォーマットを作成し、算定結果を公表。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
地方行政分野における改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを28年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す</p>							
	<p>＜⑫公共サービスの広域化＞</p> <p>○連携中枢都市圏の形成促進等</p> <p>連携中枢都市圏制度開始 (2015年1月～) ※各地方公共団体が作成する「地方版総合戦略」を踏まえ、形成数のKPIを設定</p> <p>■地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的とする。連携中枢都市圏を全国展開するため、圏域の形成に向けた取組を支援</p> <p>圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進 ・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成 (2016年度概算要求2.2億円) ・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供</p> <p>(注)現在の連携中枢都市(圏)の要件 (1)地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)であって、 (2)昼夜間人口比率概ね1以上を満たす都市を中心とする圏域</p> <p>左記KPIを踏まえ、圏域の形成を推進</p> <p>2018年度に、これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証を行う。この検証を踏まえつつ、KPI達成に向けた取組を推進</p>						<p>・「連携中枢都市圏」の形成数 【2015年度に目標圏域数を設定】</p>	<p>・社会人口増減など (事後的に検証する指標)</p>
	<p>○定住自立圏の形成促進等</p> <p>定住自立圏制度開始 (2009年4月)</p> <p>■中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として生活に必要な都市機能(行政サービス・民間サービス等)を確保することを目的とする。各圏域の取組を支援するとともに、新たな圏域の形成を推進</p> <p>新たな圏域の形成を推進 2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築</p> <p>(注)定住自立圏における中心市の要件 (1)地方圏の市(人口5万程度以上)であって、(2)昼夜間人口比率1以上を満たすこと</p> <p>左記の新たな仕組みにより、取組を推進</p>						<p>・「定住自立圏」の協定締結等圏域数 【2020年度までに140圏域】</p>	
	《総務省自治行政局・地域力創造グループ》							

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p>連携中枢都市圏について、圏域の形成について、以下の取組等を通じ推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域形成の検討のために必要な経費について国費で助成 ・各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域形成を支援するために国費による委託事業を実施している(平成28年度は9の圏域で委託事業を実施。) ・各圏域の中心都市が集まる会議(連携中枢都市連絡会議)等において各圏域における特徴的な取組事例を紹介するなど各圏域間の情報交換等を実施。 	<p>2017年度も引き続き同様の取組を実施。</p>
<p>定住自立圏について、新たな圏域の形成を推進</p> <p>2015年度中に実施する取組成果の再検証の結果を踏まえ、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催等によって地方公共団体等への情報提供を実施するとともに、未取組の中心市に対して個別にフォローアップを行うなど、圏域の形成を促進。 ・平成27年10月1日時点で取組期間が5年を超えた40圏域において、取組前後の圏域人口を比較すると、33圏域で社会増又は社会減の縮小が見られたところ。こうした調査結果も参考にしながら、各圏域の特性に応じた成果指標の設定、成果検証を促している。 	<p>2017年度も引き続き同様の取組を実施。</p>
<p>各圏域において、その特性を踏まえ、社会人口増減などの適切な指標の設定を含め成果を検証する仕組みを28年度中に構築し、結果を明らかにするよう促す</p>	<p>【連携中枢都市圏】 連携中枢都市連絡会議(平成28年8月18日開催)において、各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性を踏まえ、施策や事業に応じて成果指標(KPI)を設定するよう要請。</p> <p>【定住自立圏】 2016年4月より外部有識者との検討会を開催し 検討した結果、同年9月各圏域に対し、2016年度中に、各圏域の特性、施策や事業に応じて成果指標(KPI)を設定するよう要請した。</p>	<p>2017年度中に、指標の設定状況、達成状況を総務省において把握し、一元的に評価し公表するなど「見える化」を推進。</p>

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)	
第一階層	「連携中枢都市圏」の形成数	2020年度までに30圏域	17圏域(2016年度)	2017年度の実績は2017年10月に把握
	「定住自立圏」の協定締結等圏域数	2020年度までに140圏域	112圏域(2016年度)	2017年度の実績は2017年10月に把握
第二階層	社会人口増減など(事後的に検証する指標)	2016年度中に各圏域において設定	2016年度中に各圏域において設定・把握	2017年度中に総務省において各圏域における指標の設定・達成状況を把握、公表。

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜⑬マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等＞</p>								
IT化と業務改革、行政改革等 eガバメント関係会議の下に設置された「国・地方IT化・BPR推進チーム」(主査:政府CIO)において第一次報告書を2015年6月に取りまとめ 改革意欲のある自治体に対して、政府CIO等がアドバイスし、支援できる仕組みの整備に向けた活動を開始 地方公共団体のIT化に係る実態の把握、相談・支援の仕組みの方針を検討 (内閣官房 情報通信技術(IT)戦略室、社会保障改革担当室、総務省関係部局)	マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討(2015年度～2016年度)	検討を踏まえた対応方針の具体化	左記対応方針の実施	・各種証明書のコンビニ交付の利用件数【目標は2016年度中に設定】 ・左記の取組促進策等に沿ってIT化・BPRに取り組んだ自治体数【目標は2016年度中に設定】 ・マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果 (事後的に検証する指標)				
	国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化・自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る	左記の結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す	左記に基づき引き続き実施					
	マイナンバー制度の活用により国民にとって利便性の高い社会を実現する。具体的には、オンラインサービス改革を進めるため、住民票の写し等のコンビニ交付の実施団体数を、マイナンバーカード導入当初(平成28年度)となる平成28年度中に、3倍の300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6000万人を超えることを目指す。また、本年2月に立ち上げた子育て支援センター・スタッフコースにおいて、対象者の多い児童手当の申請や予防接種のアプシユ通知等、発生すべき課題について28年度中に整理するほか、災害発生時や生活再建支援時におけるマイナンバー制度の活用についても検討を進める。さらに、関係省庁と連携して、マイナンバーカードの健康保険証としての活用や、公的個人認証の民間部門における普及に向けた検討に取り組み							
	政府CIO等によるアドバイスについて、改革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施	左記の結果を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を促進						
	地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について実態に応じた支援の在り方につき検討、方針を決定 国と自治体等の間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定 上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討	左記の結果を踏まえ、対策を実施						
国が実施した業務・システム改革等の取組のうち地方公共団体に役立つ事例や、ITダッシュボードの活用など地方公共団体におけるオープンデータの取組の支援、自治体クラウドの先駆事例について、政府CIOから官民等に紹介し意識改革を促進するなど、改革意欲のある地方公共団体を支援する取組を更に進めるとともに、新たに採用した地方公共団体の業務に知見のある政府CIO職任官を政府CIOの行う取組の支援等に充て、取組の強化を行う。また、改革意欲のある地方公共団体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保についても支援を行う。								

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進に向けた取組促進策の提示等

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
マイナンバー・個人番号カード活用によるオンラインサービス改革の検討(住民票の写し等のコンビニ交付、子育てワンストップ・タスクフォースにおける課題整理・検討(災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用を含む)、マイナンバーカードの健康保険証としての活用、公的個人認証の民間部門における普及など)	子育てワンストップTFにおいて、子育て分野のうち、優先すべき課題について取りまとめた。また、マイナポータルにおける子育てワンストップサービス、コンビニ交付等に関し、全国の市区町村に参加を促すための推進方策等について、関係府省で構成する「ワンストップ・カードプロジェクトチーム」にて検討を行い、2016年内に「アクションプログラム」を取りまとめる。災害対策・生活再建支援TFにおいて、中間報告書を取りまとめる。	2017年7月のマイナポータルの本格運用及び子育てワンストップサービスの開始に向け、引き続きマイナポータルの設計・構築、運用準備を進める。 各種証明書のコンビニ交付の実施団体(人口)について、2016年度中に300団体(実施団体の人口6000万人)を目指す。 災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度の活用について具体的な方策を検討し、検討結果について自治体に周知徹底。 関係省庁が連携して、マイナンバーカードの健康保険証としての活用や、公的個人認証の民間部門における普及に向けた検討に取り組む。 マイナンバー及びマイナンバーカード利用の全体像を明らかにする。
国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書に沿って、申請等手続の現状調査、オンライン化、自治体の取組促進策の検討等を進め、追加・見直しの結論を得る。結論について、自治体に周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す	国・地方IT化・BPR推進チームの第一次報告書(2015年6月29日)の内容に沿い、子育て等に係る申請等手続関係の実態把握を実施。当該実態把握等を踏まえ、第二次報告書(2016年4月28日)を取りまとめ、災害対策・生活再建支援タスクフォース中間とりまとめ(9月14日)、子育てワンストップ検討タスクフォースとりまとめ(9月7日)について自治体に周知。	引き続き、周知徹底し、自治体の計画的な取組を促す。主要成果指標(KPI)については、各項目において施策を推進する中で、今後とも必要な検討を行い、適宜追加・見直しを行う。
政府CIO等によるアドバイスについて、変革意欲をより効果的に生かせる方法を検討しつつ、引き続き実施(政府CIO補佐官を政府CIOの行う取組の支援に充て、取組を強化)	政府CIO等による地方公共団体への訪問、意見交換、勉強会等の取組を実施。するとともにその後の継続的なフォローアップを通じて、変革意欲のある団体からIT・BPRに取り組むことができるよう支援。	自治体にアドバイスや意見交換等を行う件数について2017年3月中に目標を設定し、引き続き同様の取組を実施。
地方においてIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について実態に応じた支援の在り方につき検討、方針を決定。結果を踏まえ、自治体の連携しつつ、取組を推進(政府CIO補佐官の助言も得つつ、変革意欲のある地方公共団体におけるIT戦略等を推進する人材の育成やCIOの役割を果たす人材確保について支援)	地方自治体への国の成果の横展開を通じ、変革意欲のある地方自治体におけるIT戦略等を推進する人材の育成を支援。	左記支援方針を踏まえ、自治体と連携しつつ、取組を推進。
国と自治体等との間の情報・意見交換の場をITを活用して提供する仕組みを含め、各省の施策と連携しつつ、自治体を支援する仕組みの内容等を具体的に検討し、決定。(国が実施した業務・システム改革等の取組のうち地方公共団体に役立つ事例や、ITダッシュボードの活用など地方公共団体におけるオープンデータ2.0の取組の支援、自治体クラウドの先進事例について、政府CIOから首長等に紹介し意識改革を促進するなど、変革意欲のある地方公共団体を支援する取組を更に推進)	国が実施した業務・システム改革等の取組のうち地方公共団体に役立つ事例や、オープンデータ伝道師の派遣や地方公共団体向けオープンデータ支援ツールなど地方公共団体におけるオープンデータ2.0の取組の支援、自治体クラウドの先進事例について、当該内容等を政府CIOから首長等に紹介し、意識改革を促進するなど、変革意欲のある地方公共団体を支援する取組を実施。	各省の施策と連携しつつ、更なる自治体を支援する仕組みの内容等を検討。
上記の諸施策の経済・財政効果等の検証手法等の検討	-	2017年度末までに検討結果を取りまとめる。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)	
第一階層	各種証明書のコンビニ交付の利用件数	2016年度中に設定	-	利用件数に替え、各種証明書のコンビニ交付の実施団体(人口)をKPIとして活用。(目標:2016年度中に300団体(実施団体の人口6000万人)実施団体は翌月ごろ把握)
	IT化・BPRに取り組んだ自治体数	2016年度中に目標値設定	-	2016年度中に目標設定。2016年度実績の把握時期を2016年度中に決定
	自治体にアドバイスや意見交換等を行った件数	2016年度中に目標値設定	-	2016年度中に目標設定。2016年度実績の把握時期を2016年度中に決定
第二階層	マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果(事後的に検証する指標)	-	-	検証手法を2017年度中に確立

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<⑭国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合>								
IT化と業務改革、行政改革等	世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)を2015年6月に改定	政府CIO等による各府省へのヒアリング・レビューや「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を通じ、世界最先端IT国家創造宣言等に基づく政府情報システムのクラウド化・統廃合、運用コストの削減に向けた取組等を着実に実施する			左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む			・政府情報システム数 【2012年度：1450 目標：2018年度までに半減 (現在、約63%の削減が可能となる見込み)】	・政府情報システム運用コスト 【2013年度：4000億円 目標：2021年度を目途に3割圧縮 (現在約27%の圧縮が可能となる見込み)】
	《内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省行政管理局》	「国・地方IT化・BPR推進チーム 第一次報告書」に基づいて、進捗状況の把握や必要な措置を行い、行政サービスの改善、業務の効率化・迅速化等の観点からの国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。28年度においては、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれと一体となった業務改革等の一層の推進のため、各府省に専任の審議官(サイバーセキュリティ・情報化審議官)等を設置して各府省の体制強化等を図り、実効的な取組を推進する							

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 国のオンラインサービス改革、各府省庁の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
政府CIO等による各府省へのヒアリング・レビューや「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を通じ、世界最先端IT国家創造宣言等に基づく政府情報システムのクラウド化・統廃合、運用コストの削減に向けた取組等を着実に実施する	「政府情報システム改革ロードマップ」、「政府情報システムに係るコスト削減計画」の見直し等を行うとともに、政府CIO自ら480回(平成25年6月～)を超える各府省へのヒアリング・レビューを実施。現時点において、政府情報システム数については2018年度までに894システムの減(2012年度比で62%減)、運用コストについては2021年度までを目途に1067億円の削減(2013年度比で28%減)を見込んでいるところ。	KPI目標(2018年度までにシステム数半減、2021年度をめどにシステム運用コストの3割圧縮)の達成に向け、引き続き政府情報システムのクラウド化・統廃合や運用コスト削減の状況をフォローアップするとともに、各府省と連携し、目標達成に向けた取組の更なる徹底を行う。
「国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告書」に基づいて、進捗状況の把握や必要な措置を行い、行政サービスの改善、業務の効率化・迅速化等の観点からの国の業務改革・情報システム改革を引き続き推進する。	情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれと一体となった業務改革等の一層の推進のため、平成28年4月に各府省に専任の審議官(サイバーセキュリティ・情報化審議官)等を設置して各府省の体制を強化	

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層 政府情報システム数	2012年度から2018年度までに半減 (2012年度:1450)	1117(2014年度末)	2018年度までに894システムの減(62%減)の見込み(2015年度末時点) 2015年度末、2016年度末実績は、それぞれ翌年度末に把握。
第二階層 政府情報システム運用コスト	2013年度から2021年度めどに3割圧縮 (2013年度:4000億円)	-	2021年度までに1067億円の削減(28%減)の見込み(2015年度末時点) 2015年度、2016年度実績はそれぞれ翌年度12月末に把握。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
IT化と業務改革、行政改革等	<p>通常国会</p> <p>概要要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>＜⑮(地方)業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」のフォローアップ結果を具体的に取りまとめ、自治体に対し、助言・情報提供等を実施</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>国・地方IT化・BPR推進チームにおいて、自治体クラウドの取組事例(全国で54グループ)について、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>国・地方IT化・BPR推進チームにおける深掘り・分析及び整理・類型化の結果について、自治体に対し、具体的に分かりやすく提供し、助言を実施することにより倍増目標を達成</p> <p>クラウド化を通じた業務の簡素化・標準化の推進</p> </div> <div style="width: 15%; border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>クラウド化していない自治体・システムの要因の検証</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <p>都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究し、その結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施</p> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <p>左記の要因の検証を踏まえ、クラウド化・業務改革を一層推進</p> <p>左記の提供・助言を引き続き実施</p> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> <p>・クラウド導入市区町村数 【2014年度：550団体 目標：2017年度までに倍増(約1,000団体)を図る】</p> <p>・歳出効率化の成果 (事後的に検証する指標)</p> <p>・地方公共団体の情報システム運用コスト 【目標：3割圧縮(目標期限を集中改革期間中に設定)】</p> </div> <p>《総務省地域力創造グループ、内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室》</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>クラウド化への取組状況について、団体数に加え導入対象業務数を含む見える化を行う。<u>自治体クラウドグループの取組事例(全国で56グループ)</u>について、28年夏までに、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施し、その成果を活用して自治体クラウド導入の取組を加速する。</p> </div>							

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目：（地方）業務の簡素化・標準化、自治体クラウドの積極的展開

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p>クラウド化への取組状況について、団体数に加え、導入対象業務数を含む見える化を行う。</p> <p>自治体クラウドグループの取組事例(全国で56グループ)について、28年夏までに、クラウド化業務範囲、関連経費詳細項目の比較等や、当該経費の削減方策・効果等について深掘り・分析及び整理・類型化を実施</p> <p>その成果を活用して自治体クラウド導入の取組を加速</p>	<p>自治体クラウドの取組事例(全国で56グループ)のクラウド化業務範囲、経費の削減方策等について深掘り・分析及び整理・類型化した「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を2016年8月に作成。</p> <p>総務省が政府CIOと連携して地方訪問を実施し、自治体クラウドの導入等に関するアドバイスを意見交換を実施。</p>	<p>「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を活用して、自治体に対して助言を実施し、自治体クラウド未実施の団体において自治体クラウド導入の取組を加速するとともに、導入済み団体においても他のグループの取組事例を参考に質の一層の向上を図る。</p>
<p>都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策を調査・研究し、その結果を具体的に分かりやすく提供し、助言を実施</p>	<p>「見える化」調査及び同調査に基づく自治体ヒアリングを実施。</p>	<p>引き続き、都道府県における情報システム運用コストの削減に向けた方策の調査を進める。</p>

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第一階層	クラウド導入市町村数	787団体 (2016年4月速報値)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表
第二階層	歳出効率化の成果(事後的に検証する指標)	自治体クラウドの取組事例について、平年度ベースでの歳出効率化効果の成果を測定する基準・手法について検討中。	2016年度実績は、2017年度内に把握
	地方公共団体の情報システム運用コスト	3割圧縮(集中改革期間中に設定)	- 2016年度のコストについては、2017年度内に公表

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末					
				通常国会					
	<p>＜⑩公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開＞</p>								
IT化と業務改革、行政改革等	「公共サービスイノベーション・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた課題と対応を取りまとめ	必要に応じ会合を開催し、公共サービスイノベーション・プラットフォームで取りまとめた自治体等における先進的な取組を全国展開するためのアクションプランの実行、PDCA、必要な制度改正の検討について議論			左記の取組状況を踏まえ、更なる取組を検討・実施する			・公共サービスイノベーションの進捗を検証するための指標	・公共サービスイノベーションによる経済・財政効果 (事後的に検証する指標)
	<p>《内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、公共サービスイノベーション・プラットフォーム参加省庁等》</p>								
	<p>窓口業務の適正な民間委託等の加速と自治体クラウド等をはじめとするIT化・業務改革を強力に推進する。ITを活用した一括でのアウトソースや自治体のあらゆる業務について境界を越えた広域化・共同化を試みることにより、大きな経済・財政効果がもたらされると期待される。これらの取組の優良事例をそれぞれの分野のトップランナーとして全国展開し、公共サービスのイノベーションを実現するため、内閣府における公共サービスイノベーション・ホームページの開設、公共サービスイノベーション・プラットフォームの地方開催等による周知・広報等に取り組む。また、公共サービスイノベーション・プラットフォームにおいて、広域的な取組を含む先進事例についてどのような自治体で誰が主導しどのような課題を乗り越えて表現に至ったかを28年度早期に評価・分類し、それぞれに応じた普及促進の仕組みを検討・構築したうえで、都道府県の協力も得ながら全国展開を進める。</p>								

重要課題：地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目： 公共サービスイノベーションに係る先進事例の全国展開

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
必要に応じ会合を開催し、公共サービスイノベーション・プラットフォームで取りまとめた自治体等における先進的な取組を全国展開するためのアクションプランの実行、PDCA、必要な制度改正の検討について議論	公共サービスイノベーション・プラットフォームを開催(2016年6月)し、進捗状況の整理、先進・優良事例の収集、課題・解決策の分析等を実施。検討結果はホームページに公表し、優良・先進事例の全国展開に資するよう「見える化」を実施。	2017年度も引き続き同様の取組を実施。
内閣府における公共サービスイノベーション・ホームページの開設、公共サービスイノベーション・プラットフォームの地方開催等による周知・広報等に取り組む。	公共サービスイノベーションに係る先進・優良事例を整理して公表する「公共サービスイノベーション・ウェブサイト」を開設(2016年7月)。公共サービスイノベーション・プラットフォームを鳥取県及び埼玉県で開催し、県内等の先進・優良事例の周知、意見交換等を実施。	2017年度も引き続き同様の取組を実施。都市部、地方部の地域特性等を踏まえつつ、公共サービスイノベーション・プラットフォーム会合を地方開催。

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
公共サービスイノベーションの進捗を検討するための指標	-	-	-
窓口業務のアウトソーシング	2020年度までに416団体	278団体 (2016年4月速報値)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表
総合窓口の導入	2020年度までに370団体	211団体 (2016年4月速報値)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表
庶務業務の集約化	2020年度までに286団体	163団体 (2015年4月)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表
クラウド導入市区町村数	2017年度までに約1000団体	787団体 (2016年4月速報値)	2016年4月確報値は、2017年3月頃に公表
地方公共団体の情報システム運用コスト	2014年度から3割圧縮(目標期限を集中改革期間中に設定)	-	2016年度のコストについては、2017年度内に公表
公共サービスイノベーションによる経済・財政効果(事後的に検証する指標)	-	-	2017年度中に経済・財政効果を検証

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)				
		2016年度		2017年度	2018年度								
↓ IT化と業務改革、行政改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会								
		<p><⑰地方税における徴収対策の推進></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>徴収事務の着実な実施(滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を含む)及び納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を、地方団体に要請</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化</p> <p>■インターネット公売など、効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類</p> <p>■電子申告の推進や収納手段の多様化(コンビニエンスストア、クレジットカードの活用等)に取り組む団体の効果や課題について整理</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方団体が行っている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して、具体的に分かりやすく提供</p> </div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>左記により、効果的な徴収対策の全国展開</p> </div> </div> <p>《総務省自治税務局》</p>											
								・地方税の徴収率【向上】(2015年度中に基準財政収入額算定上の「標準的な徴収率」を設定)	※徴収率については実績をモニタリング				

重要課題: 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

改革項目: 地方税における徴収対策の推進

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
滞納整理機構などの徴収事務の共同処理を行っている団体の効果や課題について深掘り・分析し、その結果を整理・類型化	<p>地方団体に対して、収納環境の実施状況や徴収の広域化の状況等に関する全国調査を実施した。 この全国調査結果を、2016年度内に地方公共団体に提供・助言。</p>	<p>左記調査結果を整理・類型化して具体的に分かりやすく提供。</p>
インターネット公売など、効率的・効果的な滞納整理の手法を導入した団体の効果や課題について整理・分類		
電子申告の推進や収納手段の多様化(コンビニエンスストア、クレジットカードの活用等)に取り組む団体の効果や課題について整理		
地方団体が行っている先進的な徴収対策の取組を調査・研究した結果を整理・類型化して、具体的に分かりやすく提供 効果的な徴収対策の全国展開		

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)
第二階層 地方税の徴収率	向上(2015年度中に基準財政需要額算定上の「標準的な徴収率」を設定)	98.9% (2014年度決算)	2015年度、2016年度実績については、翌年11月頃把握・公表。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度					2018年度
IT化と業務改革、行政改革等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>＜⑱国・地方の公務員人件費の総額の増加の抑制＞</p> <p>○国家公務員</p>								
	<p>国家公務員の総人件費について、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を決定</p> <p>《内閣官房内閣人事局》</p>	<p>国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置として民間準拠で行われる人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、決定</p>	<p>人事院勧告 ※人事院勧告の有無については年度によって異なる</p>	<p>人事院勧告が行われた場合、給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する</p>	<p>計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む</p>				<p>・総人件費の額 ・総定員数 (事後的に捕捉する指標)</p>
	<p>国家公務員の総人件費について、地域間・世代間の給与配分を見直す「給与制度の総合的見直し」の実施や定員合理化等を行うことなどにより、人件費の抑制を図る</p>	<p>定員要求</p>	<p>定員査定・決定</p>						
<p>○地方公務員</p> <p>地方公務員については、各地方公共団体において、「給与制度の総合的見直し」に着実に取り組むとともに、各地方公共団体の給与事情等を踏まえ、給与の適正化を図る</p> <p>《総務省公務員部》</p>	<p>人事委員会 勧告</p>	<p>地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って、各団体の議会において条例で定める</p>		<p>計画期間を通じ、左記の方針を踏まえ、引き続き取り組む</p>				<p>・総人件費の額 ・総定員数 ・給与制度の総合的見直しの取組自治体数 (事後的に捕捉する指標)</p>	

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置として民間準拠で行われる人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、決定 ・人事院勧告 ・人事院勧告が行われた場合、給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する ・国家公務員の総人件費について、地域間・世代間の給与配分を見直す「給与制度の総合的見直し」の実施や定員合理化等を行うことなどにより、人件費の抑制を図る ・定員要求、定員査定・決定 	<p>平成26年の一般職給与法の改正に盛り込んだ「給与制度の総合的見直し」において、初任給を据え置く一方、高齢者層を4%引き下げることにより、俸給表水準を平均2%引き下げるとともに、地域手当を見直すことにより、世代間・地域間の給与配分を見直すなどの取組を行っている。</p> <p>定員審査については、テロ対策やサイバーセキュリティ対策、CIQ、火山防災対策など、内閣の重要課題に適切に対応できる体制を整備すべく、必要などころにはしっかり増員を措置する一方、行政改革の観点から、切り込むべきところには厳しく切り込み、政府全体で定員の純減を確保。</p>	<p>今後も、引き続き、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」に沿って、総人件費の抑制に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員については、各地方公共団体において、「給与制度の総合的見直し」に着実に取り組むとともに、各地方公共団体の給与事情等を踏まえ、給与の適正化を図る ・地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って、各団体の議会において条例で定める 	<p>各地方公共団体において、定員の削減や給与の適正化に取り組んでおり、給与制度の総合的見直しについてもほぼ全ての団体が実施。</p>	<p>今後も、引き続き地方公務員の給与の適正化や地方公共団体における適正な定員管理を着実に推進。</p>

KPIの状況(2016年末時点)

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値 (2016年度又は直近値)	進捗状況・今後の対応 (2016年度実績の把握時期を含む)	
第二階層	< 国家公務員 > 総人件費の額 (事後的に捕捉する指標)	-	5.2兆円(2016年度当初予算)	2017年度当初予算の計数は、当初予算成立と同日に把握
	< 国家公務員 > 総定員数 (事後的に捕捉する指標)	-	57.6万人(2016年度未定員)	2017年度当初予算の計数は、当初予算成立と同日に把握
	< 地方公務員 > 総人件費の額 (事後的に捕捉する指標)	-	25.5兆円(2014年度決算)	2015年度決算の計数は2016年末、2016年度決算の計数は2017年末に把握
	< 地方公務員 > 総定員数 (事後的に捕捉する指標)	-	273.8万人 (2015年4月1日現在)	2016年4月1日現在の状況は、2016年末に把握
	< 地方公務員 > 給与制度の総合的見直しの取組 自治体数 (事後的に捕捉する指標)	-	1,756団体 (2016年4月1日現在)	2017年4月1日現在の状況は、2017年5月頃把握

経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画 その他の検討項目

<「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充> 《総務省》

「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

平成28年度税制改正において対応済み

■地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる。

<平成28年度与党税制改正大綱>

○地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に還元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税込全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性の是正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。

■課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。

法定外税の導入件数等については、毎年度調査の上、2月頃公表

子どもの医療費については、厚生労働省の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」において8月に取りまとめた

<地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革> 《制度所管府省庁》

■地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。

例えば乳幼児医療費などの一部負担金減免については、その在り方について、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、厚生労働省において議論を続けていくこととしている。

<地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し> 《総務省》

■地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。

地方交付税制度の改革に合わせて、必要な見直しを検討する

経済・財政再生計画 その他の検討項目

<共助社会づくり> 《内閣府》

■「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。

共助社会づくりの意義やビジョンを共有するため、8ヶ所で「地方共助社会づくり懇談会」を開催するなど報告書の内容の周知に努めた。また、社会的インパクト評価の普及を図るため、ワーキング・グループを設置し、社会的インパクト評価の基本概念や普及に向けた課題・対応策をまとめた報告書を取りまとめた

<ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大> 《行政・民間》

■貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。

<エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化>

<(行政事業レビュー)定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検>

<(行政改革推進会議)府省横断的・継続的な検証の推進>

《内閣官房 行政改革推進本部事務局》

■経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己検証・点検を進める。

経済・財政再生アクション・プログラムと行政事業レビュー等との間で、対象のひもづけ、結果の共有・活用等を進めるなど、連携をとりながら、PDCAを回している。

昨年7月より、認知症予防の学習療法SIBの実証事業を委託事業として実施中。成果志向の事業遂行を促進する社会的インパクト評価の推進を行っている。

改革工程の進捗状況(2016年末時点)

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p><「税制抜本改革法」を踏まえた地域間の税源の偏在を是正する方策、課税自主権の拡充></p> <p>「税制抜本改革法」を踏まえ地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。</p> <p>地域間の税源の偏在の是正については、平成28年度与党税制改正大綱等に沿って、具体的な措置を講じる。</p> <p>課税自主権の拡充については、その一層の拡充を図る観点から、必要な制度の見直しを行うとともに、情報提供など地方団体への支援を行う。法定外税の導入件数等については、毎年度、調査の上、公表。</p>	<p>平成28年度地方税制改正において、消費税率10%段階の措置として、法人住民税の交付税原資化や地方法人特別税の廃止等の偏在是正措置を講じたところであるが、消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」(2016年8月24日閣議決定)においてその実施時期等を2年半延期する等の措置を講じたこととした。</p> <p>課税自主権の拡充について、2016年年度税制改正において地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を新たに5項目追加することとした。また、法定外税の導入件数等については、2016年4月1日現在としてHP上に掲載済み。</p>	<p>地域間の税源の偏在の是正については、関連法案の成立を待って、消費税率10%への引上げ時(2019年10月)にあわせて、平成28年度与党税制改正大綱に示された措置を講じる。</p>
<p><地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革></p> <p>地方単独事業について、過度な給付拡大競争を抑制していくための制度改革を進める。国が果たすべき役割の範囲を制度上明確にする際、地方自治の原則に十分配慮する。</p> <p>例えば乳幼児医療費などの一部負担金減免については、その在り方について、現行制度の趣旨や国民健康保険財政に与える影響等を考慮しながら、厚生労働省において議論を続けていくこととしている。</p>	<p>子どもの医療に関する国保の減額調整措置については、「子ども医療費制度の在り方等に関する検討会」において議論し、議論の取りまとめを公表(2016年3月)。「ニッポン一億総活躍プラン」(2016年6月閣議決定)において、「国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る」とされたことを受け、検討。</p>	<p>2016年末までに検討し、結論を得る。当該結論を踏まえ、所要の措置を講じる。</p>
<p><地方交付税制度改革に合わせた留保財源率についての必要な見直し></p> <p>地方交付税制度の改革に合わせて、留保財源率については必要な見直しを検討する。</p>	-	<p>地方交付税制度の改革に合わせて、必要な見直しを検討する。</p>
<p><共助社会づくり></p> <p>「共助社会づくり懇談会」において取りまとめられた報告書「共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して～」を踏まえ、共助社会づくりを推進する。</p>	<p>平成28年6月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立した。現在、施行に向けた準備や周知に取り組んでいる。</p> <p>本年3月にまとめられた、社会的インパクト評価検討WG報告書を踏まえ、内閣府では社会的成果(インパクト)評価の普及に向けた事例蓄積のためのモデル事業を実施している。また、民間の様々な主体が集い、社会的成果(インパクト)評価を推進する「社会的インパクト評価イニシアチブ」が発足した。</p>	<p>引き続き、改正NPO法の施行の準備や周知に努めるとともに、モデル事業の実施や社会的インパクト評価イニシアチブとの連携により、社会的成果(インパクト)評価の推進等に取り組む。</p>
<p><ソーシャル・インパクト・ボンドの活用拡大></p> <p>貧困・失業対策をはじめとする幅広い分野において、官民連携によるソーシャル・インパクト・ボンド等の活用を拡大する。</p>	<p>関係省庁や各団体において、パイロット事業を実施するとともに、成果思考の事業遂行を促進する社会的インパクト評価を推進。</p>	<p>引き続き、パイロット事業の実施、社会的インパクト評価等を推進する。</p>
<p><エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化></p> <p><(行政事業レビュー)定量的な成果目標設定の徹底と一層厳格な自己点検></p> <p><(行政改革推進会議)府省横断的・継続的な検証の推進></p> <p>経済・財政一体改革推進委員会の取組と連携しつつ、各府省庁の事業の必要性、効率性、有効性の自己検証・点検を進める。</p>	-	-

【文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】
(文教・科学技術)

(2016年10月13日時点)

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度					
① 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPRCAサイクル	集中改革期間							
	< 学校規模適正化と学校の業務効率化 >							
	【学校規模適正化】	学校規模の適正化に関する各自治体の進捗状況について、統廃合等の件数・経費を含め、調査・公表	取組推進・拡大 得られたデータを教職員定数の見直し作成・提示をきき心政策に漸次活用 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大	・学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 【2018年度2/3】 【2020年度100%】			
	統合による魅力ある学校づくりなどのモデル創出に向けた委託研究を実施	取組推進 取組を通じた研究成果の分析、支援策への反映 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大					
学校規模の適正化の好事例を継続的に全国展開、各自治体の取組促進	取組推進、取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大						
時間的な教員加配などの統合校に対する支援	取組推進 実施状況を教職員定数の見直し作成・提示に漸次活用 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大						
① 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPRCAサイクル	集中改革期間							
	【学校の業務改善】							
	教員の業務効率化を進め、教育指導により専念できるよう、教員以外の専門スタッフの学校への配属等を促進	取組推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・校務支援システムの導入率 (i～ivを通じて) 【2018年度88%】 【2020年度90%】				
	学校現場の業務改善ガイドラインの全国普及	取組推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大					
OECD/PISA調査に加え、本年度教育実態調査を実施。計算機活用状況下での状況、学校の教育課程等と業務改善との関係についても分析する。								
業務改善のガイドラインを踏まえた取組のフォローアップ。具体的な改善モデルの作成・評価により、自治体における業務改善の取組を促進するとともに、学校現場の教員の質の向上を図る。								

重要課題： 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築

改革項目： 学校規模適正化と学校の業務効率化
 ・学校規模適正化 ・学校の業務改善

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
学校規模適正化に関する実態調査	今年度中に調査実施、結果公表予定	今年度中に調査実施、結果公表
モデル創出に向けた委託研究の実施	平成27年度より統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた市町村への委託研究を実施	平成29年度概算要求において引き続き委託研究に必要な経費を要求
学校規模適正化の好事例の全国展開	学校規模適正化の手引を策定し(平成27年1月)、全国に周知	委託研究の成果も踏まえ、学校規模の適正化の好事例を全国展開
統合校に対する支援	平成28年度予算において、統合校・小規模校への支援として350人の教職員定数の加配措置を行うとともに、統合支援としてスクールバス購入費、遠距離通学費支援を拡充	平成29年度概算要求において、引き続き統合校・小規模校への支援を行うため150人の加配定数の改善等を要求
専門スタッフの学校への配置	平成28年度予算において、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の配置による教育相談体制の充実や特別支援教育専門家等の配置を支援するための予算を措置(平成28年度:SC:25,500校、SSW:3,047人、看護師1,000人など)	平成29年度概算要求において引き続きSCやSSW等の配置による教育相談体制の充実や特別支援教育専門家等の配置を支援するために必要な経費を要求(1/3補助、SC:26,000校、SSW:5,047人、看護師:1,200人など)
業務改善ガイドラインの全国普及	業務改善に係る省内タスクフォースにおいて「学校現場における業務適正化に向けて」をとりまとめ(平成28年6月) 同報告を踏まえ、29年度予算要求において所要の要求を行うとともに、学校現場の業務改善に関する全国フォーラムを実施(10月及び11月)	タスクフォースの報告等に基づき、必要な制度の整備や予算措置を含めた方策を実施

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合	2/3(2018年度) 100%(2020年度)	46% (2014年5月末)	2016年度に調査を実施予定
	校務支援システムの導入率	88%(2018年度) 90%(2020年度)	83.4% (2016年3月)	現在の増加率(前年比1.5%増)を維持すれば、目標値を達成する見込み
第二階層	教員の総勤務時間及びそのうちの事務業務の時間	2018年調査においていずれも2013年比減を目標	週53.9時間中5.5時間 (2013年調査)	2018年に調査を実施予定 (OECD国際教員指導環境調査)
	知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る	OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上	OECD・PISA:読解力・科学的リテラシー1位、数学的リテラシー2位(2012年調査、高1、OECD加盟国順位)IEA・TIMSS:小4算数5位、理科4位、中2数学5位、理科4位(2011年調査)	OECD・PISA:2015年6月~7月頃実施・2018年6月~7月頃実施予定等 IEA・TIMSS:2015年3月頃実施・2019年3月頃実施予定等

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	2016年度	2017年度	2018年度				
①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクル	<p>＜Ⅱ エビデンスの提示＞</p> <p>① 学校・教育環境に関するデータ(自治体別の児童生徒1人当たりの教職員人員数、学校の運営費、学校の業務改善の取組、学級数別学校数等)について、有識者の協力を得つつ、比較可能な形で調査・公表</p> <p>② 教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討</p> <p>③ 全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備</p>				<p>調査を推進・拡大</p> <p>① 調査を推進・拡大 →得られたデータは都道府県別に「見える化」するとともに、教職員定数の見直し作成・提示を含む政策に都度活用取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大</p>		
	<p>② 教育政策に関する実証研究の枠組み・体制等について研究者・有識者の協力を得つつ検討</p>	<p>教育政策に関する実証研究を開始</p> <p>→各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導など多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からなる実効性ある研究推進体圏の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施</p> <p>① 多面的な教育成果・アウトカムの測定 +知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等 +コミュニケーション能力、自尊心・社会性などの非認知能力 +児童生徒の行動</p> <p>② 子供の経時的変化の測定</p> <p>③ 学校以外の影響要因の排除等も考慮</p>	<p>実証研究を計画的に実施</p> <p>→得られた研究成果は成果や費用、政策が実施される背景にある環境要因を「見える化」するとともに、それらを総合的に考慮して教職員定数の中期見直し作成を含む政策形成に漸次活用</p>	<p>報告、公表</p>	<p>報告、公表</p>	(i～ivを通じて)	<p>① 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の習得とこれの個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目指すなど、教育政策の質の向上を図る(参考)PISA 2017、OECD加盟国中17～21位</p>	
	<p>③ 全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備</p>	<p>全国学力・学習状況調査の研究への活用について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において、文部科学省からの委託研究等以外でも大学等の研究者が詳細データを活用できるよう、提供する詳細データの内容やデータの管理方法、研究成果の公表の在り方など、具体的な貸与ルールを検討・整備</p>	<p>全国学力・学習状況調査の大学等の研究者による研究への活用推進・拡大</p> <p>取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大</p>				

別紙

【注1】

教育におけるPDCAサイクル構築に向けて、「教育政策に関する実証研究」として、教育の目的の多様性と手段の多様性を踏まえ、教育効果や現場における政策ニーズを総合的に把握するため、①学級規模の影響・効果、②加配教員・専門スタッフ配置の効果分析、③高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析、④教員の勤務実態の実証分析の各テーマについて、量的研究と質的研究を組み合わせる

【注2】

教育政策の効果に関する多様な研究活動を促進する観点から、全国学力・学習状況調査の詳細データの大学等の研究者による活用促進について、今年度中にデータ貸与ルールを整備し、平成29年度から貸与が開始できるようにする

重要課題： 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築

改革項目： エビデンスの提示

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
学校・教育環境に関するデータを比較可能な形で調査・公表	経済・財政再生計画 改革工程表に掲載されているデータを中心に、教育政策に関するデータについて、準備ができたものから順次内閣府の見える化データベースに掲載	順次データの追加を予定
教育政策に関する実証研究	平成28年度の研究テーマ()について、公募等により研究の実施主体を決定し、研究に着手 ()平成28年度の研究テーマ ・学級規模等の影響・効果(学力、非認知能力等) ・加配教員・専門スタッフ配置の効果分析 ・高い成果を上げている地域・学校の取組・教育環境の分析 ・教員の勤務実態の実証分析	「教育政策に関する実証研究委員会」において研究の進捗状況のフォローアップをするとともに、平成29年度以降の研究テーマについて検討
全国学力・学習調査の研究への活用	全国学力・学習状況調査の個票データの貸与の在り方について、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において整理	平成28年度内に貸与のルールを整備

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	-	-	-
第二階層	OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る	OECD・PISA: 読解力・科学的リテラシー1位、数学的リテラシー2位(2012年調査,高1,OECD加盟国順位) IEA・TIMSS: 小4算数5位、理科4位、中2数学5位、理科4位(2011年調査)	OECD・PISA: 2015年6月～7月頃実施・2018年6月～7月頃実施予定等 IEA・TIMSS: 2015年3月頃実施・2019年3月頃実施予定等

経済・財政再生計画 改革工程表

	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 集中改革期間 </div>				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度	2017年度				
①少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたROXサイクル	<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 道庁国迄 概算要求 概算修正要望等 年末 道庁国迄 </div> < iii 教職員定数の見直し >							
	教職員定数の中期見直しを策定する前提となる事柄について整理	> 各種加配措置等の効果について、既存の関連データを十分に活用しつつ、研究者・有識者の協力を得て検討・検証。その結果明らかになった課題は、上記 ii の実証研究に活用 > 少子化の進展(児童生徒数、学級数の減等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人子弟、障害のある児童生徒、子供の貧困、学習指導要領の全面改訂への対応等)に関する客観的データなどの上記 ii のデータ収集及び実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見直しを策定、公表。各都道府県・指定都市に提示				データ収集、実証研究の進展に応じ、必要に応じ中期見直しを改定、公表、提示		
	(3) 評価				学校・教育環境に関するアンケートや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算案の執行、教育に於けるPCSAサイクルを確立		(i ~ iv 通じて) ・知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECD・PISA 調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る (参考) FRNA (012) ; OECD加盟国中1~2位	
					OECD、PISA調査のEAP、TIMSS調査に加え、毎年度実施する国別学力調査の調査項目を拡充し、初等中等教育の質の向上を図る。			

重要課題： 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築

改革項目： 教職員定数の見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
教職員定数の見直し	<p>予算の裏付けのある教職員定数の中期見直しとして、平成29年度概算要求において、法改正を伴う「『次世代の学校』指導体制実現構想」(10年間で約16,000人の減(国・地方合わせて約1,000億円の減額))を文部科学省が提示</p>	<p>予算編成を経て、教職員定数の中期見直しを踏まえた定数措置を図るとともに、実証研究の進展を踏まえ、必要に応じて中期見直しの改訂を検討</p>

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	-	-	-	-
第二階層	<p>知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る</p>	<p>OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上</p>	<p>OECD・PISA: 読解力・科学的リテラシー1位、数学的リテラシー2位(2012年調査,高1,OECD加盟国順位)IEA・TIMSS: 小4算数5位、理科4位、中2数学5位、理科4位(2011年調査)</p>	<p>OECD・PISA: 2015年6月～7月頃実施・2018年6月～7月頃実施予定等 IEA・TIMSS: 2015年3月頃実施・2019年3月頃実施予定等</p>

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
① 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、ICTを活用した遠隔授業拡大	通常国会	概算要求 税制改正要望等	厚生	通常国会				
	<p>＜ICTを活用した遠隔授業拡大＞</p> <p>モデル事業を通じて高校における遠隔授業実践例を拡大</p> <p>ICT活用による遠隔教育の実施校数・開設科目数 【2018年度42校・科目】 【2020年度70校・科目】</p> <p>高校への普及促進</p> <p>中学校等の授業充実にに向けた活用を検討を含め、中間検証を踏まえ、取組内容を追加修正の上、推進・拡大</p> <p>高校実践例を踏まえた課題整理、中間検証</p> <p>OECD、PIEA 調査やIEA、TIMSS 調査に加え、与学連実施する全国学力・学習状況調査の結果等を活用を通じて、初等中等教育の質について、毎年度の状況を把握</p>						<p>(i～iv通じて)</p> <p>・知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の育養・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PIISA 調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る(参考)PIISA 2012、OECD加盟國中1～2位</p>	

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
ICTを利用した遠隔授業拡大	平成28年度「多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費」の一環として、遠隔授業拡大を実施 7都県において、ICTを活用した高等学校における遠隔教育の普及・推進を実施	平成29年度概算要求において、引き続き、遠隔教育の拡大に向けた委託研究を含む経費を要求（79,145千円） 遠隔教育により担当教科の免許保有教員による科目開設を可能とし、2018年までに42校・科目、2020年までに70校・科目を目標とする（平成28年度中を目途に調査を実施し、遠隔授業の実施状況を把握する予定）

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 ICT活用による遠隔教育の実施校数・開設科目数	42校・科目 (2018年度) 70校・科目 (2020年度)	5教委(2015年度文科省事業実施数)	平成28年度中を目途に調査を実施し、その中で遠隔授業の実施状況を把握する予定
第二階層 知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルの維持・向上を目標とするなど、初等中等教育の質の向上を図る	OECD・PISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持・向上	OECD・PISA: 読解力・科学的リテラシー1位、数学的リテラシー2位(2012年調査, 高1, OECD加盟国順位) IEA・TIMSS: 小4算数5位、理科4位、中2数学5位、理科4位(2011年調査)	OECD・PISA: 2015年6月～7月頃実施・2018年6月～7月頃実施予定等 IEA・TIMSS: 2015年3月頃実施・2019年3月頃実施予定等

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
① 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPOAサイクル	<p>通常国会</p> <p>経費削減 税制改正要望等</p> <p>通常国会</p>								
	<p>< v 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進 ></p> <p>国立大学法人運営費交付金の重点支援による取組の構想(大学間連携、学部等の再編統合を含む)を提案</p> <p>重点支援の対象とする取組構想を選定</p> <p><small>(国立大学 文部科学省)</small></p>	<p>第3期中期目標期間を通じて取組実施</p> <p>各国立大学の取組構想の進捗状況を確認、各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映(取組構想は状況に応じ随時追加・変更)</p>	<p>第3期中期目標期間を通じて推進</p> <p>2019年度暫定評価において達成見込みを確認</p>	<p>暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>	<p>・学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合 【2018年度50%】 【2020年度90%】</p> <p>・大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合 【2018年度60%】 【2020年度90%】</p>	<p>① v、② i～v 通じて)</p> <p>・世界大学ランキング、2018年、2020年、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする。</p> <p>・第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とするなど高等教育の質の向上を図る。</p>			
		<p>本事業から、6年間の第3期中期目標計画期間において、運営費交付金の中に各大学の機能強化に関する取組構想とその評価に基づき重点配分支援を行う枠組みが新設された。各大学の機能強化の取組構想に対する評価を行い、その結果を各大学の予算配分に反映することも通じて、産業界の変化等に対応した人材育成を行う組織への転換を促進する。本年度以降、毎年各大学の取組構想の進捗状況を確認・評価し、その結果に基づいて運営費交付金の重点配分に反映</p>							

重要課題： 少子化の進展を踏まえた予算の効率化、エビデンスに基づいたPDCAサイクルの構築

改革項目： 大学間の連携や学部等の再編・統合の促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
大学間の連携や学部等の再編・統合の促進	<p>「国立大学経営力戦略」に基づき、国立大学法人第3期中期目標期間(平成28年度～33年度)における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入</p> <p>学部等の再編・統合(改革構想:67大学)や大学間・専門分野間の連携(改革構想:47大学)等を含めた、大学の将来ビジョンに基づく改革構想の実現を支援</p>	<p>各大学の機能強化の方向性に応じた支援を引き続き実施するなど、各大学の主体的な取組を支援</p>

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	学部・学科改組を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合	50%(2018年度) 90%(2020年度)	<p>構想していた学部・学科等の改革が実現した大学の割合 26.9%(2016年)</p>	現在の達成率等を踏まえると、目標値を達成する見込み
	大学間連携を含む改革構想を提案した国立大学のうち当該構想を実現させたものの割合	60%(2018年度) 90%(2020年度)	<p>構想していた大学間連携を実現した大学の割合 29.8%(2016年)</p>	現在の達成率等を踏まえると、目標値を達成する見込み
第二階層	世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする	ランキングトップ100に我が国大学10校(2023年)	Times Higher Education 世界大学ランキング2016-17:2校 QS世界大学ランキング2016:5校 等	-
	第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る	86法人(2021年度末)	(全ての法人について、2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている)	第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する(2016年4月より第3期中期目標期間が開始)

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
②民間資金の導入促進	<p>通商国庫</p> <p>税制改革推進等</p> <p>研究</p> <p>通商国庫</p> <p>< 国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入 ></p> <p>各国立大学において、取組構想の成果を検証する評価指標を設定。民間資金の獲得割合の上昇も一つの指標とする。</p> <p>(国立大学 文部科学省)</p>	<p>各国立大学の取組構想の進捗状況を確認。各国立大学ごとに予め設定した評価指標を用いて、その向上度合いに応じて段階的な評価を実施し、運営費交付金の重点配分に反映</p>	<p>第3期中期目標期間を通じて推進</p> <p>2019年度暫定評価において達成見込みを確認。民間資金獲得に向けた一層の取組を促す方策を検討</p>	<p>暫定評価を基に、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>	<p>・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2013年度:18千件、300億円)</p> <p>【2018年度:2013年度比1.3倍】</p> <p>【2020年度:2013年度比1.6倍】</p>	<p>(i～ivを通じて)</p> <p>・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均:約1兆円(A))</p> <p>【2018年度:A比1.1倍】</p> <p>【2020年度:A比1.2倍】</p>			

重要課題： 民間資金の導入促進
改革項目： 国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
国立大学法人運営費交付金を重点配分するインセンティブ導入	「国立大学経営力戦略」に基づき、国立大学法人第3期中期目標期間(平成28年度～33年度)における国立大学法人運営費交付金において、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、重点配分する仕組みを導入	平成29年度概算要求において「3つの重点支援の枠組み」として453億円を計上(平成28年度:308億円)各大学の取組構想の進捗状況を確認、民間資金の獲得割合の上昇も一つの指標とするなど、各大学が設定した評価指標を用いて評価の上、予算配分における重点支援に反映

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額 (2013年度:18千件、390億円)	2013年度比1.3倍 (2018年度) 2013年度比1.5倍 (2020年度)	共同研究件数:19千件 受入金額:416億円 (2014年度) (2013年度比約7%増)	-
第二階層 企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均約0.1兆円(A))	A比1.1倍 (2018年度) A比1.2倍 (2020年度)	A比1.1倍(2014年度実績)	-
	世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする	ランキングトップ100に我が国大学10校(2023年)	Times Higher Education 世界大学ランキング2016-17:2校 QS世界大学ランキング2016:5校 等
	第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る	86法人(2021年度末)	- (全ての法人について、2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度							
2014・2015年度 (主担当府省庁等)	通商国連	税制改正要望等	年末	通商国連				
② 民間資金の導入促進	< 国立大学の財源の多様化 >							
	国立大学経営戦略に基づき、各国立大学において、可能な限り民間との共同研究・委託研究に関する目標を設定	各国立大学における研究者・リサーチ・アドミニストレーター（RPA）、知的財産の取得・活用、設備利用の支援スタッフ等により産学連携を総合的に企画推進する環境を整備	第3期中期目標期間を通じて推進	取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上推進・拡大	・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2013年度:18千件、390億円) 【2018年度:2013年度比1.3倍】 【2020年度:2013年度比1.5倍】	(i～iv通じて) ・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均:約0.1兆円(A)) 【2018年度:A比1.1倍】 【2020年度:A比1.2倍】	
	産学官連携推進上のリスク要因を各大学が適切にマネジメントできる方策について検討	各国立大学が共同研究特許時の不実偽情報、秘密保持などの知的財産の取扱いにより共同研究等を制約されないよう、各国立大学において共同研究等に関する取組策定	第3期中期目標期間を通じて産学連携の取組を推進	取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上推進・拡大			
	国立大学における余裕金の運用範囲の拡大、収益を伴う事業の範囲の明確化等について検討・制度整備	第3期中期目標期間を通じて財源多様化の取組を推進	取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上推進・拡大	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上推進・拡大			
大学と民間企業等との共同研究における間接経費の必要性に関する算定モデル策定について検討	各国立大学において、民間企業等との共同研究における間接経費の在り方について検討。共同研究契約等に反映	第3期中期目標期間を通じて産学連携の取組を推進	取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上推進・拡大				

重要課題： 民間資金の導入促進

改革項目： 国立大学の財源の多様化

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
各国立大学において産学連携を総合的に企画推進する環境を整備	「イノベーション実現に向けた大学知的資産マネジメントの在り方について」の報告書を取りまとめ (平成27年8月7日)	産学官連携を円滑に推進する観点から、大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方及び産業界に求められる取組等を検討し、経済産業省等と連携してガイドラインを本年秋までに策定する
産学官連携推進上のリスク要因を考慮し、共同研究等に関する戦略を策定	「大学における知的財産マネジメントの在り方について」の報告書を取りまとめ (平成28年3月16日)	産学官連携を円滑に推進する観点から、大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方及び産業界に求められる取組等を検討し、文部科学省と経済産業省等が連携してガイドラインを本年秋までに策定
国立大学における余裕金の運用範囲の拡大、収益を伴う事業の範囲の明確化	国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の明確化について通知を発出(平成28年3月31日) 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律の成立(平成29年4月1日施行)	国立大学法人法の改正を踏まえ、平成28年度中に土地の貸付けに係る認可基準、寄附金等の運用に係る認定に関する基準を策定
大学と民間企業等との共同研究における間接経費の在り方について検討	「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」の報告書を取りまとめ(平成27年12月28日)	産学官連携を円滑に推進する観点から、大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方及び産業界に求められる取組等を検討し、文部科学省と経済産業省等が連携してガイドラインを本年秋までに策定

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2013年度:18千件、390億円)	2013年度比1.3倍 (2018年度) 2013年度比1.5倍 (2020年度)	共同研究件数:19千件 受入金額:416億円 (2014年度) (2013年度比約7%増)	-
第二階層 企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009~2013年度平均約0.1兆円(A))	A比1.1倍 (2018年度) A比1.2倍 (2020年度)	A比1.1倍(2014年度実績)	-
世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする	ランキングトップ100に我が国大学10校(2023年)	Times Higher Education 世界大学ランキング2016-17:2校 QS世界大学ランキング2016:5校 等	-
第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る	86法人(2021年度末)	- (全ての法人について、2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている)	第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する(2016年4月より第3期中期目標期間が開始)

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017 年度	2018 年度					
② 民間資金の導入促進	<p>《内閣府》</p> <p>《経済産業省》 税制改正要望等</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>＜ⅱ マッチングファンド型制度の適用加速＞</p> <p>マッチングファンド型制度について現状把握</p> <p>マッチングファンド型の適用対象制度を総点検</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>								
	<p>共同研究・財源多様化などの取組を通じて、民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>	<p>《経済産業省》</p> <p>《文部科学省》</p> <p>《国土交通省》</p> <p>《内閣府経産省共同(科学技術イノベーション推進)》</p>

・応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況【2020年度まで増加傾向】

＜再掲＞
・大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額

(i～ivを通じて)

・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均:約1兆円(A))
【2018年度:A比1.1倍】
【2020年度:A比1.2倍】

重要課題： 民間資金の導入促進

改革項目： マッチングファンド型制度の適用加速

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
マッチング型ファンド型制度の推進	マッチングファンド型の適用対象制度を設定 「科学技術イノベーション総合戦略2016における重きを置くべき施策について」(平成28年9月15日総合科学技術・イノベーション会議決定)において、異分野融合の研究領域において民間資金とのマッチングファンドによる産学共同研究を促進する施策として「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」(文部科学省)を特定	「イノベーション促進産学官対話会議」にて、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」を策定予定
民間から大学等・公的機関への研究費流入を促進	「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)にもとづき、関係省庁において、産学連携を深化させ、イノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話しながら実行・実現していく産学官の対話の場「イノベーション促進産学官対話会議」を設置(平成28年7月)	

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	応用研究向け研究費制度へのマッチングファンド型の適用状況	2020年度まで増加傾向	4制度(2015年度の研究費制度)	初年度であり、マッチングファンド型制度について現状把握 次年度以降の制度適用状況を加速
	大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額(2013年度:18千件、390億円)	2013年度比1.3倍(2018年度) 2013年度比1.5倍(2020年度)	共同研究件数:19千件 受入金額:416億円(2014年度) (2013年度比約7%増)	-
第二階層	企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009~2013年度平均約0.1兆円(A))	A比1.1倍(2018年度) A比1.2倍(2020年度)	A比1.1倍(2014年度実績)	-
	世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする	ランキングトップ100に我が国大学10校(2023年)	Times Higher Education 世界大学ランキング 2016-17:2校 QS世界大学ランキング 2016:5校 等	-
	第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とするなど高等教育の質の向上を図る	86法人(2021年度末)	(全ての法人について、2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている)	第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する(2016年4月より第3期中期目標期間が開始)

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
② 民間資金の導入促進		適用開始	概算要求 税制改正要望等	年末	適用開始				
		＜i> Matchingプランナー制度の活用推進＞							
			マッチングプランナー制度の活用推進		活用推進、支援終了後の継続的フォローアップ 取組状況とその成果について中間検証		中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大		
								・地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数 【2018年度 600件】 【2020年度 1000件】	(i～ivを通じて) ・企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均:約1兆円(A)) 【2018年度:A比1.1倍】 【2020年度:A比1.2倍】

重要課題： 民間資金の導入促進
改革項目： マッチングプランナー制度の活用推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
マッチングプランナー制度の利用推進	平成27年4月にマッチングプランナープログラムを開始。 マッチングプランナープログラムにおける採択件数は平成27年度・28年度において621課題であり、KPI(共同研究件数：H30年度に600件、H32年度に1000件)の達成に向けて現在実施中。	第1回採択分実施期間満了(平成28年9月末)以降、順次事後評価を実施し、KPIの達成度合を確認するとともに、次の研究フェーズに進むための十分な成果が得られた課題については、継続的フォローアップを実施予定。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	地域の企業ニーズと大学等の技術シーズとのマッチングによる共同研究件数	600件 (2018年度) 1000件 (2020年度)	- (マッチングプランナープログラムの採択件数は2016年9月時点で621件)	第1回採択分実施期間満了(平成28年9月末)以降、順次事後評価を実施し、KPIの達成度合を確認
第二階層	企業から大学等・公的研究機関への研究費総額(2009～2013年度平均約0.1兆円(A))	A比1.1倍 (2018年度) A比1.2倍 (2020年度)	A比1.1倍 (2014年度実績)	-
	世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする	ランキングトップ100に我が国大学10校(2023年)	Times Higher Education 世界大学ランキング2016-17:2校 QS世界大学ランキング2016:5校 等	-
	第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る	86法人 (2021年度末)	(全ての法人について、2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている)	第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する(2016年4月より第3期中期目標期間が開始)

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
② 民間資金の導入促進		通関国会	税制改正要望等	年末	通関国会				
		<p><v 国立大学法人に対する寄附金></p> <p>学生等に対する修学支援事業のために充てられる個人からの寄附金に係る税制控除の導入について、平成28年度税制改正において対応</p> <p>各国立大学において寄附金収入の拡大に向けた専門スタッフの配置や寄附金獲得に向けた取組策定</p> <p>取組状況とその成果について中間検証し、寄附金獲得に向けた一層の努力を促す方策を検討</p> <p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p> <p>国立大学における寄附金受入額(2014年度:約0.07兆円) 【2018年度:2014年度の2倍】 【2020年度:2014年度の3倍】</p> <p>① v、② 1～v 通じて</p> <p>・世界大学ランキング:2019年、2020年、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする。 ・第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を法人において達成することを目標とするなど高等教育の質の向上を図る。</p>							
		<p>今年度から導入された国立大学法人等への一定の個人寄附に対する税制控除制度について、民間資金の導入促進を図る観点から、その活用により個人寄附の拡大を図る</p>							
		<p>国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、国立大学法人評定委員会による各大学の2019年度暫定評価及び2021年度確定評価に加え、年度評価により、業務運営の改善・効率化等について毎年評価状況を把握</p>							

*国立大学について財政健全化に資する観点からも検討が必要

重要課題： 民間資金の導入促進
改革項目： 国立大学法人に対する寄附金

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
国立大学法人に対する寄附金	平成28年度税制改正により、国立大学法人等が行う学生の修学支援に係る事業への個人からの寄附について、税額控除と所得控除の選択制を導入	各国立大学において寄附金収入の拡大に向けた専門スタッフの配置など、寄附金獲得に向けた戦略に基づき取組を進める

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	国立大学における寄附金受入額 (2014年度:約729億円)	2014年度比1.2倍 (2018年度) 2014年度比1.3倍 (2020年度)	762億円(2015年度)	現在の達成率等を踏まえた取組を進め、目標値を達成する見込み
第二階層	国立大学における寄附金受入額 (2014年度:約729億円)	2014年度比1.2倍 (2018年度) 2014年度比1.3倍 (2020年度)	762億円(2015年度)	-
	世界大学ランキング:2018、2020、2023年を通じて、トップ100に我が国大学10校以上とする	ランキングトップ100に我が国大学10校(2023年)	Times Higher Education 世界大学ランキング2016-17:2校 QS世界大学ランキング2016:5校 等	-
	第3期国立大学法人中期目標・計画の達成状況について、2019年度暫定評価において達成見込みを確認し、2021年度に中期目標を全法人において達成することを目標とする、など高等教育の質の向上を図る	86法人 (2021年度末)	- (全ての法人について、2016年3月に第3期中期目標・中期計画の提示・認可が行われている)	第3期中期目標・中期計画の達成状況について、2019年度までについての暫定評価において達成見込みを確認する(2016年4月より第3期中期目標期間が開始)

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度					
<p>③予算の質の向上・重点化</p> <p>大学改革の主な取組</p> <p>競争的研究費改革と一体的に検討・実施</p>	<p>< 大学改革と競争的研究費改革の一体的推進 ></p>							
	<p>国立大学経営力戦略の着実な実行</p> <p>国立大学法人運営費交付金において、「学長の裁量による経費」を区分し、学長のリーダーシップによる改革の取組を推進</p> <p>文部科学省 国立大学</p>	<p>第3期中期目標期間を通じて推進 取組状況とその成果について2018年度に検証</p>	<p>検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>					
	<p>特定研究大学(仮称)制度の検討・制度整備</p> <p>文部科学省</p>	<p>第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度暫定評価において達成見込みを確認</p>	<p>暫定評価を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>					
	<p>制度検討</p> <p>卓越研究員制度を実施</p> <p>文部科学省 国立大学</p>	<p>第5期科学技術基本計画を通じて推進 取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>					
<p>産学官からなる検討会において検討</p> <p>文部科学省 国公立大学</p>	<p>国公私立大学における卓越大学院(仮称)具体化に向けた取組</p>	<p>卓越大学院(仮称)の具体化に向けた取組、運用開始 運用状況とその成果について中間検証</p>						

2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度	2017年度	2018年度					
<p>③予算の質の向上・重点化</p> <p>競争的研究費改革の主な取組</p>	<p>大学改革と一体的に検討・実施</p>							(i, ii 通じて)
	<p>競争的研究費改革の一体的に検討・実施</p>	<p>文部科学省及び内閣府の大学等向け競争的研究費(新規採択案件)について間接経費30%措置</p> <p>内閣府政策実行局(科学技術・イノベーション)担当、文部科学省</p>	<p>第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>				
	<p>人事給与システム改革の状況を踏まえ、間接経費からの人件費支出の柔軟化について検討</p> <p>文部科学省 国立大学</p>	<p>第5期科学技術基本計画を通じて順次実施・拡大</p>	<p>取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>				
	<p>科学研究費助成事業の改革を推進</p> <p>文部科学省</p>	<p>第5期科学技術基本計画を通じて推進 取組状況とその成果について中間検証</p>	<p>中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大</p>					(i ~ iv 通じて)

・国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数
(2013年度現在16千人)
【2018年度:2015年度比+300人】
【2020年度:2015年度比+600人】

・研究の質の向上に関する指標
➢被引用回数トップ10%論文の割合:
2018~2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標

重要課題: 予算の質の向上・重点化

改革項目: 大学改革と競争的研究費改革の一体的推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
(大学改革) 学長のリーダーシップによる改革の取組推進	「国立大学経営力戦略」に基づき、2016年度からの第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金において、学長のリーダーシップを予算面で発揮するための仕組みとして「学長の裁量による経費」を区分	平成29年度概算要求において、「学長裁量経費」について対前年度同額を計上
(大学改革) 特定研究大学(仮称)制度の検討・制度整備	文部科学大臣が、世界最高水準の教育研究活動の展開が見込まれるものを「指定国立大学法人」として指定し、中期目標や業務に関する特例(出資対象範囲の拡大等)を設けること等を内容とする国立大学法人法の一部を改正する法律の成立(平成29年4月1日施行)	「指定国立大学法人制度」について、国立大学法人評価委員会における意見聴取を経て平成29年夏頃に指定国立大学法人を指定 平成29年度概算要求において、大学改革を先導する「指定国立大学法人」が世界最高水準の教育研究を展開するために必要なスタートアップ経費として30億円を計上(新規)
(大学改革) 卓越研究員制度	優れた若手研究者に対し、産学官の研究機関において、安定かつ自立した研究環境を整備するための「卓越研究員制度」について、平成28年度より運用を開始	平成28年度中に卓越研究員の決定 平成29年度概算要求において、「卓越研究員制度」について新規に250人程度の卓越研究員を支援するために約26億円を計上
(大学改革) 卓越大学院(仮称)具体化に向けた取組	世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院(仮称)」の在り方について、産学官からなる有識者会議にて議論を行い、「卓越大学院(仮称)構想に関する基本的な考え方」を取りまとめ(平成28年4月)	平成29年度概算要求において、平成30年度から構築する「卓越大学院プログラム(仮称)」の公募・審査の仕組みの方向性を検討するための調査研究を行う経費として0.4億円を計上(新規)
(競争的研究費改革) 間接経費	文科省・内閣府における全ての競争的研究費について、平成28年度以降の新規採択から、順次、間接経費を原則30%措置	引き続き、各年度の新規採択から、順次、間接経費を原則30%措置
(競争的研究費改革) 人事給与システム	大型の研究プロジェクトを主宰する研究代表者については、一定条件の下、人件費の一部について、競争的研究費の直接経費から支出可能とすることを検討	大学改革の進捗を踏まえ、引き続き制度的検討を進める
(競争的研究費改革) 科学研究費助成事業の改革	科学研究費助成事業(科研費)について、第5期科学技術基本計画等を踏まえ、審査システムや研究種目の見直しなどの抜本的な改革を実行中	審査区分の大括り化をはじめとする審査システムの見直しについて年内をめどに決定し、平成29年9月の公募に適用する予定 研究種目の見直しについて「挑戦的研究」を新設して本年9月に公募を開始 今後、「特別推進研究」、「若手研究」について、平成29年9月公募に向けて見直しを進める予定

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	-	-	-	
第二階層	国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数	2015年度比+300人 (2018年度) 2015年度比+600人 (2020年度)	17千人 (2015年5月時点)	-
	被引用回数トップ10%論文の割合	10%(2018-2020年)	8.4%(2012-2014年)	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
③ 予算の質の向上・重点化	<p>＜ii 有能な人材の流動化＞</p> <p>年俸制・クロスアポイントメント制度など、人事給与システム改革と業績評価に関する第3期中期目標期間を通じた計画を各国立大学において策定</p>	<p>通商国連</p> <p>税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通商国連</p>						<p>・クロスアポイントメント適用教員数 (2015年現在92人) 【2018年度160人】 【2020年度200人】</p> <p>・国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数 (2013年度現在16千人) 【2018年度:2015年度比+300人】 【2019年度:2015年度比+600人】</p>	<p>(i、ii通じて)</p>
	<p>各国立大学において計画に沿って人事給与システム改革を推進</p>	<p>第3期中期目標期間を通じて推進 2019年度新定評価において達成見込みを確認</p>	<p>暫定評価を踏まえ、取組内容各追加・修正の上、推進・拡大</p>					<p>各大学への個別報告(2018年、2020年)に加え、学校職員統計調査や推進実態に関するクロスアポイントメント適用教員数(以上の数年度)の集計結果を把握</p>	<p>(i～iv通じて)</p> <p>・研究の質の向上に関する指標 ➢被引用回数 トップ10%論文の割合: 2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標</p>

重要課題： 予算の質の向上・重点化
改革項目： 有能な人材の流動化

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
年俸制・クロスアポイントメント制度など、人事給与システム改革を推進	国立大学法人等におけるクロスアポイントメントについて、203名の教員に適用(平成28年5月時点)	各国立大学法人において策定された第3期中期目標期間を通じた計画に沿って、年俸制・クロスアポイントメント制度等、人事給与システム改革を推進

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	クロスアポイントメント適用教員数	160人(2018年度) 200人(2020年度)	203人 (2016年5月時点)	目標値を達成 (KPIの見直しについて 検討中)
第二階層	国立大学の若手(40歳未満)の本務教員数	2015年度比+300人 (2018年度) 2015年度比+600人 (2020年度)	17千人 (2015年5月時点)	-
	被引用回数トップ10%論文の割合	10% (2018-2020年)	8.4% (2012-2014年)	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
③ 予算の質の向上・重点化		道庁国出	政策要求 税制改正要望等	研究	道庁国出					
	< III 研究設備の共用化と研究費の合算使用の促進 >									
	競争的資金における研究設備の共用の取組(2015年4月)をフォローアップ・徹底。競争的資金以外の研究費も同様の取組ができるよう検討	研究設備の共用が可能な範囲を順次拡大				第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・購入した研究設備の共用が可能な事業制度数 【2015年度:19】 【2018年度:2015年度比1.3倍】 【2020年度:2015年度比1.5倍】	(1～IV通じて) ↓	
	競争的資金における競争的研究費の合算使用の取組(2015年4月以降)を産業界からフォローアップ・徹底。研究機材等を購入する場面の合算使用の取組について検討。競争的資金以外の研究費も同様の取組ができるよう検討	研究費の合算使用が可能な範囲を順次拡大				第5期科学技術基本計画を通じて推進・拡大 取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・合算使用が可能な事業制度数 【2015年度:19】 【2018年度:2015年度比1.3倍】 【2020年度:2015年度比1.5倍】		
研究設備・機器の新たな共用システムの導入方策について検討	研究設備・機器を研究組織単位で一元的にマネジメントする共用システムを導入するとともに、産学官で共用可能な研究施設・設備等を整備・運用				第5期科学技術基本計画を通じて共用システムを推進・拡大するとともに研究施設間のネットワークを構築(ポストフォローアップ)取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大	・共用システムを構築した研究組織数 【2018年度:70】 【2020年度:100】			
								・研究の質の向上に関する指標 ➢被引用回数 トップ10%論文の割合: 2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標		

重要課題： 予算の質の向上・重点化

改革項目： 研究設備の共有化と研究費の合算使用の促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
研究設備の共用促進	競争的資金については、平成28年5月、各省とも措置済みであることを確認 競争的資金以外の研究費については、内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省をメンバーとする「研究資金連絡会」(平成27年9月1日設置)において検討中	競争的資金については、平成29年度以降の施策においても引き続き措置されるよう各省と調整 競争的資金以外の研究費については、「研究資金連絡会」において、促進に向けた検討を引き続き実施
研究費の合算使用の促進		
研究設備・機器の新たな共用システムの導入	平成28年度より、先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)を開始 23研究組織に共用システムの導入に必要な費用を支援	23機関については、平成30年度までに共用システムを構築する予定 平成29年度は追加で35研究組織に共用システムの導入に着手予定

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	購入した研究設備の共用が可能な事業制度数(2015年度:19)	2015年度比1.3倍 (2018年度) 2015年度比1.5倍 (2020年度)	2015年度比1.0倍 (2016年度)	KPI達成に向けて、関係府省との調整を開始
	合算使用が可能な事業制度数(2015年度:19)	2015年度比1.3倍 (2018年度) 2015年度比1.5倍 (2020年度)	2015年度比1.0倍 (2016年度)	KPI達成に向けて、関係府省との調整を開始
	共用システムを構築した研究組織数	70(2018年度) 100(2020年度)	23研究組織(2016年度)	2018年度の目標値の概ね三分の一を達成
第二階層	被引用回数トップ10%論文の割合	10% (2018 - 2020年)	8.4%(2012 - 2014年)	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
③ 予算の質の向上・重点化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<iv 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化> 第5期科学技術基本計画策定		科学技術基本計画の方向性の下、科学技術イノベーション総合戦略に基づき、科学技術イノベーション予算戦略会議により予算の重点化、各府省庁の取組連携確保、調整		第5期科学技術基本計画を通じて推進取組状況とその成果について中間検証	中間検証を踏まえ、取組内容を追加・修正の上、推進・拡大		(i～ivを通じて) ・研究の質の向上に関する指標 >被引用回数トップ10%論文の割合: 2018～2020年の我が国の総論文数に占める被引用回数トップ10%論文数の割合を10%以上とすることを目標	
	④内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)							被引用回数トップ10%論文の割合については、2018～2020年の3年移動平均値における目標達成に向け、2～4年前に出発した論文の前年実績までの被引用回数に基づき数値について毎年目標値・進捗状況を把握	

重要課題： 予算の質の向上・重点化

改革項目： .総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化	<p>「科学技術イノベーション総合戦略2016」を閣議決定(平成28年5月) 総合戦略2016の推進に向けて、概算要求に先立ち、関係府省のヒアリングを実施 「重きを置くべき施策」を特定し、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)で決定(平成28年9月) SIPについて、プログラムディレクターが議長となって関係府省等が参加する推進委員会を設置し、府省連携による分野横断的な取組を推進</p>	<p>経済財政諮問会議とCSTIが合同で設置した「経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会」において、予算編成プロセス等におけるCSTIの司令塔機能の強化について引き続き議論</p>

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	-	-	-
第二階層	被引用回数トップ10%論文の割合 10% (2018 - 2020年)	8.4% (2012 - 2014年)	-

**【文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】
（外交、安全保障・防衛）**

（2016年12月15日時点）

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度					
① ODAの適正・効率的かつ戦略的活用		<p>通商国等 税制改正要望等 年次 通商国等</p> <p>＜I FODAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進＞</p> <p>開発協力大綱の閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り定量的な評価に向けた改善 課題別の標準的指標例の作成 課題別の標準的指標例の改定、アップデート 開発効果の検証が必要な事業(新たな手法、普及等)へのインパクト評価の実施 ○外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進 事業評価外部有識者委員会による評価プロセス等のレビューの定期的実施 ○ODA「見える化」サイトの活用を促進 ODA「見える化」サイトの随時更新 						<p>課題別の標準的指標例を設定した割合(100%)、改定割合(必要に応じ、自発率10%)</p> <p>インパクト評価の実施件数(5年間で10件以上)</p> <p>外部評価の着実な実施(10億円以上の事業について100%)</p> <p>ODA「見える化」サイト掲載案件の更新数(500案件以上/年)</p>	
		<p>《外務省》</p> <p>＜II 民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進＞</p> <p>開発協力大綱の閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官民連携による開発力を推進 「算の商・インフラ」の民間や中小企業等の海外展開支援等によって、民間部門主導の成長を促進し、開発途上国の経済発展に層力がかつ効果的に推進するとともに、日本経済の力強、成長にもつなげている。 						<p>インフラシステムの受注額(2020年に30兆円)</p>	
		<p>《外務省》</p> <p>＜国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証＞</p> <p>国際機関評価の実施、結果を平成28年度概算要求に反映</p> <p>《外務省》</p> <p>国際機関評価の実施、結果を平成29年度概算要求に反映</p>							
		<p>《外務省》</p> <p>個別プロジェクトにイママークする任意拠出金について、プロジェクト毎の成果目標を公表すると共に、達成状況をフォローアップ</p> <p>《外務省》</p> <p>評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、変化するPDCA強化・透明性確保を推進</p> <p>《外務省》</p>							
② 国際機関への拠出									

重要課題： ODAの適正・効率的かつ戦略的活用

改革項目： .PDCAサイクルの強化及び評価等に関する情報公開の促進
.民間部門等の資源の活用及び経済活動を拡大するための触媒としてのODAの推進

重要課題： 国際機関への拠出

改革項目：
国際機関への拠出について評価の基準・指標を明確化し、多面的・定量的な評価による拠出の妥当性検証

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
可能な限り定量的な評価に向けた改善	定量的な事業評価に向けた課題別の標準的指標例の作成を継続的に実施している。また、過年度に作成済みの標準的指標例等の改訂も着手済み。	集中改革期間内に標準的指標例の新規作成を完了する見込み。また、今後も随時、作成済みの標準的指標例の改訂を進めていく。
外部評価への多様な主体の参加及び評価結果の活用を促進	外部評価(事後評価)の実施に際し、多様な視点が反映されるよう大学やNGO等から事後評価への参加を得る取り組みに着手。現在、この方法で3件の報告書を取りまとめ中。また、事後評価結果の活用促進のためJICA内部向けセミナー等を複数回開催している。	来年度以降の外部評価においても大学やNGO等に事後評価への参加を求めることで多様な視点の取り込みを継続する。また、これらの評価結果を公表するとともに、JICA内部向けセミナーを引き続き実施し、新規事業の教訓として活用していく。
ODA「見える化」サイトの活用を促進	昨年度に引き続き、計画どおり掲載情報の更新を随時実施。新規案件の掲載も随時実施している。	引き続き掲載情報を更新する。また、新規案件掲載に加え、閲覧者の利便性の向上を図るべく、今年度中にサイトリニューアルを実施予定。
官民連携による開発協力を推進	「質の高いインフラパートナーシップ」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等に基づき、ODAを活用し、途上国における我が国企業による質の高いインフラ整備を積極的に支援。また、ODAを活用し中小企業を含む民間企業や地方自治体の海外展開支援を実施。	今後も、ODAを活用した我が国企業の質の高いインフラの展開や中小企業を含む民間企業や地方自治体の海外展開への支援等を通じ、官民連携による開発協力を推進していく。
国際機関への拠出	平成29年度予算概算要求に先だって国際機関評価を実施、結果を概算要求に反映した。 また、個別プロジェクトにイヤマークする任意拠出金について、プロジェクト毎の成果目標を公表すると共に達成状況をフォローアップする取組を継続している。 外部有識者の意見を聴取して、それを踏まえる形で評価基準を策定した。この評価基準に従って、A～Dの4段階評価を行い、結果を外務省のホームページ上で公表した。	国際機関評価、イヤマーク案件のフォローアップの取組を継続する。 評価方法や評価対象等につき外部有識者の意見を聴取する等して、更なるPDCA強化・透明性確保を推進する。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	課題別の標準的指標例を設定した割合	100%	累計95.5% (11月)	2017年度内に100%達成見込み
	課題別の標準的指標例を改定した割合	目安年10%	2016年度5.6% (11月)	2016年度は10%程度となる見込み
	インパクト評価の実施件数	5年間で10件以上	累計4件(11月)	引き続き継続的に実施予定
	10億円以上の事業について外部評価を実施した割合	100%	2016年度100% 着手済み(11月)	2016年度内に100%達成見込み
	ODA見える化サイト掲載案件の更新数	500案件以上/年	479案件更新/9月末	順調に推移、今後も更新に注力
	本邦企業によるインフラシステムの受注額	2020年に30兆円	約19兆円 (2014年時点)	現時点での実績値は、成長戦略の目標達成に向けて順調に推移していることを示すものであり、今後とも目標に向けて官民連携による開発協力を推進していく。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度			
③ 効率化への取組・調達改革に係る取組等	<p>《通常国主》 《通常国主》 《通常国主》 《通常国主》</p> <p>＜中期防衛力整備計画に基づく効率的な防衛力整備による費用対効果の向上＞</p> <p>中期防衛力整備計画に基づく調達改革等による効率化の実施 中期防衛力整備計画及び経済・財政再生計画を基盤とし、防衛力整備の事業の推進とともに、調達改革等を通じ、一層の効率化・管理化を徹底した防衛力整備に努める。</p> <p>新設された防衛装備庁を中心に調達改革の一層の推進 1) プロジェクト管理手法の導入 2) RFQの活用拡大 3) 随意契約の適用可能範囲の類型化 4) 特別研究費の活用による新しい契約制度の構築 5) 安全保障技術研究推進制度の推進</p> <p>《防衛省、防衛装備庁》</p>					<p>長期契約を活用した装備品等及び役務の調達 ・維持・整備方法の見直し ・資材のまとめ買い ・民生品の使用・仕様の見直し、等による削減見込額【見積額の増減】</p> <p>プロジェクト管理手法の導入 プロジェクト管理の重点対象装備品に適用される品目数(現時点で12品目)が対象に選定されており、そのうち4品目の総額は82億円【増加】 ・PBLの活用拡大 PBL導入による維持・整備コストの削減見込額(2016年度予算:89億円の削減見込み)【見積額の増減】 ・随意契約の適用可能範囲の類型化 随意契約の適用件数(2013年度調達実績を基礎として)に当ってはめたところ、1番広基・応札となっていた約4,000件中約6,000件が随意契約へ移行できたと推計【拡大】 ・特別研究費の活用による新しい契約制度の構築 特別研究費による新たな制度の構築【拡大】 ・安全保障技術研究推進制度の推進 安全保障技術研究推進制度により採択した研究課題の件数(2015年度実績では9件)【増加】</p>	<p>平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の削減を目標とする。(集中改革期間において約4,810億円の削減を目標とする)※</p> <p>※「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年12月17日閣議決定)に基づく削減目標。主計はいずれも契約ベース</p>	

重要課題: 効率化への取組・調達改革に係る取組等

改革項目: 中期防衛力整備計画に基づく効率的な防衛力整備による費用対効果の向上

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
中期防衛力整備計画に基づく調達改革等による効率化の実施	中期防衛力整備計画に基づく防衛力整備の着実な推進を図るべく、一層の効率化・合理化の徹底に取り組んでいる。	引き続き、各種の効率化策に取り組むことで一層の効率化・合理化を図る。
新設された防衛装備庁を中心に調達改革の一層の促進	平成27年10月以降、新設された防衛装備庁において、プロジェクト管理の導入、PBLの拡大等の調達改革に取り組んでいる。	引き続き、各種の施策を着実に実施することで調達改革の促進を図る。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	<ul style="list-style-type: none"> ・長期契約を活用した装備品等及び役務の調達 ・維持・整備方法の見直し ・装備品のまとめ買い ・民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額 	平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。(集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする)	<ul style="list-style-type: none"> 約3,690億円(平成28年4月) ・平成26年度約660億円 ・平成27年度約1,530億円 ・平成28年度約1,500億円 	平成26年度から、維持・整備方法の見直し、民生品の使用・仕様の見直し、装備品等のまとめ買いを進め、また平成27年度からは、新たに長期契約を導入することにより、これまでにあわせて3,690億円程度の縮減を図っている。引き続き、各種の効率化策に取り組むことで一層の効率化・合理化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理の重点対象装備品に選定される品目数 	増加	12品目(平成27年11月)	まずは、平成27年11月に選定された12品目の着実なプロジェクト管理に努める。今後も装備品等のライフサイクルコストや統合運用、技術的な成熟度、国際共同開発・生産、防衛生産・技術基盤の維持・強化及び防衛力の整備の観点から重要性を考慮し、プロジェクト管理重点対象装備品の追加を検討していく。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	・PBL導入による維持・整備コストの縮減見込額	累積額の増額	113億円 (平成28年4月)	平成28年度予算においては、新たに99億円の縮減を図り、目標を達成した。引き続き、PBLの適用拡大を推進し、目標の達成に努める。
	・安全保障技術研究推進制度により採択した研究課題の件数	拡大	19件 (平成28年7月)	平成28年度については、新たに10件の研究課題を採択して目標を達成した。引き続き、本制度の周知に努め、研究課題の公募を実施する予定。
	・随意契約の適用件数	拡大	-	実績値については平成29年6月に平成28年度分を把握する予定。引き続き随意契約を適切に活用し、目標の達成に努める。
	・特別研究官による新たな制度の提案数	拡大	-	実績値については平成30年度に把握する予定。引き続き目標の達成に努める。
第二階層	平成26年度～平成30年度において、7,000億円程度の縮減を目標とする。	再掲	再掲	再掲